

令和元年度
文化庁委託調査

「諸外国における著作権登録制度調査」

報告書

令和 2 年 3 月

EY 新日本有限責任監査法人

◇◇ 目 次 ◇◇

I. 調査事業の概観	1
第 1. 調査の背景と目的.....	1
第 2. 調査の実施方法.....	2
1. 調査の概要	2
2. 調査の内容	2
3. 調査の方法	3
II. 調査結果（全体）	7
第 1. 調査対象国の比較表.....	7
1. 著作権登録制度の概要.....	8
2. 著作権登録の効果.....	12
3. その他	15
第 2. 調査対象国の項目別比較.....	29
第 3. 我が国権利者の各国著作権登録制度の国別活用方策の検討	35
III. 調査結果（各国別）	42
第 1. 米国	43
1. 著作権登録制度の概要.....	43
2. 著作権登録の効果.....	46
3. その他	52
第 2. カナダ	68
1. 著作権登録制度の概要.....	68
2. 著作権登録の効果.....	74
3. その他	79
第 3. 中国	92
1. 著作権登録制度の概要.....	92
2. 著作権登録の効果.....	97
3. その他	103
第 4. 韓国	121
1. 著作権登録制度の概要.....	121
2. 著作権登録の効果.....	126
3. その他	129
第 5. ブラジル	144
1. 著作権登録制度の概要.....	144
2. 著作権登録の効果.....	150

3.	その他	153
第 6.	インドネシア	162
1.	著作権登録制度の概要.....	162
2.	著作権登録の効果.....	172
3.	その他	178
第 7.	タイ	188
1.	著作権登録制度の概要について.....	188
2.	著作権登録の効果.....	196
3.	その他	200
第 8.	ベトナム	211
1.	著作権登録制度の概要.....	211
2.	著作権登録の効果.....	215
3.	その他	219
IV.	参考資料.....	232
	著作権登録制度にかかるアンケート調査票.....	232

I. 調査事業の概観

第1. 調査の背景と目的

流通ルートが多様化や情報通信技術の発達に伴い、近年の著作権侵害の形態も多様化かつ複雑化している。また、著作権侵害事例も国境を越えて発生しており、我が国権利者が権利を行使するに当たっては、我が国とは制度の異なる侵害発生国において対応を取る必要があり、困難を伴うケースも多い。

ベルヌ条約上、著作権の発生は無方式主義であるが、ベルヌ条約加盟国の一部には、著作権の登録を行わないと権利行使が容易でない国や、著作権の登録について一定のメリットを付与している国が存在する。

本調査は、日本の権利者の海外でのコンテンツビジネスの展開や著作権侵害に対する権利行使に資するべく、諸外国における著作権登録制度の概要及び運用実態を調査するものである。

第2. 調査の実施方法

1. 調査の概要

本調査では、日本の権利者の海外でのコンテンツビジネスの展開や著作権侵害に対する権利行使に資するべく、諸外国における著作権登録制度の概要及び運用実態について調査を実施し、整理・分析を行った。

2. 調査の内容

(1) 調査対象国

調査対象国は、米国、カナダ、中国、韓国、ブラジル、インドネシア、タイ、ベトナムとした。

著作権登録制度が法制上又は実質的に存在していることが確認された国のうち、日本コンテンツに対するニーズが高い国を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

①登録制度の概要

法的根拠、実施主体、年間の登録件数等

②登録の対象事項

発生、移転、許諾、担保設定等及び内容（日付、名称等）

③登録手続きの概要

オンライン登録の可否、公示方法、所要期間、手続き費用等

④必要書類の概要

複製物、譲渡契約書、ライセンス契約書の提出要否等

⑤法令上の登録の効果

権利の推定、法定損害賠償制度の利用可能化、弁護士費用の侵害者負担制度等

⑥運用上の登録の効果

刑事告訴、行政取締りの申立て、税関登録等に際して事実上必要であること等

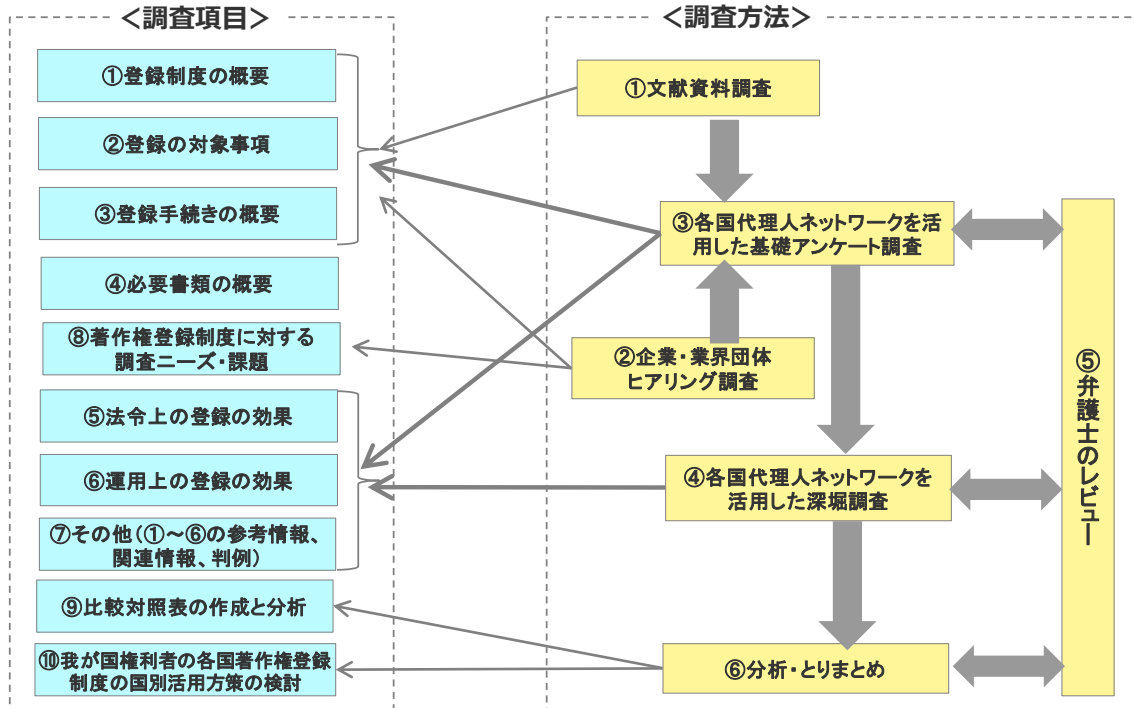
⑦その他

①～⑥の参考情報、関連情報等

3. 調査の方法

本調査の全体像（調査のフロー及び調査項目別の調査方法）を以下に示す。

＜調査の全体像＞



具体的な調査方法は以下の通りである。

(1) 文献資料調査（調査方法①）

調査対象国の著作権登録制度に関する基礎データ（登録制度の概要、登録の対象事項、登録手続きの概要など）を把握するため、既存文献資料や各国著作権所管当局のホームページ等の情報の収集・整理を行った。

(2) ヒアリング調査（調査方法②）

日本のコンテンツ事業者が、実際に海外で著作権登録を行うメリットを付与されているか、著作権登録を行わないと実質的に権利行使が容易でない状況等を確認するとともに、海外の著作権登録制度に対して確認したい事項（調査事項にかかるニーズ）や課題について把握するために、海外で著作権登録を行っている多様な業種の日本企業（5社程度）に対してヒアリングを実施した。ヒアリング項目及びヒアリング対象は以下のとおりである。

<ヒアリング調査項目>

- ・ 著作権登録を行っている国、件数、金額等
- ・ 著作権登録を行っている方法
- ・ 著作権登録を行うメリット、行わないデメリット
- ・ 著作権登録を行わないと実質的に権利行使が容易でない状況が生まれているか
- ・ 著作権登録制度に対して確認したい事項（調査事項にかかるニーズ）や課題

<ヒアリング対象>（書面ヒアリングを含む）

- ・ 映像事業者 A
- ・ 映像事業者 B
- ・ 音楽事業者 C
- ・ ゲーム事業者 D
- ・ ゲーム事業者 E
- ・ キャラクター事業者 F
- ・ 出版社 G

(3)各国代理人ネットワークを活用したアンケート調査（調査方法③④）

海外の著作権登録制度に関する基礎データを把握するため、調査対象国において実際に著作権登録及び著作権侵害にかかるエンフォースメントを行っている代理人に当該国における著作権登録制度及び運用状況に関するアンケートを送付し、その回答を整理した。

各国代理人に対するアンケートについては、基礎アンケートと追加アンケート調査の二段階に分けて実施した。

まず、調査対象国について、著作権登録制度に関する基礎情報を、以下の観点から収集・整理する。調査対象国において、日本の権利者が著作権侵害に係るエンフォースメントを行う際に、著作権登録制度上必要となる基礎情報を概観することを主目的とした。

アンケートの送付先は、知的財産権に基づくエンフォースメントの実績が豊富であり、制度だけでなく運用面に関する知識・ノウハウに精通している法律事務所を対象とした。

調査項目及びアンケート送付対象の法律事務所は、以下のとおりである。

<基礎アンケート調査項目>

○基礎情報

- ・ 登録手続きの概要（オンライン登録の可否、公示方法、所要期間、手続き費用等）
- ・ 必要書類の概要（複製物、譲渡契約書、ライセンス契約書の提出要否等）
- ・ 法令上の登録の効果（権利の推定、法定損害賠償制度の利用可能化、弁護士費用の侵害者負担制度等）
- ・ 運用上の登録の効果（刑事告訴、行政取締りの申立て、税関登録等の際に事実上必要であること等）

- ・著作権登録制度を活用した判例、その他参考情報・関連情報（著作権登録制度を活用したエンフォースメント、裁判の実績の有無等）

＜アンケート送付対象の法律事務所＞

対象国	法律事務所
米国	Cowan, DeBaets, Abrahams & Sheppard LLP
カナダ	Cassels Brock & Blackwell LLP
中国	北京市中銀法律事務所
ブラジル	Dannemann, Siemsen Advogados
インドネシア	SKC Law
韓国	Kim & Chang
タイ	Blumenthal Richter & Sumet
ベトナム	Rajah & Tann LCT Lawyers

基礎アンケート調査の回答を回収後、調査結果を踏まえて、調査対象国ごとに詳細に把握すべきポイントを明確化して、追加アンケート調査を各国代理人にアンケートで実施した。調査項目は以下のとおりである。

＜追加アンケート調査項目＞

- ・著作権登録制度を活用したエンフォースメント、裁判等の実績（詳細）
 - 登録の対象（発生、移転、許諾、担保設定等）及び内容（日付、名称等）
 - 登録手続き内容（オンライン登録の可否、公示方法、所要期間、手続き費用等）
 - 必要書類（複製物、譲渡契約書、ライセンス契約書の提出要否等）
 - 法令上の登録の効果（権利の推定、法定損害賠償制度の利用可能化、弁護士費用の侵害者負担制度等）
 - 運用上の登録の効果（刑事告訴、行政取締りの申立て、税関登録等に際して事実上必要であること、商標の異議、審判申し立てにおける先行権利の証明に有用であること、行政訴訟、民事訴訟における著作権保有の初歩的な証明になること等）
- ・基礎アンケート調査結果を踏まえた、調査対象国ごとに詳細に把握すべき深堀事項／等

(4) 弁護士のレビュー（調査方法⑤）

調査項目の検討及び報告書の作成のため、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）事務局長であり、著作権に係るエンフォースメントの経験豊富な弁護士であるT & K法律事務所 埴崎弁護士に専門的知見からのレビューを、以下の調査の各段階で依頼した。

- ・基礎アンケート調査項目の検討
- ・基礎アンケート調査結果のレビュー
- ・追加アンケート調査国別項目の検討

- ・追加アンケート調査結果のレビュー
- ・報告書のレビュー

(5)分析・とりまとめ（調査方法⑥）

文献資料調査や企業・業界団体ヒアリング調査、各国代理人ネットワークを活用したアンケート調査において把握した、海外の著作権登録制度にかかる調査結果を国別調査結果としてまとめた。

また、調査によって把握した各国の法制度・運用状況を踏まえ、国別・調査項目別に簡潔な記載による比較対照表を作成し、作成した比較対照表に基づいた整理を行った。

比較対照表の作成にあたっては、とりまとめた国別調査結果との関連付けを行い、比較対照表から各国調査結果の各項目への目次的な機能を持たせた。

II. 調査結果（全体）

第1. 調査対象国の比較表

ここでは、文献資料調査や企業・業界団体ヒアリング調査、各国代理人ネットワークを活用したアンケート調査において把握した、海外の著作権登録制度にかかる調査結果を国別調査結果としてのうち、「著作権登録制度の概要」「登録手続きの概要」「著作権登録の必要書類」「法令上の登録の効果」「運用上の登録の効果」「著作権登録の活用状況」の項目をピックアップし、以下のとおり整理したうえで検討を行っていく。

1. 著作権登録制度の概要
2. 著作権登録の効果
 - （1）法令上の登録の効果
 - （2）運用上の登録の効果
3. その他
 - （1）登録手続きの概要
 - （2）著作権登録の必要書類
 - （3）著作権登録の活用状況

まず、当該整理に従い、国別・調査項目別に簡潔な記載による比較対照表を作成したので、次頁より展開する。なお、各国別の詳細については、第Ⅲ章「調査結果（各国別）」以下の各国別の項目を参照されたい。

注) 以下、「－」：前提となる質問を受けて回答不要の事項、「制度なし」：回答の前提となる制度がないとの趣旨、「なし」：有無の問に対し無いとの趣旨、「不明」：結論が確認できなかった事項、それぞれを示す。

1. 著作権登録制度の概要

	米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
1-1.著作権登録制度の対象事項								
(a) 著作権者の登録	○	○	○	×	○	○※	○※	○
(b) 実名の登録	(a)～(d)の情報を含む著作権が登録される	(a) 著作権者の登録の範囲内で登録される	○	○	(a) 著作権者の登録に含まれる	×	○※	(a) 著作権者の登録の範囲内で登録される
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録			○	○		○※	○※	
(d) 創作年月日の登録			○	○		×	○※	
(e) 著作権の譲渡の登録	○	○	○	○	○	○	○※	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○	○	○	×	×	○	○※	○
(g) 著作権の信託の登録	×	○	○	×	×	×	×	×
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	×	○	○	○	×	×	×	○
(i) 出版権の設定等の登録	×	×	×	○	×	×	×	×
(j) 著作隣接権の移転等の登録	×	○	○	○	○	○	×	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○	○	○	○	×	○	○※	○
(l) その他（創作者等の登録）	×	○ 著作権上の利益を付与するライセンスの登録	○	○ 著作者等の登録	×	○※ 創作者等の登録	×	○ 著作者の登録

※法制度上、著作権登録制度はない、又は著作権登録制度の対象になってはいないが、行政手続きにおいて実質的に登録することができる。

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
1-3.著作権登録の実施主体（申請できる者）									
	(a) 著作権者の登録	著作権者又は著作権者(※(a)～(d)の情報を含む著作権の登録)	著作物の著作権者、当該著作物・著作物以外の目的物（実演家の実演、レコード又は伝達信号）の著作権者、著作権の譲受人、ライセンス契約によって著作権への利益が付与された人物、代理人	著作権者	制度なし	著作権者又はその代理人	著作権者、著作権者、被授与者（代理人）	著作権者、被授与者（代理人）	著作権者又は著作権者
	(b) 実名の登録	上記（a）と同様	上記（a）と同様	著作権者	著作者本人/共同著作者のうち1人、又は著作者が著作物登録前に死亡した場合は相続人/共同相続人のうち1人、著作者(共同著作者のうち1人を含む)及び相続人(共同相続人のうち1人を含む)の代理人、信託著作物の登	制度なし	制度なし	上記(a)と同様	上記（a）と同様

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
					録時の著作権 信託管理業者				
	(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	上記（a）と同様	上記（a）と同様	著作権者	上記（b）と同様	上記（a）と同様	制度なし	上記（a）と同様	上記（a）と同様
	(d) 創作年月日の登録	上記（a）と同様	上記（a）と同様	著作権者	上記（b）と同様	上記（a）と同様	制度なし	上記（a）と同様	上記（a）と同様
	(e) 著作権の譲渡の登録	著作者又は著作権者	上記（a）と同様	譲渡人又は許諾者。譲受人又は被許諾者。	著作権譲渡人及び譲受人の共同申請、又は譲受人の代理人	不明	譲渡を行う著作者又は譲受人	上記（a）と同様	上記（a）と同様
	(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	著作者又は著作権者	上記（a）と同様	著作権者、締結当事者	制度なし	制度なし	被承継人としての著作権者又は承継人	上記（a）と同様	上記（a）と同様
	(g) 著作権の信託の登録	制度なし	上記（a）と同様	譲渡人又は許諾者。譲受人又は被許諾者	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし	上記（a）と同様	質権者、質権設定者、権利者	質権者及び質権設定者の共同申請、又は質権者の代理人	制度なし	制度なし	制度なし	質権者、質権設定者、又は資産管理機関
	(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	制度なし	制度なし	出版権者及び出版権設定者の共同申請、又は出版権者の代理人	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし	上記（a）と同様	譲渡人又は許諾者。譲受人又は被許諾者。	著作隣接権譲渡人及び譲受人の共同申請、又は譲受人の代理人	不明	譲渡を行う著作隣接権の著作者又は譲受人	制度なし	上記（a）と同様

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
	(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作者又は著作権者	著作権登録官又は利害関係人	著作権者、契約締結当事者	登録されている者又はその代理人	制度なし	著作者、著作権者又は著作権隣接権の著作権者	上記(a)と同様	上記(a)と同様
	(l) その他（創作者等の登録）	制度なし	上記(a)と同様	登録対象による	著作者本人／共同著作者のうち1人、又は著作者が著作物登録前に死亡した場合は相続人／共同相続人のうち1人、著作者及び相続人の代理人、信託著作物の登録時には著作権信託管理業者	制度なし	制度なし	制度なし	上記(a)と同様
1-4.登録対象著作物									
	(a) 言語著作物	○	○	○	○	○	○	○	○
	(b) 音楽著作物	○	○	○	○	○	○	○	○
	(c) 演劇著作物	○	○	○	○	○	○	○	○
	(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○	○	○	○	○ 文学作品は登録可能。 視聴覚作品のみ×	○	○	○
	(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○	○	○	○	○	○	○	○
	(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○	○	○	○	○ 文学作品は登録可能。	○	○	○

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
						視聴覚作品のみ×			
	(g) 録音物	○	○	○	○	○	○	○	○
	(h) 建築著作物	○	○	○	○	○	○	○	○
	(i) プログラムの著作物	○	○	○	○	○	○	○	○
1-5.著作権等の登録機関									
	名称	米国著作権局	著作権登録官	中国版權保護センター	韓国著作権委員会	国立図書館、音楽学校、リオデジャネイロ連邦大学の美術学校、連邦工学・建築・農学委員会	著作権局	知的財産局著作権部	ベトナム著作権局

2. 著作権登録の効果

(1) 法令上の登録の効果

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
(1)-1. 著作権登録をすることによる、法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果があるか									
	(a) 著作権者の登録	あり	あり	あり	制度なし	あり	あり	あり	あり
	(b) 実名の登録	あり	あり	あり	あり	制度なし	制度なし	あり	あり
	(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり
	(d) 創作年月日の登録	あり	あり	なし	あり	あり	制度なし	あり	あり
	(e) 著作権の譲渡の登録	不明	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
	(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	不明	あり	あり	制度なし	制度なし	あり	あり	あり

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
	(g) 著作権の信託の登録	制度なし	あり	あり	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし	あり	あり	あり	制度なし	制度なし	制度なし	なし
	(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	制度なし	制度なし	あり	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし	あり	あり	あり	不明	あり	制度なし	あり
	(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	不明	あり	あり	あり	制度なし	あり	あり	あり
(1)-2. 法定賠償制度									
	Q. 法定賠償制度の有無	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり
	Q. 法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用可否に影響はあるか	あり	なし	なし	あり	なし	—	—	なし
(1)-3.著作権のエンフォースメントを行うに際、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度									
	Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり
	Q. 侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無によって当該制度の利用可否に影響はあるか	あり	なし	なし	なし	なし	—	なし	なし
(1)-4.著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となるか		対抗要件となる	対抗要件となる	対抗要件とならない	対抗要件となる	対抗要件とならない	対抗要件とならない	対抗要件とならない	対抗要件とならない

(2) 運用上の登録の効果

	米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
(2)-1.刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか	必要ではないが、あると有利	必要ではないが、あると有利	必要ではないが、あると有利	必要ではないが、あると有利	必要ではないが、あると有利	必要	必要ではないが、あると有利	必要ではないが、あると有利
(2)-2.税関登録等に際して、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか	必要	必要ではないが、あると有利	必要ではないが、あると有利	必要ではないが、あると有利	(c) 必要ではないが、あると有利	必要	必要	必要ではないが、あると有利
(2)-3.第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用か	有用でない	ケースバイケースで有用な場合がある	有用	ケースバイケースで有用な場合がある	ケースバイケースで有用な場合がある	有用でない	ケースバイケースで有用な場合がある	ケースバイケースで有用な場合がある
(2)-4.著作権登録は、行政訴訟、民事訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるか	初歩的な証明になる	ケースバイケースで初歩的な証明になる場合がある	初歩的な証明になる	初歩的な証明になる	ケースバイケースで初歩的な証明になる場合がある	初歩的な証明になる	ケースバイケースで有用な場合がある	初歩的な証明になる
(2)-6.他国での著作権登録が有用か	ケースバイケースで有用な場合がある	ケースバイケースで有用な場合がある	有用	有用でない	有用	ケースバイケースで有用な場合がある	ケースバイケースで有用な場合がある	ケースバイケースで有用な場合がある

3. その他

(1) 登録手続きの概要

	米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
(1)-1.オンライン登録の可否	○	○	○	○	×	○	○	×
(a) 言語著作物	○	○	○	○	—	○	○	—
(b) 音楽著作物	○	○	○	○	—	○	○	—
(c) 演劇著作物	○	○	○	○	—	○	○	—
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○	○	○	○	—	○	○	—
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○	○	○	○	—	○	○	—
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○	○	○	○	—	○	○	—
(g) 録音物	○	○	○	○	—	○	○	—
(h) 建築著作物	○	○	○	○	—	○	○	—
(i) プログラムの著作物	○	○	○	○	—	○	○	—
(1)-2.オフラインでの登録を受け付けている窓口の数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	6 箇所	制度なし（オンラインのみ）	77 箇所	3 箇所
(1)-3.登録が完了した場合の公示方法	(a) 登録機関のホームページ上で公示 (b) 著作権登録原簿に掲載	(a) 登録機関のホームページ上で公示 (b) 著作権登録原簿に掲載	(a) 登録機関のホームページ上で公示 (b) 著作権登録原簿に掲載	(a) 登録機関のホームページ上で公示 (b) 著作権登録原簿に掲載	(b) 著作権登録原簿に掲載	(b) 著作権登録原簿に掲載 (c) 著作権登録の公式引用への要請による	(a) 登録機関のホームページ上で公示 (b) 著作権登録原簿に掲載	(a) 登録機関のホームページ上で公示 (b) 著作権登録原簿に掲載
(1)-4.著作権登録手続きの所要期間								
著作権登録手続きの標準所要期間	ウェブ申請で補正等が生じない場合：平均 3 か月 郵便申請で補正等が生じない場合：平均 6	30 日未満	1. ソフトウェア著作権登録申請：30 営業日。 2. 著作物著作権：30 営業日以内に手続を	4 日	90 日	14 営業日	3～4 か月	15 営業日

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
		か月 ウェブ申請で 補正等が生じ た場合：平均 6 か月 郵便申請で補 正等が生じた 場合：平均 9 か 月		完了					
	著作権登録手続きの所要期間 を短縮する方法の有無	有	有	有	無	無	無	無	無
	所要期間を短縮する場合の追 加費用、日数	US\$800 (著作権局は 早期登録申請 の確認に 5 営業 日以内の処理 を心掛けては いるものの、そ の日数での完 了を保証はし ない。)	CAN\$65 電子出願の場 合：出願受理 後 7 営業日以 内 書類出願の場 合：出願受理 後 1 ヶ月以内	31～35 日 300 人民元 26～30 日 400 人民元 (中略) 5000 人民元 2 日 10000 人民元 1 日 20000 人民元	—	—	—	—	—
(1)-5.著作権登録手続きの手続き費用									
1) 著作権者の登録									
	(1) 著作権者の登録	単一著作物の 登録（電子）： 55 ドル 応募者が唯一 の著作者及び 申立人であり、 著作物が雇用 により作成さ れた著作物で はない単一の	オンライン申 請の場合は著 作権の件数 1 件あたり \$50.00 カナダ ドル、その他 の方法で申請 した場合は、 1 件あたり \$65.00 カナダ	ソフトウェア 著作権登録費 用は無料で、 著作物著作権 登録は P108 「中国版權保 護センター著 作権自主登録 費用基準」を 参照。	制度なし	著作権の件数 1 件につき 80 レアル	著作権の件数 1 件（オンラ イン申請）に つき 400,000 IDR、 コンピューター プログラム 及びビデオゲ ームの申請ー 1 件（オンラ	著作権登録は 無料	著作権の件数 1 件につき 100,000 ～ 600,000 ドン の間

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
		著作物登録（電子）：35 ドル／他	ドル。				イン申請）につき 600,000 IDR		
2) 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）									
	(1) 著作権の移転の登録	著作権の件数 1 件あたり 105 ドル、同一文書で参照されている 10 以下の題名は各グループ 35 ドル	移転又はライセンス 1 件あたり \$65.00 カナダドル	ソフトウェア登録事項変更又は補充登録、取消、撤回、変更登録及び著作物著作権登録再発行に該当（費用は、申請登録費用の半額／回）。	著作物の件数 1 件につき 88,240 ウォン（オンライン申請時 78,240 ウォン） コンピュータプログラムの登録：94,000 ウォン（オンライン申請時 84,000 ウォン）	著作権の件数 1 件につき 80 レアル	著作権の件数 1 件につき 200,000 IDR	著作権登録は無料	著作権の件数 1 件につき 100,000 ～ 600,000 ドンの間（著作権の移転は新たな登録を要するため、1）と同額が必要
	(2) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	制度なし	質権あたり \$65.00 カナダドル	ソフトウェア著作権質権登録費用、著作権質権登録は無料	著作物の件数 1 件につき 88,240 ウォン（オンライン申請時 78,240 ウォン） コンピュータプログラムの登録：94,000 ウォン（オンライン申請時 84,000 ウォン）	制度なし	制度なし	制度なし	登録数 1 件につき 80,000 ドン

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
	(3) 著作権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	移転あたり \$65.00 カナダドル	著作権質権変更登録は無料	著作物の件数 1 件につき 88,240 ウォン(オンライン申請時 78,240 ウォン) コンピュータプログラムの登録：94,000 ウォン(オンライン申請時 84,000 ウォン)	制度なし	制度なし	制度なし	登録数 1 件につき 60,000 ドン。移転には登録への変更申請を伴う。
	(4) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	制度なし	通常は、著作権の初回登録、移転登録、又はライセンス登録自体の一環として登録される。	ソフトウェア著作権登録費用は無料で、著作物著作権登録は P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	制度なし	制度なし	制度なし	著作権登録は無料	著作物の数 1 件につき 100,000 ～ 600,000 ドンの間(上記 1)を参照のこと)
	(5) 信託の登録 (5-1) 質権の信託の登録 (5-2) 質権以外の権利の信託の登録	遺言書の登録 1 件につき 105 ドル	「著作権関連文書」として記録することが認められる場合、記録文書あたり \$65.00 カナダドル	著作権契約届出は P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし

	米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
(6) 第一発行年月日若しくは第一公表年月日又は創作年月日の登録	制度なし	通常は、著作権の登録の一環として登録される。	当該項目について単独の登録申請はない。	著作物の件数 1 件につき 33,600 ウォン(オンライン申請 23,600 ウォン) コンピュータプログラムの登録：63,600 ウォン(オンライン申請時 53,600 ウォン)	著作権の件数又は著作物の数 1 件又は 1 個につき 80 レアル	制度なし	制度なし	著作物の数 1 件につき 100,000 ～ 600,000 ドンの間(上記 1)を参照のこと)
(7) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	完了した登録を修正又は追加する場合：130 ドル、デザイン登録を修正する場合：100 ドル	抹消済み登録の再登録は、普通は新規登録の記録によって完了する(上記参照)。	1. ソフトウェア登録事項変更又は補充登録 2. 著作物著作権登録の取消、撤回、変更登録及び登録再発行については P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	著作権の件数又は著作物の数 1 件につき 6,600 ウォン(オンライン申請時 5,600 ウォン)	制度なし	著作権の件数又は著作物の数 変更の登録 1 件又は 1 個につき 150,000IDR 抹消された登録の回復に関する登録は存在しない。	著作権登録は無料	著作権の件数 1 件につき 100,000 ～ 600,000 ドンの間。著作権証明書の再発行(例：紛失や破損など)、料金は上記の半額。
(8) 登録の抹消	制度なし	制度なし(行政上の機能ではない。抹消の申請は連邦裁判所に持ち	1. コンピューターソフトウェア登録請求の取消は無料。	著作権の件数又は著作物の数 1 件につき 6,600 ウォン(オン	制度なし	制度なし	著作権登録は無料	不明

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
			込まれなければならない。)	2. 著作物著作権登録証書取消は 80 人民元／回。	ライン申請時 5,600 ウォン)				
3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）									
	(1) 出版権の設定の登録	制度なし	制度なし	制度なし	出版権の件数 1 件につき 64,000 ウォン(オンライン申請時 54,000 ウォン)	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(2) 出版権の移転の登録	制度なし	制度なし	制度なし	出版権の件数 1 件につき 64,000 ウォン(オンライン申請時 54,000 ウォン)	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(3) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	制度なし	制度なし	制度なし	出版権の件数 1 件につき 64,000 ウォン(オンライン申請時 54,000 ウォン)	制度なし	制度なし	制度なし	1 件につき 80,000 ドン

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
	(4) 出版権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	制度なし	制度なし	出版権の件数 1 件につき 64,000 ウォン(オンライン申請時 54,000 ウォン)	制度なし	制度なし	制度なし	1 件につき 60,000 ドン
	(5) 信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	遺言書の登録 1 件につき 105 ドル	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(6) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	完了した登録を修正又は追加する場合 130 ドル	制度なし	制度なし	出版権の件数 1 件につき 6,600 ウォン(オンライン申請時 5,600 ウォン)	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(7) 登録の抹消	制度なし	制度なし	制度なし	出版権の件数 1 件につき 6,600 ウォン(オンライン申請時 5,600 ウォン)	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
4) 著作隣接権の登録(著作隣接権の信託の登録を含む。)									
	(1) 著作隣接権の移転の登録	制度なし ※米国には隣接権は存在しない	実演家の実演、レコード、又は著作権規則第 5(1)条の下の伝達信号あたり \$65.00	1. ソフトウェア登録事項変更又は補充登録 2. 著作物著作権登録の取	著作物の件数 1 件につき 33,600 ウォン(オンライン申請時 23,600 ウォン)	著作隣接権の件数 1 件につき 80 レアル	著作隣接権の件数 1 件につき 200,000 IDR	制度なし	著作隣接権の件数 1 件につき 200,000 ～ 500,000 ドンの間

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
			カナダドル、著作権登録の申請は実演家の実演、レコード、又は伝達信号に対してのみ取り扱う。	消、撤回、変更登録及び登録再発行についてはP108「中国版権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	ン) コンピュータプログラムの登録：63,600 ウォン(オンライン申請時53,600 ウォン)				
	(2) 著作権隣接権を目的とする質権の設定又は著作権隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	制度なし	質権あたり\$65.00 カナダドル	ソフトウェア著作権登録費用、著作物質権登録は無料	著作物の件数 1 件につき 88,240 ウォン(オンライン申請時78,240 ウォン) コンピュータプログラムの登録：94,000 ウォン(オンライン申請時84,000 ウォン)	制度なし	制度なし	制度なし	登録数 1 件につき 80,000 ドン
	(3) 著作権隣接権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	移転あたり\$65.00 カナダドル	著作権質権変更登録は無料	著作物の件数 1 件につき 88,240 ウォン(オンライン申請時78,240 ウォン) コンピュータプログラムの登録：	制度なし	制度なし	制度なし	登録数 1 件につき 60,000 ドン

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
					94,000 ウォン(オンライン申請時 84,000 ウォン)				
	(4) 信託の登録 (4-1)質権の信託の登録 (4-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	「著作権関連文書」として記録することが認められる場合、記録文書あたり \$65.00 カナダドル。	著作権契約届出は P108「中国版權保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(5) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	制度なし	抹消済み登録の再登録は、通常は新規登録の記録によって完了する(上記参照)。	1. ソフトウェア登録事項変更又は補充登録 2. 著作物著作権登録の取消、撤回、変更登録及び登録再発行 については P108「中国版權保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	著作隣接権の件数 1 件につき 6,600 ウォン(オンライン申請時 5,600 ウォン)	制度なし	著作隣接権の件数 変更の登録 1 件又は 1 個につき 150,000IDR 抹消された登録の回復に関する登録は存在しない。	制度なし	著作隣接権の件数 1 件につき 200,000 ～ 500,000 ドンの間。
	(6) 登録の抹消	制度なし	制度なし(行政上の機能ではない。抹消の申請は連邦裁判所に申し立てられな	1. コンピューターソフトウェア登録請求の撤回は無料。 2. 著作物著作	著作隣接権の件数 1 件につき 6,600 ウォン(オンライン申請時	制度なし	制度なし	制度なし	不明

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
			ればならない。)	権登録証書取 消は80人民元 ／回。	5,600 ウォ ン)				
(1)-6.シリーズによる登録の可否									
	同名のタイトルであれば、1作 ずつでなくシリーズでの登録 が可能か	可能	可能	可能	不可能	可能	不可能	不可能	不明 (このような 登録の許可は ケースバイケ ースであり、 ベトナム著作 権局の精査の 対象)
	Q. シリーズによる登録が可能 な著作物								
	(a) 言語著作物	○	○	○	—	○	—	—	○
	(b) 音楽著作物	○	○	○	—	○	—	—	○
	(c) 演劇著作物	○	○	○	—	×	—	—	○
	(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○	×	○	—	×	—	—	○
	(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○	○	○	—	○	—	—	○
	(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○	○	○	—	×	—	—	○
	(g) 録音物	○	×	○	—	○	—	—	○
	(h) 建築著作物	○	×	○	—	×	—	—	○
	(i) プログラムの著作物	○	○	○	—	×	—	—	○
	Q. シリーズによる登録が可能 な場合、追加費用の有無	追加費用なし	追加費用なし	追加費用有り	—	追加費用なし	—	—	不明
(1)-7.著作物の形態別の登録方法									
	Q. インターネット上の著作物 は CD 等の電子媒体での登録 が可能か。	可能	不可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能
	Q. CD 等の電子媒体での登録 が可能な著作物								

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
	(a) 言語著作物	媒体により異なる。それ自体が電子的な作品の場合、電子媒体により提出可能。	—	○	○	×	○	○	○
	(b) 音楽著作物		—	○	○	○	○	○	○
	(c) 演劇著作物		—	○	○	○	○	○	○
	(d) 無言劇及び舞踊の著作物		—	○	○	×	○	○	○
	(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物		—	○ 美術著作物については量が 多く CD 等電子メディアに 保存することが必要な場合 を除き、一般的には紙媒体 資料を使用	○	×	○	○	○
	(f) 映画及びその他の視聴覚著作物		—	○	○	×	○	○	○
	(g) 録音物		—	○	○	○	○	○	○
	(h) 建築著作物		—	○	○	×	○	○	○
	(i) プログラムの著作物		—	○	○	○	○	○	○

(2) 著作権登録制度の必要書類

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
(2)-1.著作権登録の申請フォーマットの有無									
	(a) 著作権者の登録	○	○	○	制度なし	○	○	○	○
	(b) 実名の登録	著作権者、第一公表年月日、創作年月日などを含む、著作権申請時に提供される情報として取り扱われる	著作物又は著作物以外の目的物の登録の一環としてのみ登録可能	当該項目について単独の登録申請は無し	○	なし	制度なし	なし	○
	(c) 第一発行（公表）年月日等の登録		○ 著作物の登録		○	○	なし	なし	○

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
			の一環として のみ登録可能						
	(d) 創作年月日の登録		○ 著作物以外の 目的物の登録 の一環として のみ登録可能		○	○	制度なし	なし	○
	(e) 著作権の譲渡の登録	なし	○	○	○	○	○	○	○
	(f) 著作権の移転の登録（相続 その他の一般承継）	なし	○	○	制度なし	制度なし	○	○	○
	(g) 著作権の信託の登録	制度なし	○ 「著作権関連 文書」として 登録できる可 能性あり	○	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(h) 著作権を目的とした質権 設定等の登録	制度なし	○	○	○	制度なし	制度なし	制度なし	○
	(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	制度なし	制度なし	○	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし	○	○	○	なし	○	制度なし	○
	(k) 登録の変更、更正、抹消等 の登録	なし	不明	○	○	制度なし	○	○	○
	(l) その他（創作者等の登録）	制度なし	不明	○	○	制度なし	なし	制度なし	○
(2)-3.著作権登録の申請に当たって 複製物の提出の要否									
	(a) 著作権者の登録	あり	なし	あり	制度なし	あり	なし	なし	なし
	(b) 実名の登録	あり	なし	あり	あり	制度なし	制度なし	なし	なし
	(c) 第一発行（公表）年月日等 の登録	あり	なし	あり	あり	あり	なし	なし	なし
	(d) 創作年月日の登録	あり	なし	あり	あり	あり	制度なし	なし	なし
	(e) 著作権の譲渡の登録	あり	あり	あり	あり（著作権 が未登録の場 合に限り）	あり	なし	なし	なし
	(f) 著作権の移転の登録（相続	あり	あり	あり	制度なし	制度なし	なし	なし	なし

		米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
	その他の一般承継)								
	(g) 著作権の信託の登録	制度なし	あり	あり	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(h) 著作権を目的とした質権 設定等の登録	制度なし	あり	あり	1)あり（著作権 が未登録の 場合に限り）	制度なし	制度なし	制度なし	なし
	(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	制度なし	制度なし	あり（著作権 が未登録の場 合に限り）	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし	あり	あり	あり（著作権 が未登録の場 合に限り）	不明	なし	制度なし	なし
	(k) 登録の変更、更正、抹消等 の登録	あり	なし	あり	なし	制度なし	なし	なし	なし
(2)-4.ソフトウェア著作物にかかる ソースコード提出の要否		必要	不要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
(2)-5.譲渡契約書の提出要否									
	3-5-1) 著作権の譲渡の登録の際に、 譲渡契約書の提出は必要か	不要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
	3-5-2) 著作隣接権の移転等の 登録の際に、譲渡契約書の提出 は必要か	—	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
(2)-6.著作権の信託の登録の際の譲 渡契約書の提出要否									
	6-1) 著作権の信託の登録の際 に譲渡契約書の提出は必要か	制度なし	必要	必要	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	6-2) 著作権の信託の登録の際 に信託契約書の提出は必要か	制度なし	必要	必要	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし

(3) 権利者の著作権登録の活用状況

	米国	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インドネシア	タイ	ベトナム
(3)-1.貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えるか	ケースバイケースで活用されている	活用されていない	ケースバイケースで活用されている	ケースバイケースで活用されている	活用されている	ケースバイケースで活用されている	活用されている	活用されている

第2. 調査対象国の項目別比較

1. 著作権登録制度の概要

最初に、各国の著作権登録制度について概観する。

米国では、著作物用登録申請フォームに記載される項目（著作物、著作者、著作権者、創作年月日、第一公表年月日等）に関連するあらゆる届出は行政手続き上のものであり、著作物自体の登録に直接関連するものではなく、登録ではなく「記録」とみなされる。なお、米国においては、米国国内の著作物に限り、著作権者が著作権の申し立てを連邦裁判所に提訴するために著作権者は著作権登録を実施していなければならない。

日本の著作権登録制度との違いで言えば、米国では、著作権の保有自体の登録が可能となっている。その他に、著作権の保有自体（著作権者）の登録が可能となっている国は、カナダ、中国、ブラジル、インドネシア、タイ、ベトナムである。

韓国の著作権法には、著作者の登録のみが規定されており、著作権者の登録はない。著作者本人が著作権者である場合、著作者として登録をすれば創作者が著作権者として推定され、権利の変動により著作者と著作権者が異なる場合には、著作財産権の変動登録をすることができるため、「著作権者」の登録は必要ないという趣旨である。また、出版権の設定等の登録ができるのは、韓国だけであり、登録しなければ、第三者に対抗することができないことが著作権法に定められている。

タイでは、法制度上、著作権登録制度はないが、「公的登録のためかつビジネスの安全確保」を目的として実質的に登録することができる。

2. 著作権登録の効果

（1）法令上の登録の効果

①著作権登録による権利推定等の効果

著作権者の登録をすることによる法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果については、著作権者の登録制度がない韓国以外のすべての国において、法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果がある。韓国についても、「実名の登録」「第一発行（公表）年月日等の登録」「創作年月日の登録」「著作権の譲渡の登録」の登録をすることにより、権利推定等（行政上及び司法上）の効果がある。

②法定賠償制度

法定賠償制度があるのは、インドネシアとタイを除く、米国、カナダ、中国、韓国、ブラジル、ベトナムである。そのうち、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用可否に影響があるのは、米国と韓国であり、カナダ、中国、ブラジル、ベトナムでは著作権登録の有無による法定損害賠償制度の利用可否への影響はない。

③弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度

著作権のエンフォースメントを行う際の、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度については、インドネシアを除く7か国において、弁護士費用等の侵害者負担制度がある。

侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無により当該制度の利用可否に影響があるのは、米国のみであり、その他のカナダ、中国、韓国、ブラジル、タイ、ベトナムでは、著作権登録の有無による当該制度の利用可否に影響はない。

③第三者対抗要件

著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となることがあるのは米国とカナダ、韓国のみであり、それ以外の国はいずれも第三者との関係で対抗要件とならない。

(2) 運用上の登録の効果

①刑事告訴又は行政取締りの申立て

刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要かどうか、又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるかという点については、インドネシアのみ「必要」としており、米国、カナダ、中国、韓国、ブラジル、タイ、ベトナムでは、「必要ではないが、あると有利」としている。

②税関登録

税関登録等にして、著作権登録が事実上必要か、又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるかという点については、「必要」と回答したのは、米国、インドネシア、タイである。

また、「必要ではないが、あると有利」と回答したのは、カナダ、中国、韓国、ベトナムである。

③第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立て

第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用かという点については、中国のみ「有用」と回答しており、米国とインドネシアでは「有用でない」と回答している。

「ケースバイケースで有用な場合がある」と回答したのは、カナダ、韓国¹、ブラジル²、ベトナム³である。なお、タイでは、著作権の登録は、正当な著作権の保有として認定するものではないため、もし当事者が著作権証明書の著作権者よりも権利証明において十分な証拠を提出できれば、裁判所は権利証明の十分な証拠を提出した側に有利な決定を下すこ

¹ 登録商標の使用がその出願日前に発生した他人の著作権と抵触する場合は著作権が優先される。

² 著作権登録の前に著作権があったことを証明できた場合、登録は考慮されない。

³ 事前の著作権の存在が商標登録を妨げるという特定規則は存在しない。ただし、他の組織又は個人の事前に確立された知的財産権と矛盾する場合、工業所有権（商標を含む）を無効にするか使用禁止する場合があることが規定されている。

とができる。

④行政訴訟、民事訴訟

著作権登録は、行政訴訟、民事訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるかという点については、米国、中国、韓国、インドネシア、ベトナムにおいて、「初歩的な証明になる」としている。

カナダとブラジルでは、「ケースバイケースで初歩的な証明になる場合がある」としている。なお、タイでは、著作権の登録は、正当な著作権として認定するものではないため、基礎的証拠にはならないが、税関、警察官等、一部の行政当局では、著作権者に付与される推定権を認めている。

⑤権利侵害者に対する警告状送付

権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されているかという点については、カナダ、中国、ブラジル、インドネシアでは、「活用されている」としている。また、米国、韓国、ベトナムでは、「ケースバイケースで活用されている」としている。

他方、タイでは、「活用されていない」としている。

⑥他国での著作権登録が有用性

他国での著作権登録が有用かという点については、中国とブラジルでは「有用」としている。また、米国、カナダ、インドネシア、タイ、ベトナムでは、「ケースバイケースで有用な場合がある」としている。韓国のみ、「有用でない」と回答している。

3. その他

(1) 登録手続きの概要

①オンライン登録の可否

オンライン登録については、オンライン登録が可能な国は、米国、カナダ、中国、韓国、インドネシア、タイであり、オンライン登録が不可能な国は、ブラジルとベトナムである。

②オフライン登録の受付

オフラインでの登録については、インドネシア以外のすべての国で受け付けている。インドネシアでは、著作権局はオンラインのポータルサイトを通じた電子申請のみを受付けている。

オフライン登録の受付窓口の数は、米国、カナダ、中国がいずれも1箇所であるのに対して、韓国（2箇所）、ブラジル（6箇所）、タイ（77箇所）、ベトナム（3箇所）は複数箇所である。

③登録が完了した場合の公示方法

登録が完了した場合の公示方法については、米国、カナダ、中国、韓国、タイ、ベトナムでは、「登録機関のホームページ上での公示」と「著作権登録原簿に掲載する方法」を併用している。ブラジルとインドネシアでは、登録機関のホームページ上で公示せず、「著作権登録原簿に掲載する方法」で公示している。

④著作権登録手続きの標準所要期間

著作権登録手続きの標準所要期間については、国ごと、申請方法によりばらつきがある。最も短いのは韓国（申請日当日を含めて営業日で4日）で、次いで、インドネシア（14営業日）とベトナム（15営業日）も比較的短い。最も長いのはタイ（3～4か月）で、米国（ウェブ申請で補正等が生じない場合：平均3か月⁴）、ブラジル（90日）も比較的長い。カナダ（30日未満）と中国（著作権は、登録機関が登録申請を受理した後30営業日以内、ソフトウェア著作権登録申請は受理した日より30営業日）はそれらの中間的な長さである。

⑤著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法と追加費用

著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法については、米国、カナダ、中国では所要期間を短縮する方法があり、韓国、ブラジル、インドネシア、タイ、ベトナムでは、所要期間を短縮する方法がない。

所要期間を短縮する場合の追加費用について、米国（US\$800⁵、5営業日以内）とカナダ（CAN\$65⁶、7営業日以内）では、追加費用と短縮できる期間が一通りである。他方、中国では期間によって追加費用が手続きに要する日数により異なっている（1日：20,000人民元（＝約322,600円）、2日：10,000人民元（＝約161,300円）、3日：5,000人民元（＝約80,650円）／等）。

著作権登録手続きの手続き費用については、以下のとおりである。

国	登録の種類	手続き費用
米国	著作権の登録	単一著作物の登録（電子）：55ドル（＝約6,081円） 応募者が唯一の著作者及び申立人であり、著作物が雇用により作成された著作物ではない単一の著作物登録（電子）：35ドル（＝約3,870円）／他
カナダ	著作権者の登録	オンライン申請の場合は著作権1件あたり\$50.00カナダドル（＝約4,274円）、その他の方法で申請した場合は、1件あたり\$65.00カナダドル（＝約5,556円）
中国	著作権者の登録	ソフトウェア著作権登録費用は無料、著作権登録費用：作詞及び曲1件につき300人民元（＝約4,839円）

⁴ 郵便申請で補正等が生じない場合：平均6か月、ウェブ申請で補正等が生じた場合：平均6か月、郵便申請で補正等が生じた場合：平均9か月

⁵ US\$800＝約88,456円

⁶ CAN\$65＝約5,556円

韓国	著作権の移転の登録	著作物 1 件につき 88,240 ウォン（＝約 8,524 円）（オンライン申請時 78,240 ウォン（＝約 7,558 円）） コンピュータプログラムの登録：94,000 ウォン（＝約 9,080 円）（オンライン申請時 84,000 ウォン（＝約 8,114 円））
ブラジル	著作権者の登録	著作権 1 件につき 80 レアル（＝約 2,171 円））
インドネシア	著作権者の登録	著作権 1 件（オンライン申請）につき 400,000 インドネシアルピア（＝約 3,640 円） コンピュータプログラム及びビデオゲームの申請－1 件（オンライン申請）につき 600,000 IDR（＝約 5,460 円）
タイ	著作権者の登録	著作権登録は無料（登録手続きにかかる弁護士依頼料は発生し、概算で著作権 1 件について 13,000 タイ・バーツ（＝約 48,100 円））
ベトナム	著作権者の登録	著作権 1 件につき 100,000 ドン（＝約 474 円）～600,000 ドン（＝約 2,842 円）の間

注）為替レートは、以下のウェブサイトをもとに 2020 年 1 月 10 日の TTS を採用（米ドル＝110.57 円、カナダ・ドル＝85.47 円、中国・人民元＝16.13 円、韓国ウォン＝0.0966 円、ブラジル・レアル＝27.13707203 円、インドネシア・ルピア＝0.0091 円、タイ・バーツ＝3.7 円、ベトナム・ドン＝0.004736922 円）。⁷

⑥シリーズによる登録

シリーズによる登録が可能であるのは、米国、カナダ、中国、ブラジルである。他方、韓国、インドネシア、タイでは、シリーズによる登録は不可能である。ベトナムでは、法律上は規定がないが、実質的には登録が可能である。ただし、登録を一連のものとして行うことができるか、個別に行うことができるかはベトナム著作権局の判断による。

シリーズによる登録のための追加費用は中国のみ必要であり、米国、カナダ、ブラジルでは、追加費用は必要ない。

⑦著作物の形態別の登録方法

インターネット上の著作物が CD 等の電子媒体での登録が可能なのは、カナダ以外の 7 か国である。カナダでは、著作物又は実演家の実演、レコード、放送事業者の伝達信号の著作権をハードコピー又はオンラインで登録するための申請様式が存在し、申請はいかなる追加の添付をも必要とせず、必要様式以外の追加的電子媒体を許可しない。

（２）著作権登録制度の必要書類

ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出については、カナダ以外の 7 か国で、ソフ

⁷ <http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/past/index.php?id=200110>
<http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/index.php>
<https://ja.exchange-rates.org/history/VND/JPY/T>

トウェア著作物にかかるソースコード提出が必要とされている。

著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出については、米国以外のすべての国で、譲渡契約書の提出が必要とされている。米国では著作権の譲渡については、記録に関するものであり登録ではないため、必要とされていない。

著作隣接権の移転等の登録の際に、譲渡契約書の提出については、著作隣接権のない米国と著作隣接権の移転の登録がない中国以外のカナダ、韓国、ブラジル、インドネシア、タイ、ベトナムのすべてで、譲渡契約書の提出が必要とされている。

著作権の信託の登録については、カナダのみが著作権の信託の登録ができ、譲渡契約書の提出及び信託契約書の提出が必要とされている。

（３）権利者の著作権登録の活用状況

著作権登録制度を権利者は積極的に活用しているかという点については、ブラジル、タイ、ベトナムでは、「活用されている」としている。また、米国、中国、韓国、インドネシアでは、「ケースバイケースで活用されている」と回答している。カナダのみ、「活用されていない」と回答している。

第3. 我が国権利者の各国著作権登録制度の国別活用方策の検討

ここでは、「第2. 調査対象国の比較整理」の「2(1)法令上の登録の効果」、「2(2)運用上の登録の効果」、「3(3)著作権登録の活用状況」の結果等を踏まえて、我が国権利者が各国において権利行使するために、著作権登録制度の国別活用方策を以下の観点から検討する。

○著作権等のエンフォースメントを行う際に、著作権登録は有効か。

本調査の調査対象国の8カ国のいずれの国においても、各国の法律事務所は、権利行使をするために著作権登録制度の活用を推奨しており、権利者も国によって相違があるもののケースによって登録制度を活用している。

	法令上の登録の効果					運用上の登録の効果			著作権登録の活用状況	
	訴訟の要件	権利の推定	譲渡登録の第三者対抗要件	法定損害賠償制度の要件	弁護士費用の侵害者負担制度の要件	刑事告訴に有利	税関措置に有利	警告状の送付に活用	権利者が登録を活用	法律事務所が推奨
(1)米国	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)カナダ	×	○	○	×	×	○	○	○	×	—
(3)中国	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○
(4)韓国	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
(5)ブラジル	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○
(6)インドネシア	×	○	×	制度なし	制度なし	○	◎法令上登録必須	○	○	○
(7)タイ	×	○	×	制度なし	×	○	◎登録が事実上必要	×	○	○
(8)ベトナム	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○

注) 米国において著作権登録が訴訟要件となるのは、米国国内の著作物に限られる。

(1) 米国

米国において、我が国権利者が権利行使するために、著作権登録制度を活用することは有用であり、現地法律事務所も権利者に著作権登録を強く推奨している。米国においては、著作権登録が法定損害賠償請求制度と弁護士費用等の侵害者負担制度の要件となっている。2018 年の著作権登録件数は約 3,800 万件であり、映画、音楽、TV 番組、写真、出版、ソフトウェア、絵画、彫刻など様々な分野の著作物が登録されている。

著作権登録は法令上、以下のようなメリットがある。

- ・ 著作権登録が連邦裁判所（著作権訴訟の唯一の管轄）への提訴の必須要件となる（米国国内の著作物に限る。）。
- ・ 著作物が公開から 5 年以内に登録されている場合、その登録は著作権の有効性に関する推定的証拠である。原告が著作権登録証明書を作成すると、訴訟手続きにおける著作権の推定的証拠となり、なぜ著作権の請求が無効であるかを証明する負担は被告に移る。
- ・ 侵害発生前に又は初公開から 3 ヶ月以内に著作権登録されていることが法定損害賠償請求制度適用の要件となる。
- ・ 侵害発生前又は初公開から 3 ヶ月以内に著作権登録されていることが、弁護士費用等の侵害者負担制度適用の要件となる。
- ・ 著作権譲渡登録が第三者への対抗要件となること

また、運用上も、刑事告訴、水際対策、権利侵害者に対する警告状送付において、以下のメリットがあり、著作権登録が活用されている。

- ・ 刑事告訴において著作権登録は必要ではないが、あると有利である。刑事告訴における著作権侵害の申し立ての本質的な要素は「有効な」著作権の存在であり、登録はこれの強力な証拠である
- ・ 税関登録において著作権登録は必要。登録済み著作権については、米国税関国境警備局に登録することができる。
- ・ 著作権登録は、侵害者に対する警告状の発送時に活用されている。

米国において、法令上、法定損害賠償請求制度と弁護士費用等の侵害者負担制度の請求権の要件となっている上に、運用上も著作権登録が有用であることから、米国において権利行使のための方法として、米国の著作権登録制度の活用は有用と考えられる。

(2) カナダ

カナダにおいて、著作権登録制度の活用に一定の効果があるが、権利者によってあまり活用されていない。

著作権登録は法令上、以下のようなメリットがある。

- ・ 著作権の登録による著作権者等に対する権利の推定
- ・ 著作権譲渡登録が第三者への対抗要件となること

著作権譲渡登録すると譲受人は、反証のない限り、当該権利の保有者であることと推定する。紛争事案において譲渡が登録されていない場合、著作者名等が印刷などで表示されていると、反証のない限り、印刷されている人物が著作者等であると推定する。

また、運用上も、刑事告訴、水際対策、権利侵害者に対する警告状送付において、以下のメリットがある。

- ・ 刑事告訴の際に、著作権登録証明書が著作権が存在することの初歩的な証明となり、証明のための時間と費用を省くことができる。
- ・ 税関登録等にして、著作権登録証明書が著作権が存在することの初歩的な証明となり、証明のための時間と費用を省くことができる。
- ・ 著作権登録証は、侵害者に対する警告状の発送時に活用されている。

カナダにおいて、権利行使を行うための方法として著作権登録制度は、上記のように一定の効果があると考えられる。しかし、現地法律事務所が通常登録のメリットについて権利者に助言しているものの、登録の費用対効果の点でメリットを感じない権利者が少なくないため、著作権登録制度はあまり活用されていないとのことである。

(3) 中国

中国において、我が国権利者が権利行使するために、著作権登録制度を活用することは有用である。著作権登録はコストが比較的到低く、資料準備もあまり煩雑でなく、また自らの著作権を確定する初歩的証拠としても使えるため、現地法律事務所は、まだ作品を発表、出版等の形式で、公開、公表していない著作権者に対し、必ず著作権登録をするよう提案しているとのことである。特に、中国法に基づき設立された会社ではない場合、なるべく中国で著作権登録するように提案している。著作権登録手続よりも、海外の著作権の公証認証手続の方が煩雑となるためである。

実際に企業では著作権登録を積極的に活用しており、コンピューターソフトウェアや音楽、映像、写真などの分野で多くの著作権が登録されている。2017年の登録件数は、2,001,966件である。一方、漫画等の出版社は出版という行為を通して作品の著作権を確定し、かつ出版物を著作権の証拠とすることができるので、著作権登録を行うか否かは会社による。

著作権登録は法令上、以下のようなメリットがある。

- ・ 著作権の登録による著作権者等に対する権利の推定

ただし、法定損害賠償制度があるものの、著作権登録は要件ではないし、著作権譲渡の登録は第三者に対する対抗要件とはならない。

また、運用上も、刑事告訴、行政取締り、水際対策、権利侵害者に対する警告状送付等において、以下のメリットがあり、著作権登録が活用されている。

- ・ 刑事告訴や行政取締りの際に、著作権登録が権利主張の有力な証拠となり、著作権帰属の初歩的な証拠として用いることができる。
- ・ 税関届出の際に、著作権登録は必須ではないが、著作権登録証明があると、その他の証明文書が不要となるため、比較的簡便かつ有益である。

- ・ 著作権の侵害に対する警告状送付業務において、著作権登録証明書が活用されている。

このように、中国において権利行使を行うための方法として、中国の著作権登録制度の活用は有用と考えられる。中国において、他国での著作権登録も有用であるが、中国語への翻訳と公証認証手続きが必要となるため、中国の著作権登録制度の活用の方が有用である。

(4) 韓国

韓国において、我が国権利者が権利行使するために、著作権登録制度を活用することは有用であり、現地法律事務所も権利者に著作権登録を推奨している。2018年の著作権登録件数は42,323件にもなり、近年著作権登録が増加しているとのことである。著作権登録が増えている理由としては、著作権侵害が発生した場合に著作権登録があると権利救済がより容易になるという認識が広まったためであるという分析があり、著作権侵害に対する刑事対応のための準備として行う場合が多いと思われる。また、著作権登録は、著作権法におけるすべての種類の著作物で対象であるが、実際の登録は、キャラクターやコンピュータプログラム、商標や標章が多いようである。商標としても登録可能な標章の著作権登録も多くあり、手続の相対的な容易性、期間の短縮等が理由と思われる。

著作権登録は法令上、以下のようなメリットがある。

- ・ 著作権の登録による著作者等に対する権利の推定
- ・ 著作権譲渡登録による第三者への対抗要件の具備
- ・ 法定損害賠償請求制度の要件として侵害発生前に著作権登録されていること

また、運用上も、刑事告訴、水際対策、権利侵害者に対する警告状送付において、以下のメリットがあり、著作権登録が活用されている。

- ・ 刑事告訴の際に、捜査機関に登録内容を提出して告訴人に権利があることを立証し、権利侵害に関する捜査を要求することもできるという事実上の効果がある。
- ・ 不公正貿易行為調査法により、韓国の貿易委員会が著作権侵害物品に対する調査権を有し、調査結果により輸入/輸出制裁をすることができる。このとき、著作権侵害の立証において著作権の登録事実が有用に活用可能。
- ・ 著作権登録証があれば、侵害者に対する警告状の発送時に登録証を添付する場合が多い。

韓国において、法令上も運用上も他国での著作権登録は有用なことから、韓国において権利行使を行うための方法として、韓国の著作権登録制度の活用は有用と考えられる。

(5) ブラジル

ブラジルにおいて、我が国権利者が権利行使するために、著作権登録制度を活用することは有用であり、現地法律事務所も、主要な創作物に関係するものについては、著作権の保有に関して確実な証拠を得るために著作権登録の申請を推奨している。著作権登録の費用は高額ではなく、権利の有効性に関して相対的に有利になる推定が自動的に生じるため、著作権登録は著作権及び著作隣接権を保護する上で有効と捉えられており、権利者も積極的に

活用している。

著作権登録は法令上、以下のようなメリットがある。

- ・ 著作権の登録による著作権者等に対する権利の推定が働く。著作権登録は権利保有の初歩的な証明となる。すなわち、権利行使をする際には、著作権があることを証明する必要があるが、著作権登録書を提出して反論がなければ、著作権があることを証明する必要はない。

ただし、法定損害賠償制度があるものの、著作権登録は要件ではないし、著作権譲渡の登録は第三者に対する対抗要件とはならない。

また、運用上も、刑事告訴、水際対策、権利侵害者に対する警告状送付において、著作権登録は著作権を証明する方法のひとつとなる。

ブラジルにおいて権利行使を行うための方法として、ブラジルの著作権登録制度の活用は有用と考えられる。

(6) インドネシア

インドネシアにおいて、我が国権利者が権利行使するために、著作権登録制度を活用することは有用であり、現地法律事務所も権利者に著作権登録を推奨している。2017 年の著作権登録件数は 6,548 件になる。インドネシアにおける税関措置のためにも著作権登録の証明書の写しを提出する必要がある。また、インドネシアにおいては、著作権を含む知的財産権のライセンス契約が第三者に対して有効となるためには、ライセンス契約の登録が必須である。

著作権登録は法令上、以下のようなメリットがある。

- ・ 著作権の登録による著作物や関連する権利の所有権の予備的な証明となる。著作権登録の有効性に異議を申し立てるためには、当事者は裁判所で取消しの申立を行う必要がある。
- ・ 税関措置のためには、著作権登録の証明書の写しを提出する必要がある。
- ・ 著作権のライセンス契約が第三者に対して有効となるためには、ライセンス契約の登録が必要。

ただし、著作権譲渡の登録は第三者に対する対抗要件とはならない。

また、運用上も、刑事告訴、権利侵害者に対する警告状送付において、以下のメリットがあり、著作権登録が活用されている。

- ・ 刑事告訴の際に、著作権登録証明書は、著作権保有の予備的な証明となる。
- ・ 著作権登録証があれば、侵害者に対する警告状の発送時に活用されている。法律事務所は警告書を送付する際には、著作権登録証明書の写しを同封することを強く推奨している。

インドネシアにおいて、紛争解決のための方法としての民事訴訟は、裁判制度の問題から推奨されていない。そのため、代替手段として、刑事訴訟や警告文書の送付が推奨されている。著作権登録は権利の所有権の一応の証拠であり、また警告書の主張を立証する際に役立つ。

つので、著作権登録証明書の写しの同封が強く推奨されている。さらに、税関措置のためには、著作権登録が必要である。インドネシアにおいて、権利行使をする際に、インドネシアの著作権登録制度の活用は有用と考えられる。

(7) タイ

タイにおいて、「公的記録のためかつビジネスの安全確保」を目的として実質的に著作権を登録することができる。我が国権利者が権利行使するために、著作権を登録することは有用な場合があり、現地法律事務所も権利者に著作権登録を推奨している。2018 年の著作権登録件数は 10,779 件になる。著作権登録は、権利の推定が存在するため、行政執行又は差止命令を求める上で有用である。著作権者は、現在の慣行の下で税関措置において、著作権登録証明書とともに請願書を税関当局に提出する必要がある。また、コンピューター犯罪法に基づくインターネット上のコンテンツの配信への差止命令の行政当局への申立の際に有用である。

著作権登録は、申請者を正当な権利者として認めるものではないため、訴訟の場合において、裁判所は、著作権登録証明書を著作権の正当な証拠として取り扱わず、正当な権利者であることを裁判所に証明するためには、著作物の作成者であることの証拠を提供する必要があるが、一部の行政当局では、権利者に付与される推定権を認めている。

また、運用上、水際対策、インターネット上のコンテンツの配信への差止命令の申立において、以下のメリットがあり、著作権登録が活用されている。

- ・ 現在の慣行の下で税関措置において、著作権登録証明書とともに請願書を税関当局に提出する必要がある。
- ・ コンピューター犯罪法に基づくインターネット上のコンテンツの配信への差止命令の行政当局への申立の際に有用である。

なお、侵害者に対する警告状の発送時に著作権登録は活用されていない。

タイにおいて、税関法に基づく国境措置、コンピューター犯罪法に基づくインターネット上のコンテンツの配信への差止命令の行政当局への申立の際に、タイの著作権登録制度の活用は有用と考えられる。

(8) ベトナム

ベトナムにおいて、我が国権利者が権利行使するために、著作権登録制度を活用することは有用であり、現地法律事務所も権利者に著作権登録を推奨している。実際にはベトナムでは、紛争が発生した場合、著作権の存在の証明は著作権登録なしでは困難な場合があり、行政機関等はなかなか対応してくれない実態がある。そのため、権利者からは著作権登録が積極的に活用されており、特に、音楽や映画、ロゴマークなどで著作権登録制度が活用されている。

著作権登録は法令上、以下のようなメリットがある。

- ・ 著作権の登録による著作権者等に対する権利の推定

ただし、法定損害賠償制度があるものの、著作権登録は要件ではないし、著作権譲渡の登録は第三者に対する対抗要件とはならない。

また、運用上も、刑事告訴、行政取締り、水際対策、権利侵害者に対する警告状送付において、以下のメリットがあり、著作権登録が活用されている。

- ・ 刑事告訴や行政取締りの際に、著作権登録が権利の初歩的な証明となり、逆に著作権登録がないと権利の存在を証明することが困難な場合がある。
- ・ 税関関係書類一式には著作権登録証明書は必須ではないが、あると有利である。
- ・ 著作権の侵害に対する警告状送付業務において、著作権登録の証拠を引用するか同封するのが一般的である。

このように、ベトナムにおいて権利行使を行うための方法として、ベトナムの著作権登録制度の活用は有用と考えられる。ただし、ベトナムにおいて、他国での著作権登録が有用な場合がある。

III. 調査結果（各国別）

－諸外国における著作権登録制度とその運用状況－

以下では、各国の法律事務所へのアンケート調査結果をもとに、調査項目ごとの法制度及び運用状況について、「調査結果（各国別）」を整理する。

調査結果については、第 I 章の「第 2. 調査の方法」で把握した内容を取りまとめたものであり、各国の代理人からの情報提供によるところが多い。これらの情報は、各国代理人のエンフォースメントにかかる業務を通じた知識及びノウハウの蓄積をもとにした情報であるが、当該調査方法の性質から、必ずしもその正確性を保証するものではない点に留意いただきたい。

第1. 米国

1. 著作権登録制度の概要

1-1. 著作権登録制度の対象事項

著作権登録制度の対象事項	対象
(a) 著作権者の登録	○ ※(a)～(d)の情報を含む著作権の登録
(b) 実名の登録	
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○
(g) 著作権の信託の登録	×
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録 ⁸	×
(i) 出版権の設定等の登録	×
(j) 著作隣接権の移転等の登録	×
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（創作者等の登録）	×

1-2. 著作権登録制度の根拠規定について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作権法第 408 条(a)（著作物の著作権申し立ての登録）、第 409 条（申請所要要件） （注：著作権が共有である場合、複数名の代表として 1 名（又は 1 社）で登録ができる。ただし申請書にはすべての共著作者の名前を明記しなければならない。著作権実務概要 III ⁹ 第 405.1 条の該当部分を参照。）
(b) 実名の登録	（固有の）制度なし ¹⁰
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	（固有の）制度なし
(d) 創作年月日の登録	（固有の）制度なし

⁸ 米国でこの項目は担保権にあたる。

⁹ 著作権実務概要 III は法律又は規則ではないが、申請、登録、著作物性〔著作権の保護対象となりえる性質〕等、に関する、著作権局が直接示すガイダンスとして非常に有用な資料である。以下から入手可能である。<https://www.copyright.gov/comp3/>

¹⁰ 著作物は匿名又はペンネームで登録することができる。著作権実務概要 III 第 613.9 条を参照。

(e) 著作権の譲渡の登録	譲渡証書その他の文書の登録は著作権法第 205 条、著作権局の記録・著作権譲渡の終了は著作権法第 203 条及び第 304 条。
(f) 著作権の移転の登録（相続その他一般承継）	著作権局の記録
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作権法第 408 条(d)
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

1-3. 著作権登録の実施主体（申請できる者）について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作権者又は著作権者 ※(a)～(d)の情報を含む著作権の登録
(b) 実名の登録	
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	著作権者又は著作権者
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	著作権者又は著作権者
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作権者又は著作権者
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

注）著作権登録は、特定の著作物における著作権の申し立てのために必要とされる。著作権登録に伴い記録される内容（著作権者、第一公表年月日、創作年月日など）は、著作権申請時に提供された単なる情報である。著作権者又は著作権者は、著作権申請の提出の責任を負う当事者である。著作物に対する正当な権利を持たない者が審査の申し立てをした場合、著作権局に対する詐欺行為を働いた責任を問われるリスクを負う。）

1-4. 登録対象著作物について

登録対象となる著作物	登録の可否
(a) 言語著作物	○
(b) 音楽著作物	○
(c) 演劇著作物	○
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○
(g) 録音物	○
(h) 建築著作物	○
(i) プログラムの著作物	○

注) 服飾及び鞆のデザインは、絵画、図形、又は彫刻著作物とみなすことができるが、原本の芸術的要素が著作物のいかなる機能的要素からも分離可能である範囲内において、保護することができる¹¹。空間デザインについても、図形若しくは彫刻著作物、又は芸術的ディスプレイの性質のものであれば、それらをひとまとめにしたもの（編纂物）とみなすことができる可能性があるが、一般的にインテリアデザインの編纂物は保護できない（著作権実務概要 III 第 923.2 を参照）。また、それらは保護が非機能的な側面に適用される限り、建築著作物とみなすことができる場合がある。

1-4-1) 登録対象著作物の根拠規定について

著作物の種類	法律・規定 名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	著作物の種類により登録できる内容が異なるか
(a) 言語著作物	著作権法第 102(a)(1)条、著作権実務概要 III 第 703 章	はい（著作権法第 101 条（定義）、著作権実務概要 III 第 703 章）
(b) 音楽著作物	著作権法第 102(a)(2)条、著作権実務概要 III 第 802 章	はい（著作権法第 101 条（定義）、著作権実務概要 III 第 802 章）
(c) 演劇著作物	著作権法第 102(a)(3)条、著作権実務概要 III 第 804 章	はい（著作権法第 101 条（定義）、著作権実務概要 III 第 804 章）
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	著作権法第 102(a)(4)条、著作権実務概要 III 第 805 章及び第 806 章	はい（著作権法第 101 条（定義）、著作権実務概要 III 第 805 章及び第 806 章）
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	著作権法第 102(a)(5)条、著作権実務概要 III 第 900 章	はい（著作権法第 101 条（定義）、著作権実務概要 III 第 900 章）
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	著作権法 102(a)(6)条、著作権実務概要 III 第 808 章	はい（著作権法第 101 条（定義）、著作権実務概要 III 第 808 章）
(g) 録音物	著作権法第 102(a)(7)条、著作権	はい（著作権法第 101 条（定義）、

¹¹ 著作権実務概要 III 第 903.1 条、判例「スター・アスレティカ社対ヴァーシティ・ブランド社」（Star Athletica, LLC, v. Varsity Brands, Inc., 137 S. Ct. 1002, 1007 (2017)）を参照。

	実務概要 III 第 803 章	著作権実務概要 III 第 803 章)
(h) 建築著作物	著作権法第 102(a)(8)条、著作権実務概要 III 第 923 章	はい（著作権法第 101 条（定義）、著作権実務概要 III 第 923 章）
(i) プログラムの著作物	著作権法 102(a)(1)条、著作権実務概要 III 第 721 章	はい（著作権法 101 条（定義）、著作権実務概要 III 第 721 章）

注）著作権実務概要 III は法律又は規則ではないが、申請、登録、著作物性（著作権の保護対象となりえる性質）等、に関する、著作権局のガイドラインとして非常に有用な資料である。

(<https://www.copyright.gov/comp3/>)

1-5-0) 著作権等の登録機関について

名称	米国著作権局（US Copyright Office）
URL	https://www.copyright.gov/
登録対象著作物	上記 1-4 を参照

1-5. 著作権等の登録件数について

種類	累計件数 (2009 年～2018 年)	2018 年合計件数
著作権	5,040,893	560,013
著作隣接権	制度なし	制度なし
出版権	制度なし	制度なし
日本企業の登録件数		
	著作権	未公表
	著作隣接権	未公表
	出版権	未公表

資料）<https://www.copyright.gov/reports/annual/2018/ar2018.pdf>

2. 著作権登録の効果

（１）法令上の登録の効果

(1)-1. 著作権登録をすることによる法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果

登録の種類	権利の推定（行政上及び司法上）	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	何が推定されるのか等、その法的効果の内容
(a) 著作権者の登録	あり	著作権法第 410 条(c)	著作物の最初の発行から 5 年以内になされた登録の証明書は、著作権の効力及び証明書に記

			載された事実の一応の証拠となる ¹² 。
		著作権法第304条(a)(4)(B)	著作物に対する著作権の更新延長期間の請求を登録する申請がその満了前1年以内に行われ、かつ、請求が登録された場合、登録の証明書は、更新延長期間中の著作権の効力および証明書に記載された事実について一応の証拠となる。かかる1年間の後に作成される著作権の更新延長期間の登録の証明書に与えられるべき証拠能力は、裁判所の裁量に属するものとする。
(b) 実名の登録	あり	(a)と同じ	(a)と同じ
(c) 第一発行(公表)年月日	あり	(a)と同じ	(a)と同じ

¹² 有効性の推定は反論可能であり、相手方当事者は、係争著作物が著作権による保護の対象ではない有用物であることを立証する証拠を提出するなど、複数の方法で対抗することができる。判例「フォナー社対ドメニック (Fonar Corp. v. Domenick, 105 F.3d 99, 104 (2d Cir. 1997))」等を参照。

登録者が著作権局に虚偽の申し立てをした場合については、判例「We Shall Overcome Found対リッチモンド・オーガニゼーション社 (TRO 社) (We Shall Overcome Found. v. Richmond Org., Inc. (TRO Inc.), 221 F. Supp. 3d 396, 408 (S.D.N.Y. 2016))」等を参照。

登録済み著作物が創作性欠如のため著作権によって保護されない場合、ある裁判所は、創作性欠如の著作権登録による推論の提起に反論するテストを以下のように解説した。

原告が著作権登録証明書を作成すると、それはすなわち訴訟手続きにおける著作権の推定的証拠となり、なぜ著作権の請求が無効であるかを証明する負担は被告に移る。

著作権法第410条(c)：ロータス 49 F.3d at 813：判例「フォリオ・インプレッションズ社対バイヤー・カリフォルニア (Folio Impressions, Inc. v. Byer California, 937 F.2d 759, 763 (2d Cir.1991))」を参照。

「この時点で、著作権が主張されている著作物が（創作性欠如のため）保護されていないことを立証すること、より具体的には、その実際に採用された登録済み著作物の一部が著作権保護に値しないことを証明することは、推定侵害者の責務である。」判例「ベイトマン対ネモニクス社 (Bateman v. Mnemonics, Inc., 79 F.3d 1532, 1541 (11th Cir.1996))」。

被告による、原告が既存著作物から複製したとの証拠をもとに、原告の創作性欠如の証明の提出により、創作性を証明する負担は原告に移る。判例「マスカレード・ノベルティ社対ユニーク・インダストリーズ社 (Masquerade Novelty, Inc. v. Unique Industries, Inc., 912 F.2d 663, 667 (3d Cir.1990))」：「ミッドウェイ Mfg 社対バンダイ・アメリカ社 (Midway Mfg. Co. v. Bandai-America, Inc., 546 F.Supp. 125, 140 (D.N.J.1982))」：ニマー (Nimmer, § 12.11[B] at 165-67) 等を参照。

「被告の推定反証の負担は、当該事案における著作権の有効性との関係により様々である。例えば、当該登録済み著作物が「独自のもの」であるかどうかに係争点である場合、原告の製品が他の著作物から複製されたものであると被告が証明できない限り、又は同等に創作性についての証明力のある証拠が提示されない限り、推定は覆されない。」判例「マスカレード・ノベルティ (Masquerade Novelty, 912 F.2d at 668-69)：ニマー (Nimmer, § 12.11[B], at 165-67)」を参照。

判例「CMM ケーブル・レプリゼンタティブ対オーシャン・コースト・プロップス (CMM Cable Rep v. Ocean Coast Props., 97 F.3d 1504, 1513 (1st Cir.1996))」。

等の登録			
(d) 創作年月日の登録	あり	(a)と同じ	(a)と同じ
(e) 著作権の譲渡の登録	不明	—	—
(f) 著作権の移転の登録 (相続その他の一般承継)	不明	—	—
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—	—
(h) 著作権を目的とした質 権設定等の登録	制度なし	—	—
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—	—
(j) 著作隣接権の移転等の 登録	制度なし	—	—
(k) 登録の変更、更正、抹 消等の登録	不明	—	—
(l) その他（創作者等の登 録）	制度なし	—	—

注) 登録されるのは、著作物の著作権保有に関する申し立てであるため、この表の分類とは整合しない。

(1)-2. 法定賠償制度はあるか。法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無による法定損害賠償制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 法定賠償制度の有無

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権法第 504 条(c)：

(1)本項第(2)節に定める場合を除き、著作権者は、終局的判決が言い渡される前はいつでも、現実損害及び利益に代えて、一つの著作物に関して当該訴訟の対象となるすべての侵害（一人の侵害者は単独で責任を負い、二人以上の侵害者は連帯して責任を負う）につき、750 ドル以上 30,000 ドル未満で裁判所が正当と考える金額の法定損害賠償の支払を選択することができる。本項において、編集著作物又は二次的著作物の部分は、すべて単一の著作物を構成するものとする。

(2)その侵害が故意に行われたものであることについて、著作権者が立証責任を果たし、かつ裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量により法定損害賠償の額を 150,000 ドルを上限として増額することができる。侵害者の行為が著作権の侵害にあたることを侵害者が認識しておらずかつ侵害にあたることを認識する理由がなかったことにつき、侵害者が立証責任を果たし、かつ裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量により法定損害賠償の額を 200 ドルを下限として減額することができる。その登録済み著作物の利用が第 107 条に定める公正な利用であると侵害者が信じかつそう信じるに合理的

な根拠があった場合において、侵害者が(i)非営利教育機関、図書館又は文書資料館の職員又は代理人としてその雇用の範囲内で行動している者であるとき、又は非営利教育機関、図書館又は文書資料館自体が著作物をコピー又はレコード盤に複製することにより著作権を侵害したとき、又は(ii)公共放送事業体又は個人であって、公共放送事業体の非営利活動の通常の一部（第 118 条(f)に規定する）として、既発行の非演劇文学著作物を実演し又はそうした著作物の実演を収録した送信番組を複製することにより著作権を侵害したときには、裁判所はいつでも、法定損害賠償額の支払を減免することとする。

Q. 法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用可否に影響はあるか。

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権法第 412 条：第 106A 条(a)に基づく著作権者の権利に対する侵害につき提起された訴訟、侵害の開始前に第 408 条(f)に基づき予備登録されていた著作物の著作権であって、著作物の最初の発行から 3 ヶ月以内又は著作権者が侵害を知ってから 1 ヶ月以内のどちらか早い方に登録発効日を有する著作権の侵害に対する訴訟、又は第 411 条(c)に基づき提起された訴訟を除く、本編に基づくすべての訴訟においては、以下のいずれかの場合、第 504 条及び第 505 条に定める法定損害賠償金又は弁護士報酬は認められないこととする。

(1)未発行著作物に対する著作権の侵害で、登録の発効日前に開始されたもの。

(2)著作物の最初の発行の後であって、かつ登録の発効日の前に開始された著作権の侵害。ただし、登録が著作物の最初の発行後 3 ヶ月以内になされた場合を除く。

(1)-3. 著作権のエンフォースメントを行うに際して、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度はあるか。著作権登録の有無によって当該制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権法第 505 条：本編に基づく民事訴訟において、裁判所は、その裁量によって、合衆国又はその公務員以外の者による又はその者に対する訴訟費用の回復を認めることができる。本編に別段の定めある場合を除き、裁判所は、勝訴当事者に対し、訴訟費用の一部として相当する弁護士報酬を与えることができる。

Q. 侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無によって当該制度の利用可否に影響はあるか。

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権法第 412 条：法定損害賠償及び弁護士費用（を請求するため）には登録が義務付け

られている（侵害前、又は初公開から3か月以内に登録された場合）。

(1)-4. 著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となるか。

A. 対抗要件となる

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権法 205 条：

(a) 擬制告知としての登録—著作権局への文書の登録は、以下の要件をすべて満たす場合に限り、すべての者に対する擬制告知となる。

①文書又はこれに添付された物が、著作権局長によって当該文書が索引に掲載された後において、著作物の題名又は登録番号による合理的な検索によって明らかになるように、対象となる著作物を特定していること、かつ

②著作物について登録がなされていること。

(c) 矛盾する移転間の優先—二つの矛盾する移転の間においては、第 (c) 項に基づき擬制告知をなすために必要な方法で、合衆国での実行後 1 ヶ月以内又は合衆国外での実行後 2 ヶ月以内に、又は後に行われた移転が上記の方法で登録される前に、登録された場合に、最初に実行されたものが優先する。その他の場合には、最初に上記の方法で登録され、かつ、先の移転を知らずに有価の約因又は使用料を支払う旨の拘束力のある約束に基づいて善意で行われた場合に、後に行われた移転が優先する。

(1)-5. その他、登録することによって得られる効果について

米国国内の著作物については、登録により、連邦裁判所に提訴することができる（著作権法第 411 条：判例「Fourth Estate Pub. Benefit Corp. v. Wall-Street.com, LLC, 139 S. Ct. 881 (2019)」）。また、上記説明の通り、タイムリーに提訴すれば法定損害賠償や弁護士費用を請求権を与えられ（著作権法第 412 条、第 504 条、第 505 条）、状況によっては著作権所有の推定的証拠となる。）

(2) 運用上の登録の効果

(2)-1. 刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利

著作権法は、刑事告発の提訴に著作権登録が必要かどうかについては言及していないが、少なくとも一部の裁判所は不要と判定している。ただし、刑事著作権侵害の申し立ての本質的な要素は「有効な」著作権の存在であり、登録はこれの強力な証拠である。著作権法第 506 条(a)及び刑事訴訟法第 2319 条を参照。

(2)-2. 税関登録等に際して、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要

登録済み著作権は、米国税関国境警備局に登録することができる¹³。

(2)-3. 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用か。

A. 有用でない

商標権と著作権は異なり、商標登録に付帯する権利は著作権登録には関係しない。

(2)-4. 著作権登録は、行政訴訟、民事訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるか。

A. 初歩的な証明になる

連邦裁判所は著作権侵害の申し立てに対して専属管轄権を持っているため、行政訴訟は存在しないことに留意。（注：米国連邦裁判所は、著作権訴訟に関する専属管轄権を有する。米国には、著作権訴訟を審理する行政裁判所はない。著作権局は著作権に関する管理上の問題を処理するが、著作権局では反対の手続きはない。議会で係争中の法案が、価値の低い著作権の申し立てについて、著作権局を通じて行政の「少額請求」法廷を設置する法律に署名されるまで、連邦裁判所（行政裁判所ではない）が著作権を行使する唯一の場所である（DMCA 削除通知の送信は禁止されているが、これらは訴訟前の措置である。）

前述の通り、登録は、初公開から5年以内に登録が行われた場合の所有権の推定的証拠である。また、前述の通り、登録は提訴の前提条件となる（単なる申請ではなく、登録が処理され、許可又は拒否されていなければならない）。

(2)-5. 権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されているか。

A. ケースバイケースで活用されている

著作権登録が利用可能な場合は、活用することができる。これは常に活用されるわけではなく、登録番号のみ参照されることもある。申立人が法定損害賠償の権利を有していない場合には活用されないこともある。

(2)-6. 他国での著作権登録が有用か。

A. ケースバイケースで有用な場合がある

他国では必ずしも著作権登録を必要としていないため、義務付けられていない。とりわけベルヌ条約締約国にとっては、保護の前提条件としての手続緩和措置が取られており、また加盟国は他加盟国の作者の著作物を国内法下で保護される程度には尊重しなければならないと定められているため。

¹³ <https://www.stopfakes.gov/article.id=U-S-Customs-and-Border-Protection-CBP>

(2)-7. その他、登録することによって得られる運用上の効果と考えられることがあるか。

これは主として外国法令に依拠する。ベルヌ条約は、いかなる加盟国も当該国の公的機関への登録を含む、あらゆる形式の保護に条件付けすることを禁じているため、登録証明書は必要ではないが、しかしながら各国は適切な著作権保有の証明に関して異なる規則や基準を有する場合があります、そうすると登録は潜在的に有効となる可能性がある。

3. その他

(1) 登録手続きの概要

(1)-1. オンライン登録の可否について

A. 可能

(オンライン登録が可能な著作物)

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(1)-2. オフラインでの登録を受け付けている窓口の数について。

(オフラインでの登録を受け付けている窓口の数)

1 箇所

(1)-3. 登録が完了した場合の公示方法について

(a) 登録機関のホームページ上で公示

URL : [https://cocatalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi](https://cocatalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?DB=local&PAGE=First;https://www.copyright.gov/recording/) 。 DB=local&PAGE=First;
<https://www.copyright.gov/recording/>

(b) 著作権登録原簿に掲載 :

URL : [https://cocatalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi](https://cocatalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?DB=local&PAGE=First)。 DB=local&PAGE=First

(1)-4. 著作権登録手続きの所要期間について

(著作権登録手続きの標準所要期間)

- ・ ウェブ申請で補正等が生じない場合 : 平均 3 か月
- ・ 郵便申請で補正等が生じない場合 : 平均 6 か月
- ・ ウェブ申請で補正等が生じた場合 : 平均 6 か月
- ・ 郵便申請で補正等が生じた場合 : 平均 9 か月

Q. 著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法はあるか。その場合、追加費用はいくらかかるか。

A. あり (早期処理には追加費用 800 ドル。)

著作権局は早期登録申請の確認に 5 営業日以内の処理を心掛けてはいるものの、その日数での完了を保証はしていない。著作権実務概要 III 第 623.4 条を参照。

(1)-5. 著作権登録手続きの手続き費用について

著作権登録制度の対象事項	課金の単位	単価又は税率	早期審査にかかる追加費用
1) 著作権者の登録			
(1)著作権者の登録 (注：著作権登録は特定の著作物の著作権の申し立てのために必要とされるものである。これらの項目はそれぞれ単独で登録されるわけではなく、著作権登録に伴い記録される対象となるものである。)	右記参照	・単一著作物の登録（電子）：55 ドル ・申請者が唯一の著作者及び申立人であり、著作物が雇用により作成された著作物ではない単一の著作物登録（電子）：35 ドル ・単一著作物の登録（紙による申請）：85 ドル ・特定部門内の配布用に準備された未公開著作物の事前登録：140 ドル ・船舶設計登録：400 ドル ・マスク著作物登録：120 ドル ・GATT フォーム（ウルグアイラウンド協定に基づく権利の回復）：85 ドル ・1978 年 1 月 1 日以前に公開又は登録された著作物の更新登録：100 ドル ・グループ登録： 連載物、最低 2 つの発行以上で各発行：25 ドル 新聞又は広報紙：80 ドル 定期刊行物への寄稿：85 ドル（オンラインのみ） 公開写真又は未公開写真：55 ドル 写真データベースの複数更新：55 ドル（オンライン）	早期手続：800 ドル 早期手続ではないが、同額保証金を使用し申請をする場合はそれぞれ 50 ドル

		又は 65 ドル (紙) 非写真データベースの複数 更新 : 85 ドル (紙申請のみ)	
2)著作権の登録 (著作権の信託の登録を含む。)			
(1)著作権の移転の登録	著作権の件数	1 件あたり 105 ドル、同一文書で参照されている 10 以下の題名は各グループ 35 ドル	あらゆる文書の早期記載は 550 ドルである。
(2)著作権を目的とする質権の設定又は著作権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(3)著作権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(4)無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	制度なし	—	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	—	遺言書の登録 1 件につき 105 ドル	550 ドル
(6)第一発行年月日又は第一公表年月日又は創作年月日の登録	制度なし	—	—
(7)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	—	完了した登録を修正又は追加する場合 : 130 ドル、 デザイン登録を修正する場合 : 100 ドル	800 ドル
(8)登録の抹消	制度なし	—	—
(9)その他	—	- 著作権局の担当者が記録を検索するための料金 : 料金見積りに 200 ドル (料金に適用) : 最低 2 時間からで 200 ドル / 時間。 1978 年 1 月 1 日以降に作成された記録のオンライン検索は無料。 - 著作権局の担当者が物理的	制度なし

		に文書を取得するための料金は、最低 1 時間からで 200 ドル／時間。 ・著作権局担当者による電子検索には、最低所要時間 30 分が掛かる。	
3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(1)出版権の設定の登録	制度なし	—	—
(2)出版権の移転の登録	制度なし	—	—
(3)出版権を目的とする質権の設定又は出版権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(4)出版権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	—	遺言書の登録 1 件につき 105 ドル	制度なし
(6)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	—	完了した登録を修正又は追加する場合：130 ドル	制度なし
(7)登録の抹消	制度なし	—	—
(8)その他	制度なし	—	—
4) 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）			
(1)著作隣接権の移転の登録	制度なし ※米国には隣接権は存在しない	—	—
(2)著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権又は当該質権の処分の制限の登録	同上	—	—
(3)著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	同上	—	—

(4)信託の登録 (4-1)質権の信託の登録 (4-2)質権以外の権利の 信託の登録	制度なし	—	—
(5)抹消した登録の回復 の登録又は登録の更正 又は変更の登録	制度なし	—	—
(6)登録の抹消	制度なし	—	—
5) その他			
(1)登録拒否の異議申し 立て手数料	—	1 回目の上訴 250 ドル 2 回目の上訴 550 ドル	制度なし

注) 手数料は、連邦規則法典第 37 卷（特許規則）第 201.3 条（the code of federal regulations, 37 C.F.R. § 201.3）によって定められている。以下も参照：<https://www.copyright.gov/about/fees.htm>、及び <https://www.copyright.gov/circs/circ04.pdf>。

集合著作物の登録及びグループによる登録の詳しい情報については以下を参照：<https://www.copyright.gov/circs/circ34.pdf>。

課金の単位は、\$35（シングル）、\$55（スタンダード）、\$85（紙）（著作権実務概要 III 第 1402.3 条を参照。スタンダード及びシングル申請はどちらもオンライン申請が可能で、紙申請はスタンダード申請の物理的申請のことであるが、一般的に好まれない。

- ・スタンダード申請は以下の登録種別に適用される：一つの著作物、集合著作物、特定の条件が満たされた複数の未発表又は公表された著作物。
- ・シングル申請は以下の登録種別に適用される：一個人により制作された一つの著作物（例：単一の詩、歌謡、写真）、ただしその著作権が当該著作物の作者にのみ所有されている場合であつてかつ当該著作物が業務の一環で制作されたもの（会社や個人事業主として作ったもの）でない場合に限る。）

(1)-6. シリーズによる登録の可否について

Q. 同名のタイトルであれば、1 作ずつでなくシリーズでの登録が可能か

A. 可能

著作権局は、一回の申請で、かつ一申請分の料金による、グループ登録及び集合著作物の登録を許可している。

- ・集合著作物¹⁴：それ自体が別個かつ独立した著作物を構成する多数の寄与物が、一つの集合体にまとめられた編纂物。登録は、集合著作物全体を対象とし、そこに含まれる個別の著作物についても次の場合はその対象が及ぶ：(1)集合著作物と個別の著作物が同一当事者によって所有されている場合、(2)個別著作物が以前に公開又は登録されていない場合、及び(3)個別著作物がパブリック・メインに存在しない場合。集合著作物には、新聞

¹⁴ <https://www.copyright.gov/circs/circ34.pdf>

や雑誌の複数の記事、挿絵、又は写真、複数の詩や短編小説を含む文集、複数の記事や投稿を含むオンライン百科事典、複数の音楽著作物が具体化された録音を含むアルバム、動画を含む DVD、劇場予告編、削除されたシーン及び音声解説を含む。集合作物は、それぞれの著作権で保護される可能性がある複数の著作物で構成されていても、単一の著作物とみなされる。

- ・ グループ登録¹⁵：制限が設けられているカテゴリー内での関連著作物のグループを指し、未発表著作物、連載、新聞、広報紙、定期刊行物への投稿、公開又は未公開の写真、データベース更新、セキュアテスト（試験後に試験問題の持ち帰り禁止など、非市場化措置が取られている試験）の質疑応答等を含む。グループ登録内の著作物は、それぞれ別個の著作物とみなされる。グループ登録には、全作品が未発表であり、著作権申告者として登録されるのと同じの著作者（ら）により制作され、かつその他の行政上の所要要件を満たしている限りにおいて、最大 10 件の著作物を含めることができる。
- ・ 出版の単位：単一のユニットとして物理的にパッケージ化又は単一のユニットにまとめられ、かつその単一ユニットで最初に出版された著作物¹⁶。例として、ボードゲームの駒や盤、説明書類、カバージャケット付き合本、複数のディスクや冊子、ライナーノート、写真等を含むボックスセット、コンピュータープログラムやユーザーマニュアルを含むパッケージ、グリーティングカードのパッケージ、並びに複数のジュエリーが単一ジュエリーセットとして販売されているものなどがある。

Q. シリーズによる登録が可能な著作物について

A. (a) 言語著作物¹⁷ (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

Q. シリーズによる登録が可能な場合、追加費用の有無

A. 追加費用なし

(1)-7. 著作物の形態別の登録方法について

Q. インターネット上の著作物は CD 等の電子媒体での登録が可能か。

A. 可能

媒体により異なる。著作権局は、「ベストエディション（完成版）」を納本として提出することを求めている。例えば、書籍は PDF や他の電子形式ではなく、書籍の形で納品する必要がある。それ自体が電子的な著作物の場合（電子媒体のみの出版を含む）、例えば、コンピューターで生成されたグラフィックアート、コンピューターソフトウェアなどは電

¹⁵ <https://www.copyright.gov/circs/circ34.pdf>

¹⁶ <https://www.copyright.gov/circs/circ34.pdf>

¹⁷ 著作権実務概要 III 第 1100 章：REGISTRATION FOR MULTIPLE WORKS

子媒体により提出可能である。著作権実務概要 III 第 1507.2 章、第 1508.1 章及び第 1508.2 章を参照。

＜著作権実務概要 III 第 1507.2 章より抜粋＞

電子寄託コピーとは、ハードコピー形式ではなく、又はそれに加えて、電子形式で具体化されたコピー又はフォノレコードである。申請者は、(i) セクション 1505.3 及び 1505.4 で定義されているように「完全」である場合、(ii) 受け入れ可能なもののいずれかで提出される場合、電子形式で登録寄託のコピーを提出できる。セクション 1508.1 で説明されているファイル形式、及び (ii) 次の条件の 1 つ以上が満たされていることが必要である。

- ・作品は未公開である。
- ・作品はベストエディションの要件の対象ではない。
- ・作品は電子形式でのみ公開されている。
- ・作品は公開されており、ベストエディションのハードコピーの代わりに素材を特定することが許可又は要求されている。
- ・申請者は、雑誌のグループ登録オプションを使用しており、オンラインアプリケーションを使用して作品を登録している。
- ・申請者は、公開された写真のグループ登録又は主に写真で構成されるデータベースのグループ登録のためのパイロットプログラムの下で写真のグループを提出している。
- ・著作権局は、特別な救済の許可の下で電子コピー又はフォノレコードを受け入れることに同意する。

他のすべてのカテゴリーの作品については、申請者はハードコピー形式で寄託物を提出する必要がある(申請書及び出願料が電子登録システムを通じて提出された場合でも同様)。

＜第 1508.1 章より抜粋＞

オンライン申請を完了する際、申請者は、1507.2 項に記載されている要件を満たしている場合、電子コピーでデポジットコピー、フォノレコード、又は識別資料を提出できる。作品がこれらの要件を満たさない場合、申請者はハードコピー形式で寄託コピーを提出しなければならない。

申請者が電子形式で提出する資格のない作品を提出する場合、登録プログラムのメンバーは、適切な寄託を要求するために申請者と連絡を取ることができる。このプロセスは申請の審査を遅らせ、登録の発効日を変更する場合がある。

＜第 1508.2 章より抜粋＞

申請者は、次の場合に、寄託コピー、レコード、又は識別資料をハードコピー形式で提出する必要がある。

- ・この作品は、セクション 1507.2 に記載されている要件を満たしていないため、電子形式での提出には適格ではない。

•申請者は、オンライン申請ではなく紙の申請を提出している。
申請者は、郵送、宅配便、又は手作業で、ハードコピー形式で寄託コピーを提出できる。

(2) 必要書類について

(2)-1. 著作権登録の申請フォーマットの有無について

著作権登録制度の対象事項	有無
(a) 著作権者の登録	○ 著作権者、第一公表年月日、創作年月日などを含む、著作権申請時に提供される情報として取り扱われる
(b) 実名の登録	
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	なし
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	なし
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	なし
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

注）登録は著作権の保有の申請に関連して行われるため、上記項目のほとんどは適用しない。これらの情報のほとんどは、単純に申請書類の記入事項として表示されるか、又は記録として著作権局に提出される¹⁸。）

(2)-2. 著作権登録の申請に当たって必要な書類について

登録の種類	申請に必要な書類
(a) 著作権者の登録 (※第一公表年月日、創作年月日などを含む、著作権申請時に提供される情報として取り扱われる。)	1. 申請フォーム 2. 申請手数料又は米国著作権局宛の郵便為替 3. 寄託物 (deposit material)
(b) 実名の登録	(a)と同じ
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	(a)と同じ
(d) 創作年月日の登録	(a)と同じ
(e) 著作権の譲渡の登録	(a)と同じ
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	(a)と同じ
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし

¹⁸ 関連様式は以下に掲載されている：<https://www.copyright.gov/registration/>。

(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	(a)と同じ
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

注）著作権実務概要 III 第 1400 章（APPLICATIONS AND FILING FEES）を参照。

(2)-3. 著作権登録の申請に当たって複製物の提出の要否について

登録の種類	複製物の提出の 必要性	具体的な提出方法
(a) 著作権者の登録	あり	著作権局は、「ベストエディション（完成版）」を納本として提出することを求めている。 例えば、書籍は PDF や他の電子形式ではなく、書籍の形で納品する必要がある。それ自体が電子的な著作物の場合（電子媒体のみの出版を含む）、例えば、コンピューターで生成されたグラフィックアート、コンピューターソフトウェアなどは電子媒体により提出可能 ¹⁹ 。
(b) 実名の登録	あり	(a)と同じ
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	あり	(a)と同じ
(d) 創作年月日の登録	あり	(a)と同じ
(e) 著作権の譲渡の登録	あり	(a)と同じ
(f) 著作権の移転の登録(相続その他の一般承継)	あり	(a)と同じ
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし	—
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし	—
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	あり	(a)と同じ
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし	—

¹⁹ 著作権実務概要 III 第 1500 章参照（<https://www.copyright.gov/comp3/chap1500/ch1500-deposits.pdf>）

注) 建築物の登録は、建築計画又は図面を寄託用の複製物として使用することができる。著作権実務概要 III 第 923.1 条を参照。その他の三次元著作物については、著作権者は当該著作物の複製自体ではなく、「識別資料 (identifying material)」を提出することができる。こうした資料 (material) には、絵画、写真、製図、表現、図形、図解等が含まれる場合がある。同上第 1509.3 条を参照)

(2)-4. ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出の要否について

A. 必要 → 具体的な提出方法 (著作権実務概要 III 第 1509.1(c)(1)章を参照)

＜著作権実務概要 III 第 1509.1(c)(1)章より抜粋＞

申請者は、コンピュータプログラムのソースコード全体を提出する必要がある場合がある。又は、ソースコードの代表部分を提出する場合がある。(特許規則 (37 C.F.R.) 第 202.20(c)(2)(vii)を参照)

必要なソースコードの量は、コードの長さ、作品が派生コンピュータプログラムであるかどうか、及びコードに企業秘密の資料が含まれているかどうかによって異なる。

ソースコードは、紙又は電子ファイルで、機械又はデバイスを使用せずに人間の目に知覚できる形式で提出する必要がある。

すべての場合において、申請者はプログラムのタイトルとバージョン番号をコードの最初のページに追加する必要がある。これは、登録プログラムが、アプリケーションに記述されているバージョンが識別資料に示されているバージョンと一致するかどうかを判断するのに役立つ。十分な量のコードが送信されたかどうかをスタッフが判断できるように、申請者は該当するソースコードの各ページにページ番号を挿入できる。

申請者は、プログラムに表示されるソースコードの合計行数を提供する必要はない。ただし、ページ番号の欠落やソースコードの行番号間のギャップなど、識別資料に矛盾がある場合、登録プログラムのメンバーは、入金が完了したかどうかを判断するために申請者と連絡を取ることがある。

(2)-5. 譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 不要

著作権の譲渡は著作権登録の際に記録される情報であり、著作権登録の対象ではない。

(3) 権利者の著作権登録の活用状況

(3)-1. 貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えられるか。

A. ケースバイケースで活用されている

これは製作者と事例に依拠する。ほとんどの場合は活用されている。映画スタジオ、出版社、レコードレーベル、その他の大企業のクリエイターや著作権者から、中小企業や独立系製作者に至るまで、確かに、当該システムを積極的に活用しており、侵害から保護し収益化及び権利管理を支援するため、著作物を登録している。個別の著作権者や製作者の一部は、必ずしもこの登録システムとその利点を承知しているわけではなく、一部の著作物は他の

著作物より著作権登録が困難な場合があるが、この登録システムは主として製作者及び著作者を助け、創造性を育み、芸術の進歩を促進することを目的としている。

しかし、積極的に著作権を行使し、レバレッジと和解の圧力をかけるために、著作権登録の利点に依存する、ご都合主義的な著作権者の動きが増えている（著作権「荒らし」(trolls)と呼ばれることがある）。特定の法律事務所を代理人とする、写真まとめサイトなどの特定の企業は、ライセンスなしで写真（又はその他の著作権で保護された著作物）を投稿した可能性のあるあらゆる種類のユーザーに対し、数十件又は数百件もの訴訟を起こしている。また、特大の賠償金を支払うよう圧力をかけるべく、著作権法の法定損害賠償条項（これは、著作物がタイムリーに登録された場合にのみ適用される）を使用している。著作権法によって特段禁止されているわけではないが、著作権コミュニティの多くは、これを登録システムの正しい使用とは見なしていない。

(3)-2. 積極的に活用している権利者がいる場合、どのような権利者がどのような著作権をどのような目的で登録しているケースが多いか。

様々な種類の著作物を保護しようとする様々な種類の登録者がおり、ほとんどが同一目的で登録する。即ち、著作物をより強く保護し、訴訟時のよりどころを確保し、損害賠償及び弁護士費用に追加的に利用できるようにし、著作権の保有を証明する目的で登録する。

例：

- ・ 映画プロデューサー及びスタジオ：映画やその他の視聴覚コンテンツ
- ・ レコードレーベル：マスター及びサウンドレコーディング
- ・ 音楽出版社：作曲（紙面における楽譜及び歌詞）、楽譜
- ・ 写真家：個々の写真又は複数写真
- ・ 著作者及び出版社：書籍、定期刊行物、エッセイ、詩、全集など
- ・ TV プロデューサー及びスタジオ：テレビ番組、ドラマシリーズ、映画、その他の視聴覚著作物
- ・ ソフトウェア・エンジニア及びデザイナー：コンピューターコード、ウェブサイトのレイアウト、アプリ、その他のソフトウェアプログラム
- ・ 画家、グラフィックデザイナー、イラストレーター、その他のビジュアルアーティスト：絵画や製図から彫刻、コンピューター作像デザインまで、多くの異なる媒体による視聴及びグラフィック著作物

（４）参考情報・関連情報等

(4)-1. 判例について

著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ事例について

著作権の侵害又は著作権に関するほとんど全ての事例は、司法意見において明示的にでなくとも、著作権登録に関わっており、多数の事例が存在する。前述の通り、連邦裁判所は、

提訴するにも登録が必要であり、登録済みの適切な著作権は、あらゆる侵害の申し立てにおいても不可欠な要素であるため、原告は適切な著作権を証明するため、自らの利益のため常にその登録を照会しなければならない。受益者が法定損害賠償を求めたり弁護士費用を変更したりするために登録が間に合わなかった場合、被告は通常、損害賠償の制限を主張する。一方、原告は、タイムリーに提出された著作権登録の存在を、著作権の証明かつ法定損害賠償及び弁護士報酬支払の根拠として使用する。

(4)-2. その他、貴国の著作権等登録制度の著作権等のエンフォースメントへの活用について、権利者にアドバイスしている内容や事項等

(4)-9. の回答を参照。

(4)-3. 出資比率で著作権の持ち分を決めている場合、著作権登録をすると、第三者に持分比率を公表されるケースの有無について

出資比率によって著作権は決定されない。著作権は、当該著作物の著作者が誰か、（共著作者の場合は）著作物への著作権登録可能な作業貢献度、又は契約（例：業務の一環又は担当業務による制作）のいずれかによって決定される。

(4)-4. 職務著作の著作権登録書に監督や脚本家など自然人の名前が記載されている場合、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースの有無について

ある著作物の作成が法的に業務の一環であるかどうか訴追されている場合、当該基準を満たしかつ著作者がその権利を雇用関係又は法令に記載されている特定業務の委託のいずれかを通じて適切に譲渡されたことを示す文書が必要となる。著作権法第 101 条を参照。

これらの文書は、業務の一環による制作物の著作権申請への添付を義務付けられていない。登録者は当該著作物が業務の一環であることを示す様式の項目にチェックを入れなければならない、様式一式に含まれる通常の記入要領に沿って、申請者が当該著作物は職務著作であることを明記した場合には、申請者は「雇用者（又はその他の当該著作物を提出した相手の人物）の法的氏名を提供しなければならない」かつ「雇用者の名称とともに被雇用者の名称を含めることができる」。

(4)-5. 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、権利者であることの証明方法について

著作権者はそのような証明を肯定的に提出する必要はない。無関係な者が不正に著作権申請を提出し、著作権局がそれを誤って許可し登録完了してしまうリスクが常に存在する。そうなった場合、正当な著作権者が、著作権局に対して不正行為があったと証明することで当該登録に異議を申し立てることは可能だが、前述の通り、著作権局は著作物が既

に登録されていないことを確認するために、当局の記録をチェックすることはしないため、申請書様式の内容に疑義が生じない限り、審査官は申請者が著作権登録をする権利を有することについて更なる証拠を深堀することはない。ただし、登録者は著作物の最良の複製（コピー）による納本資料を提出する必要がある、少なくとも状況次第では著作者以外の人物はその資料にアクセスできない場合があるが、そうであるとしても、著作権局は強力な執行力や審査手順を有していないことに留意すべきである。

(4)-6. 著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合の取り消し手続きについて

存在しない。著作権実務概要 III 第 1808 条を参照。著作権局は、取り消し、干渉、又は敵対的な手続きの実施をせず、事実上又は法的紛争を裁定しない。これらは裁判所が決定する問題である。著作権局はまた、登録のために提出された著作物が既に登録されているかどうかの判断のために当局の記録を検索しないことに留意すること。ただし、他の人物が当人に属さない著作物を不正に登録したと主張する人は、著作権局に（反対の主張）」に登録し、彼／彼女自身の名前で独立した登録を求めることができる。その登録が交付された場合、相手方に通知され、競合登録者らは法廷で紛争解決をしなければならない。これにより裁判所において、不正登録者が著作権局に詐欺を犯したと主張することができる。

(4)-7. 著作権登録をした場合の著作者の本名や住所等の個人情報の公表について

基本的な登録様式においては、当該著作者が匿名又は筆名で著作物を登録しない限り、又は著作物が業務の一環による制作でない限り（その場合は雇用主が記載される）、著作者の名前が開示される。著作者の国籍及び住所は必須だが、誕生日／死亡日はオプションである。

(4)-8. 著作権登録制度を活用した事例や判例について

- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例
 - 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立てた事例
 - 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例
 - 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例
- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例：多数の判例が存在する。提訴には著作権登録が必要であるため、ほとんど全ての著作権の判例において、著作権者に有利な判決は、登録があることを根拠とする必要がある。その代わりに、登録が無効とみなされる場合には、訴訟の結果に影響を与える可能性がある。ほとんどすべての著作権訴訟において、著作権者に有利な決定は、登録を主張するために登録が必要であるため、登録の存在に基づく必要がある。あるいは、登録が無効と見なさ

れた場合、これは訴訟の結果に影響を与える可能性がある。

- 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立できた事例：
判例「アメリカ合衆国対ウィッチ（*United States v. Wittich*, No. CRIM.A. 14-35, 2014 WL 7739359, at *1 (E.D. La. Dec. 16, 2014)）」を参照。（「裁判所は、先の命令及び理由で述べた通り、著作権法第 102 条、第 408 条、第 506 条(a)(1)(A)、第 1201(a)(2)(A)、及び第 1204(a)(1)の記述は、著作権登録の有無に関わらず、著作権保護が著作物に適用できることを確立する。これらの法令はまた、著作権侵害犯罪に対する行動は、当該著作権の登録を必要としないことも規定する。」）。「行政規制」には適用されない。
- 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例：
適用できない。上記を参照。登録は税関執行の前提条件である。
- 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例：
適用できない。商標権にあるような、著作権に関する登録優先順位は存在せず、著作権登録の存在は商標権に影響を与えない。

(4)-9. (法律事務所として) 著作権者に対して、著作権等のエンフォースメントを行う際には、必ず著作権登録をするように勧めているかについて

勧めている。連邦裁判所に提訴するための著作権登録が必要であり、連邦裁判所が著作権訴訟の唯一の管轄である。その他の停止通知書（cease-and-desist letters）や DMCA 削除通知書（DMCA takedown notices）のようなより正式ではない執行措置は、登録なしで進行する場合があります（また刑事執行も同様だが、それらの措置を講じるのは政府の判断による）、民事訴訟は特定の外国著作物に適用される条約に基づき、登録なしに遂行される場合があるが、一般的には登録が推奨される。

(4)-10. 著作権登録を勧めない場合もあるとすると、どのような場合に著作権登録を勧めて、どのような場合に勧めていないかについて

(4)-9. を参照。

(4)-11. 著作権が共有されている場合、うち 1 名のみの申請で著作権登録が可能かについて

可能である。共著作者は、著作権作品を登録する申請を提出することができるが、他の全共著作者名を記載する必要がある。法的問題として、当該著作物が本当に共著作されているかどうかの判断は、当該申請者に委ねられている。著作権実務概要 III 第 505 条を参照。

(4)-12. 実態として、必要となる代理人費用（弁護士・弁理士等）について

代理人費用は事例次第であり、弁護士の時給や申請の複雑さに依る。個々の標準的な申請については、経験豊富な弁護士であれば様式に記入して著作権局に提出するのに多くの時間は掛からず、請求可能時間は 1 時間未満が適当と考えられる。

(4)-13. 著作権登録を推進していく施策について

システムの使用を「促進」する取り組みについては把握していないが、システムを改善するための立法措置はある。議会、特に上院司法委員会は、著作権法の公聴会とレビューのセッションを開催しており、著作権局を近代化し、現在のニーズを満たすためにテクノロジーシステムをアップグレードするための資金を提供する法律を提案している。

(4)-14. 冒認出願された場合に、権利の推定を覆すための証拠について

(4)-6. のコメント中で回答。

著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合、取り消し手続きはない。著作権実務概要 III 第 1808 条を参照。著作権局は、取り消し、干渉、又は敵対的な手続きの実施をせず、事実上又は法的紛争を裁定しない。これらは裁判所が決定する問題である。著作権局はまた、登録のために提出された著作物が既に登録されているかどうかの判断のために当局の記録を検索しないことに留意すること。ただし、他の人物が本人に属さない著作物を不正に登録したと主張する人は、著作権局に「反対の主張」を登録し、彼／彼女自身の名前で独立した登録を求めることができる。その登録が交付された場合、相手方に通知され、競合登録者らは法廷で紛争解決をしなければならない。これにより裁判所において、不正登録者が著作権局に詐欺を犯したと主張することができる。

(4)-15. 複製を提出できない著作物（建築の著作物）等の登録方法について

3(2)-3. のコメント参照。

建築物の登録は、建築計画又は図面を寄託用の複製物として使用することができる。著作権実務概要 III 第 923.1 条を参照。その他の三次元著作物については、作者は当該著作物の複製自体ではなく、「識別資料 (identifying material)」を提出することができる。こうした資料 (material) には、絵画、写真、製図、表現、図形、図解等が含まれる場合がある。同上第 1509.3 条を参照。

【参考】米国の著作権登録制度について

米国の著作権登録制度は、著作権で保護された作品の申し立てを登録するためのものである。あらゆる届出は行政手続き上のものであり、著作物自体の登録に直接関連するものではなく、登録ではなく「記録」とみなされる。

著作権の登録は、連邦議会図書館の一部である著作権局 (the US Copyright Office) に提出され、処理される。作者又は著作権者は、著作物の登録のための申請書を提出することが認められており、著作権局の職員は、米国著作権法、(第 17 米連邦法典) 第 101 条及びそれ以降の規定に基づいて精査する。

著作権による保護は、著作権法第 102 条に基づき、「直接に又は機械若しくは装置を使用して著作物を覚知し、複製し、又は伝達することができるあらゆる有形的表現媒体に固

定された、著作者が作成した創作的な著作物に及ぶ」。創作性が認められる基準が低いいため、著作権登録申請が拒否されることは稀であるが、著作権局の職員は作品の創作性及び／又は作成方法に関して申請者に質問する場合がある。著作権局は、著作物が法律の下で著作権登録できない著作物と判断した場合、登録を拒否する。申請者は、登録拒否に対し著作権局内での再審査を要求することができるが、著作権局が決定を覆すことは極稀である。

著作権法第 102 条(a)は、法令により保護されている著作者の著作物の分類も例示列挙している。

- (1) 言語著作物
- (2) 音楽著作物（付随するあらゆる歌詞を含む）
- (3) 演劇著作物（付随するあらゆる音楽を含む）
- (4) 無言劇及び舞踊の著作物
- (5) 写真、図形、及び彫刻著作物
- (6) 映画及びその他の視聴覚著作物
- (7) 録音物並びに
- (8) 建築著作物

著作権法第 102 条(b)には、著作権保護から除外される（したがって登録することもできない）ものが記載されている：「いかなる場合にも、著作者が作成した原著作物に対する著作権保護は、それが著作物において記述され、説明され、描写され、又は収録される形式の如何を問わず、あらゆる着想、手順、プロセス、方式、操作方法、概念、原理又は発見には及ばない」。このように、着想、手順、プロセス、方式、操作方法、概念、原理又は発見は、著作権保護の対象とはならない²⁰。

米国国内の著作物については、著作権者が連邦裁判所（著作権に関する訴訟一般に対する排他的管轄権を有する）に提訴するために、著作権者は著作権登録を実施していなければならない。申請書提出だけでは不十分であり、登録手続きが実施され、許可（この場合、登録者が初公開から 5 年以内に登録を行っていれば、登録者は当該著作権の効力の推定を受ける）又は拒否（この場合、著作権者は提訴することはできるが、著作権の効力の推定を受ける事はできない）されていなければならない。

著作権の登録は、その他の利点もある。著作権が侵害される前に著作権を登録し、又は著作権が侵害された後であって著作物の初公開から 3 か月以内）に著作権を登録した著作権者は、法定損害賠償を受ける資格を有する。具体的には、それら金銭的損害は法令により、証明を必要とせず、かつ訴訟費用と弁護士費用の回復の対象となる場合がある。これらの利点は、著作物を適切な時期に登録しなかった者には適用されない。

²⁰ 着想、手順、プロセス、方式、操作方法、概念、原理又は発見は、著作権保護の対象ではない。

第2. カナダ

1. 著作権登録制度の概要

1-1. 著作権登録制度の対象事項について

著作権登録制度の対象事項	対象
(a) 著作権者の登録	○
(b) 実名の登録	(a) 著作権者の登録の範囲内で登録される
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○
(g) 著作権の信託の登録	○
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	○
(i) 出版権の設定等の登録	×
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（著作権上の利益を付与するライセンスの登録）	○

1-2. 著作権登録制度の根拠規定について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作権に関する法律（the Copyright Act, R.S.C. 1985, c. C-42） ²¹ （「著作権法」）第 55 条(1)（著作物）及び第 56 条(1)（著作物以外の目的物 ²² ）
(b) 実名の登録	著作権法第 55 条(2)(a)（著作物）及び第 56 条(2)(a)（著作物以外の目的物）。 注）ペンネーム、著作権所有者が居住していない住所（有効な住所である場合）でも登録可能。
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	著作権法第 55 条(2)(f)（著作物） 著作物以外の目的物には適用されない。
(d) 創作年月日の登録	著作権法第 56 条(2)(e)（著作物以外の目的物） 著作物には適用されない。
(e) 著作権の譲渡の登録	著作権法第 57 条(1)

²¹ <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/Index.html>

²² 実演家の実演、レコード又は伝達信号のいずれか

	著作権に関する法律附属規則（Copyright Regulations SOR/97-457 ²³ ）（「著作権規則」）、第6条(1)、
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	著作権法又は規則において明示的に想定されていないが、実際には、譲渡による著作権登録の許可と同一規定によりほぼ許可されている。
(g) 著作権の信託の登録	著作権法又は規則において明示的に想定されていないが、実際には許可される場合がある ²⁴ 。
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	著作権法第57条(1)(a) 著作権規則第6条(1) 著作権法又は著作権規則において明示的に規定されていないが、CIPO は、担保契約などの他の著作権関連文書も登録する ²⁵ 。
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	著作権法第57条(1) 著作権規則第6条(1)
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作権法第57条(4)及び第61条
(l) その他（著作権上の利益を付与するライセンスの登録）	著作権法第57条(1) 著作権規則第6条(1)

1-3. 著作権登録の実施主体（申請できる者）について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作物の著作者、当該著作物・著作物以外の目的物 ²⁶ の著作権者、著作権の譲受人、ライセンス契約によって著作権への利益が付与された人物、代理人。 著作権法第54条(1)、第55条(2)(1)（著作物）、及び第56(1)条（著作物以外の目的物）の下、著作物又は著作物以外の目的物の著作権の登録申請は、当該著作物の著作者、当該著作物又は著作物以外の目的物の著作権者、著作権の譲受人、又はライセンス契約によって著作権への利益が付与された人物、又は代理人によりなすことができる。

²³ <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/Regulations/SOR-97-457/page-1.html#h-1009440>

²⁴ <https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html>

²⁵ <https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html>

²⁶ 実演家の実演、レコード又は伝達信号

	申請は、カナダ知的財産局（CIPO／the Canadian Intellectual Property Office）の一部門である著作権局（Copyright Office）に提出する必要がある。申請には、著作権者の情報、著作者情報（著作物のみ）、出版情報（著作物以外の目的物のみ）、関連する年月日、及び申請者が著作物又は著作物以外の目的物の著作権者であることの宣言を含む、特定の情報を記載しなければならない。 著作権者自体の登録のための特別な手続きはない。著作権者は、著作物又は著作物以外の目的物の登録の一環として登録しなければならない。著作権規則第 2 条、第 5 条、及び第 8 条参照。
(b) 実名の登録	上記 1-3(a)の回答、著作権法第 55(2)(a)条（著作物）、第 56(2)(a)条（著作物以外の目的物）、著作権規則第 2 条、第 5 条、及び第 8 条参照。 著作権者の本名自体の登録のための特別な手続きはない。この情報は、著作物又は著作物以外の目的物の登録申請書に含まれていなければならない。
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	上記 1-3(a)の回答、著作権法第 55 条(2)(f)、及び著作権規則第 2 条、第 5 条、及び第 8 条参照。 公表年月日自体の登録のための特別な手続きはない。この情報は、著作物又は著作物以外の目的物の登録申請書に含まれていなければならない。
(d) 創作年月日の登録	上記 1-3(a)の回答、著作権法第 56 条(2)(e)、及び著作権規則第 2 条、第 5 条、及び第 8 条参照。 創作年月日自体の登録のための特別な手続きはない。この情報は、著作物又は著作物以外の目的物の登録申請書に含まれていなければならない。
(e) 著作権の譲渡の登録	上記 1-3(a)の回答、著作権法第 57 条(1)、著作権規則第 2 条、第 6 条、及び第 8 条参照。
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	上記 1-3(a)の回答、著作権法第 57 条(1)、著作権規則第 2 条、第 6 条、及び第 8 を参照。また「著作権関連の他の文書」関連²⁷も参照。
(g) 著作権の信託の登録	上記 1-3(a)の回答、著作権法第 57 条(1)、著作権規則第 2 条、第 6 条、及び第 8 を参照。また「著作権関連の他の

²⁷ <https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html>

	文書」関連 ²⁸ も参照。
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	上記 1-3(a)の回答、著作権法第 57 条(1)、著作権規則第 2 条、第 6 条、及び第 8 条参照。抵当が譲渡を構成しない場合は、「著作権関連の他の文書」関連 ²⁹ も参照。
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	上記 1-3(a)の回答、著作権法第 57 条(1)、著作権規則第 2 条、第 6 条、及び第 8 条参照。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作権登録官又は利害関係人 著作権登録官（The Registrar of Copyrights）は、著作権局の登録文書の事務的誤りを訂正する権限を有し（著作権法第 61 条参照）、著作権局は、また登録者名の変更を反映するために登録を修正する（例：実際の著作権者の変更ではなく、社名変更の場合³⁰）。ただし、登録のその他の修正には、連邦裁判所への申請が義務付けられている（著作権法第 57 条(4)参照。著作権規則第 2 条及び第 8 条も参照）。 上記には、登録者が実際には著作権者でないため、登録する資格がない場合、及び、冒認出願の場合の抹消等の登録が含まれる。これは、連邦裁判所への申請を通じて処理される必要がある。
(l) その他（著作権上の利益を付与するライセンスの登録）	上記 1-3(a)の回答、著作権法第 57 条(1)、著作権規則第 2 条、第 5 条、及び第 8 条参照。

1-4. 登録対象著作物について

登録対象となる著作物	登録の可否
(a) 言語著作物	○
(b) 音楽著作物	○
(c) 演劇著作物	○
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○
(g) 録音物	○
(h) 建築著作物	○
(i) プログラムの著作物	○

²⁸ <https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html>

²⁹ <https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html>

³⁰ <https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html>

①衣服のデザイン、②鞆のデザイン、③空間をデザインしたもの（室内を装飾し展示作品としたもの）についてはすべて、著作権法のセクション 2 に基づく「芸術作品」として保護できる。 カテゴリー（e）と（h）は、著作権法に基づく芸術作品として更に分類される。但し、特に服やアクセサリーのデザインに利用できる保護は、著作権法のセクション 64（1）及び 64.1 の結果として制限される可能性がある。50 を超える量で作られた有用な物品のデザイン機能、及び、物品の実用的な機能によってのみ決定される機能を適用するための侵害の例外を構成する。その性質のデザインと機能は、工業デザイン法（場合によっては、特許法）の下で保護される可能性があるため、より限定的な著作権保護の対象となる。

1-4-1) 登録対象著作物の根拠規定について

著作物の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	著作物の種類により登録できる内容が異なるか
(a) 言語著作物	著作権法第 55 条（1）の下、言語著作物を含む「著作物」の著作権（著作権法第 5 条（1）参照）を登録することができる。	はい（著作権法第 2 条の下、「言語著作物」には、表、コンピュータプログラム、及び言語著作物の編纂を含む。）
(b) 音楽著作物	著作権法第 55 条（1）の下、音楽著作物を含む「著作物」の著作権（著作権法第 5 条（1）を参照）を登録することができる。	はい（著作権法第 2 条の下、「音楽著作物」とは、歌詞の有無に関わらず、あらゆる楽曲及び作曲著作物を意味し、それらのあらゆる編纂物をも含む。）
(c) 演劇著作物	著作権法第 55 条（1）の下、演劇著作物を含む「著作物」の著作権（著作権法第 5 条（1）を参照）を登録することができる。	はい（著作権法第 2 条の下、「演劇著作物」には（a）書面又はその他の方法で不変化したあらゆる朗読、振り付け作品又はパントマイム、演出又は演技形式、（b）あらゆる映画作品、及び（c）演劇作品の編纂物を含む。）
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	著作権法第 55 条（1）の下、演劇著作物を含む「著作物」の著作権（著作権法第 5 条（1）を参照）を登録することができる。	はい（著作権法第 2 条の下、「演劇著作物」には、「書面又はその他の方法で不変化したあらゆる朗読、振り付け作品又はパントマイム、演出又は演技形式を含む」。）
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	著作権法第 55 条（1）の下、芸術著作物を含む「著作物」の著作権（著作権法第 5 条（1）を参照）を登録することができる。	はい（著作権法第 2 条の下、「芸術著作物」には、とりわけ、絵画、製図、版画、彫刻、芸術的技能作品を含む。）
(f) 映画及びそ	著作権法第 55 条（1）の下、演	はい（著作権法第 2 条の下、「演劇著

その他の視聴覚著作物	劇著作物を含む「著作物」の著作権（著作権法第 5 条（1）を参照）を登録することができる。	著作物」には、「あらゆる映画作品」を含み、「映画作品」には、「付属するサウンドトラックの有無に関わらず、映画に類似する方法で表現されたあらゆる作品」を含む。）
(g) 録音物	著作権法第 56 条（1）の下、録音物を含む著作物以外の目的物の著作権（著作権法第 18 条（1）を参照）を登録することができる。	はい（著作権法第 2 条の下、「録音物」とは、「作品の実演の存在の有無に関わらず、音声で構成されるあらゆる物質形式に固定された記録物を意味するが、映画の著作物に付随する場合には、当該映画の著作物のサウンドトラックを除く」。）
(h) 建築著作物	著作権法第 55 条（1）の下、芸術著作物を含む著作物の著作権（著作権法第 5 条（1）を参照）を登録することができる。	はい（著作権法第 2 条の下、「芸術著作物」には、建築作品を含み、「建築作品」にはあらゆる建物又は建造物及び建物又は建造物のあらゆる模型を含む。）
(i) プログラムの著作物	著作権法第 55 条（1）の下、言語著作物を含む著作物の著作権（著作権法第 5 条（1）を参照）を登録することができる。	はい（著作権法第 2 条の下、「文学の著作物」には、コンピュータープログラムを含む。ただし、コンピュータープログラムが具体化される媒体に関する著作権登録を含む規則はない。）

1-5-0) 著作権等の登録機関について

名称	著作権登録官 (Registrar of Copyrights)
URL	https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03915.html
登録対象著作物	著作権法に基づくあらゆる著作物及び著作物以外の目的物

1-5. 著作権等の登録件数について

種類	累計件数 (2012 年～2018 年)	2018 年合計件数
著作権	59,666	9,209
著作隣接権	未公表	未公表
出版権	未公表	未公表
日本企業の登録件数	17 (※)	1
著作権	未公表	未公表
著作隣接権	未公表	未公表
出版権	未公表	未公表

資料) カナダ著作権データベース

(<https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04724.html>)

(※) 2015～2018 年の累計

2. 著作権登録の効果

(1) 法令上の登録の効果

(1)-1. 著作権登録をすることによる、法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果

登録の種類	権利の推定 (行政上及び司法上)	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	何が推定されるのか等、その法的効果の内容
(a) 著作権者の登録	あり	著作権法第 53 条(2)は、「著作権の登録証明書は、当該著作権が存在し、登録者が著作権者であることの証拠である」としている。しかし、これは反証可能な推定である。	著作権局は登録済み著作物の警備、妨害、及び人々がそれらはどう使用するかについての責任を負わない。また、著作権局は、著作権の正当性 ³¹ 又は

³¹ CIPO は、証明書に示されている著作権者が、著作権の実際の保有者であるかどうか、又は登録された著作物が本当にオリジナルであるかどうかについて、裁判所又は対立する相手方に疑いを持たせないことを保証する。

		著作権局によって発行された認証済み複写又は証明書は、署名したと思われる人物の署名又は公式人物証明書の証拠なしに、裁判所で受け付けることができる。著作権法第 53 条(3)を参照。	創作性に疑義を持たれないことを保証することはできない。
(b) 実名の登録	あり	上記 (a) の回答を参照。	上記 (a) の回答を参照。
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	あり	「著作権の登録証明書は、当該著作権が存在し、登録者が著作権者であることの証拠である」ことが唯一の適用可能な推測の範囲である。	
(d) 創作年月日の登録	あり		
(e) 著作権の譲渡の登録	あり	著作権法第 53 条 (2.1) は、「著作権譲渡の登録証明書は、証明書に記載される権利は譲渡され、登録済み譲受人は当該権利の保有者であることの証拠である」としている。同様に、著作権法第 53 (2.2) 条は、「著作権上の利益を付与するライセンスの登録証明書は、証明書に記載される利益は譲渡され、ライセンス譲受人は当該利益の保有者であることの証拠である」としている。 どちらの推定も反証可能である ³² 。	上記 (a) の回答を参照。

³² 対立する相手方が、ライセンスが実際に付与されなかった（例えば、文書が作成された、又は署名が偽造された）証拠、若しくは登録されたライセンシーが利害関係者ではないことを証明できる場合（例えば 別の文書は利益が実際に誰かに付与されたことを示すなど）、推定は反証される。同様に、その後の利益の付与又は譲渡の証明は、登録されたライセンシーがもはや利益を保持していないことを証明する。これは事実固有のものであり、必要な証拠はケースごとに異なる。カナダの裁判所はまだ、著作権法第

(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	あり	上記 (e)の回答を参照。それが唯一の適用可能な推測の範囲である。	上記 (a)の回答を参照。
(g) 著作権の信託の登録	あり	上記 (e)の回答を参照。それが唯一の適用可能な推測の範囲である。	上記 (a)の回答を参照。
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	あり		
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	あり	上記(e)の回答を参照。それが唯一の適用可能な推測の範囲である。	上記 (a)の回答を参照。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	あり	上記(a)及び(e)の回答を参照。	上記 (a)の回答を参照。
(l) その他（著作権上の利益を付与するライセンスの登録）	あり	上記(e)の回答を参照。それが唯一の適用可能な推測の範囲である。	上記 (a)の回答を参照。

(1)-2. 法定賠償制度の有無、及び法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無による法定損害賠償制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 法定賠償制度の有無

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権法は、著作権者に、差止命令による救済、損害、利益の計算、及び侵害複製物の引き渡しを含む、著作権侵害に対する多くの民事救済権を付与している（第 34 条(1)）。これらの救済策は相互排他的ではなく、裁判所は適切な場合に、定期的にそれらのいくつか又はすべてを一度に裁定する。代替措置として、著作権者は、侵害された各著作物について最高\$20,000 カナダドルの法定損害賠償を選択することができる（第 38.1 条）。著作権侵害は、侵害者に多額の罰金及び／又は懲役刑を与える刑事罰をもたらす可能性もある（第 42 条－第 43 条）。

Q. 法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

著作権登録の有無は、いかなる適用可能な救済措置の有効性又はその範囲に影響しない。

53 条(2.1)及び(2.2)に基づく推定に反駁することを扱っていない。

(1)-3. 著作権のエンフォースメントを行うに際して、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度はあるか。著作権登録の有無によって当該制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無

A. あり

一般に、カナダのあらゆる裁判所で行われた訴訟において敗訴した訴訟者は、勝訴した訴訟者の費用の一部又はすべてを支払うことが義務付けられている。詳細は管轄区域によって異なる。

Q. 侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無によって当該制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

著作権法第 34 条(3)に基づき、「本法により付与された権利の侵害に関する訴訟におけるすべての当事者の費用は、裁判所の裁量によるものとする。」。

(1)-4. 著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となるか。

A. 対抗要件となる

(1)-5. その他、登録することによって得られる効果について

A. あり

著作権法第 34.1 条(2)は、特定の書面による通知によって作成される著作権及び所有権に関して権利の推定を定めているが、著作権の割り当て、又は著作権上の利益を付与するライセンスが登録されている場合は、こうした推定規定は適用できない。関連する文言は次のとおり。

【著作権及び権利者に関する推定】

著作権法第 34.1 条(1)：本法に基づいて行われた民事手続において、原告が著作権の存在又は原告の著作権の権原について争う場合には、

(a)反証のない限り、著作物、実演家の実演、レコード又は伝達信号が著作権により保護されているものと推定する。

(b)反証のない限り、著作者、実演家、レコード製作者又は放送事業者を著作権者と推定する。

【譲渡が登録されていない場合】

著作権法第 34.1 条(2)：第 1 項に規定する事柄のいずれかが争点となる場合において、著作権の譲渡又は著作権上の利益を付与するライセンスが本法に基づいて登録されていないときは、

(a)以下に掲げる者であるとしてそこに通常の方法により名前が印刷その他の方法で表示されている場合には、反証のない限り、このように名前が印刷その他の方法により表示されている者を著作者、実演家、レコード製作者又は放送事業者と推定する。

- (i) 著作物の著作者
 - (ii) 実演の実演家
 - (iii) レコードの製作者
 - (iv) 伝達信号の放送事業者
- (b)もし以下の場合、
- (i)名前がそのように印刷又は表示されていない、又は印刷又は表示されている名前が当該著作者、実演家、製作者、又は放送者の実名又は当該人物が周知の名前ではない場合、及び
 - (ii)出版者又は著作権者、実演家の実演、レコード又は伝達信号がそうであるとする名前が通常的方式で印刷又はその他の方法で表示されている場合、
 - (iii)に記載の通りに名前が印刷又は表示されている人物は、反証がない限り、係争中の当該著作権の保有者であると推定することとする。そして
- (c)映画著作物において、映画著作物の製作者であるとする名前が通常的方式で表示される場合、そのように名付けられた人物は、反証がない限り、当該映画著作物の製作者であると推定することとする。

著作権法第 39 条(1)は、いわゆる「無実の侵害」の抗弁を創造するが、侵害された著作物又は著作物以外の目的物における著作権が存在することを認識しておらず、かつ疑うに値する合理的根拠が存在しないことを証明する被告に対し、差止命令が利用可能な唯一の救済策であるという条件の下にこれを得ることができる（つまり、これらの場合、損害賠償や利益の会計処理は適用できない）。ただし、第 39 条(2)に基づき、係争中の当該著作物又は著作物以外の目的物の著作権が侵害日の時点で登録されている場合、その抗弁は適用することができない。関連する文言は次のとおり。

【被告が著作権を認識していない場合の唯一の救済策としての差止命令】

第 39 条(1)第(2)項に従うことを条件として、あらゆる著作権侵害の訴訟手続きにおいて、原告は、もし侵害日において被告が、著作権が係争中の当該著作物又は著作物以外の目的物において著作権が存在していたことを認識しておらず、かつ疑う合理的根拠も存在しないと証明する場合、侵害に関して差し止め命令以外のいかなる救済策も受ける権利を持たない。

【著作権が登録されている場合の例外】

第 39 条(2)第(1)項は、侵害日に著作権が本法に基づき正式に登録されていた場合には適用されない。

(2) 運用上の登録の効果

(2)-1. 刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要か。必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利

著作権法は、著作権登録証明書は著作権が存在する証拠であり、登録した人が著作権者であると述べている。それゆえ、著作権登録は、当該申し立てのために著作権を証明する時間と費用を費やす必要がないという点で、申立者に利益をもたらす。

(2)-2. 税関登録等に際して、著作権登録が事実上必要か。必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利（上記の回答(2)-1. をご参照）

(2)-3. 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用か。

A. ケースバイケースで有用な場合がある（上記の回答(2)-1. をご参照）

当事者が図形商標を登録している場合、登録者又は著作物の譲受人が、著作権で保護された図形の所有者であることを示す一応の証拠となるため、図形の著作権登録をすることもよくある。特定の商標では、著作権侵害を禁止する差し止め命令が、同様に更なる商標侵害も効果的に抑制する可能性がある。

(2)-4. 著作権登録は、行政訴訟、民事訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるか。

A. ケースバイケースで初歩的な証明になる場合がある

登録は、著作権保有の推定を創出するが、登録は義務ではなく、反証により覆される。

(2)-5. 権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されているか。

A. 活用されている

(2)-6. 他国での著作権登録が有用か。

A. ケースバイケースで有用な場合がある

3. その他

(1) 登録手続きの概要

(1)-1. オンライン登録の可否について

A. 可能

（オンライン登録が可能な著作物について）

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著

作物

(1)-2. オフラインでの登録を受け付けている窓口の数について

(オフラインでの登録を受け付けている窓口の数)

1 箇所

(1)-3. 登録が完了した場合の公示方法について

(a)登録機関のホームページ上で公示

(b)著作権登録原簿に掲載

著作権者名や所有権の変更のような著作権局の記録を著作権データベースで検索することができる。

(http://www.ic.gc.ca/app/opic-cipo/cpyrghts/dsplySrch.do?lang=eng&wt_src=cipo-cpyrght-main&wt_cxt=toptask)

(1)-4. 著作権登録手続きの所要期間について

(著作権登録手続きの標準所要期間)

通常、申請書の提出から登録証明書の受領まで 30 日未満程度かかる。

著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法はあるか。その場合、追加費用はいくらかかるか。

A. あり → (具体的な方法と追加費用：\$65.00 カナダドルで手続きの短縮を申請することができる。)

■短縮日数

請求を受理した後 7 営業日以内に処理³³

³³ カナダ知的財産局 (CIPO) ウェブサイトの「顧客サービス基準」(Client Service Standards) のページにある「著作権部門」(Copyright Branch) の項

<https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04399.html>

著作権登録に際して、標準処理期間は次のとおり。

- ・電子出願の場合……出願受理後 7 営業日以内
- ・書類出願の場合……出願受理後 1 ヶ月以内

(1)-5. 著作権登録手続きの手続き費用について

著作権登録制度の対象事項	課金の単位	単価又は税率	早期審査にかかる追加費用
1) 著作権者の登録			
(1)著作権者の登録 (注: これは通常、著作物又は著作物以外の目的物自体の登録の一環としてなされる。著作権者の登録のための特別な手続きはない。)	著作権の件数	オンライン申請の場合は1件あたり\$50.00 カナダドル、その他の方法で申請した場合は、1件あたり\$65.00 カナダドル。 著作権規則第5条(1)に基づき、著作権登録の申請は、1つの著作物のみの登録を扱うものとする。ただし、実際には、著作権局は、編集物として取りまとめられている場合には、複数著作物の申請を受理する場合がある。	\$65.00 カナダドル
2) 著作権の登録 (著作権の信託の登録を含む。)			
(1)著作権の移転又は著作権上の利益を付与するライセンスの登録	—	移転又はライセンス1件あたり\$65.00 カナダドル。	\$65.00 カナダドル
(2)著作権を目的とする質権の設定又は著作権又は当該質権の処分の制限の登録	—	質権あたり\$65.00 カナダドル。	\$65.00 カナダドル
(3)著作権を目的とする質権の移転の登録	—	移転あたり\$65.00 カナダドル。	\$65.00 カナダドル
(4)無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	—	通常は、著作権の初回登録、移転登録、又はライセンス登録自体の一環として登録される。 著作者の本名が後で発覚した場合、又は匿名又は筆名の著作者が彼又は彼女の身元を明らかにした場合、かつ著作権者がその情報を既	\$65.00 カナダドル

		存登録に反映させるよう修正を希望する場合、申請は連邦裁判所に申し立てられなければならない。	
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	—	「著作権関連文書」として記録することが認められる場合、記録文書あたり \$65.00 カナダドル。	\$65.00 カナダドル
(6)第一発行年月日又は第一公表年月日又は創作年月日の登録	—	通常は、著作権の登録の一環として登録される。他の出版物又は創作情報が後で発覚した場合、かつ著作権者がその情報を既存登録に反映させるよう修正を希望する場合、申請は連邦裁判所に申し立てられなければならない。	制度なし
(7)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	—	抹消済み登録の再登録は、通常は新規登録の記録によって完了する（上記参照）。事務的な訂正事項の修正以外の登録の修正又は変更は行政手続きではない。登録の修正の申請は連邦裁判所に提出されなければならない。著作権法第 57 条(4)及び第 61 条参照。	制度なし
(8)登録の抹消	—	抹消の申請（例：削除）は連邦裁判所に申し立てられなければならない。著作権法第 57 条(4)参照。	制度なし
(9)その他	—	—	—
3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(1)出版権の設定の登録	制度なし	—	—
(2)出版権の移転の登録	制度なし	—	—
(3)出版権を目的とする質	制度なし	—	—

権の設定又は出版権又は当該質権の処分の制限の登録			
(4)出版権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(6)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	制度なし	—	—
(7)登録の抹消	制度なし	—	—
4) 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）			
(1)著作隣接権の移転又は著作権上の利益を付与するライセンスの登録	—	実演家の実演、レコード又は著作権規則第5条(1)の下の伝達信号あたり\$65.00 カナダドル、著作権登録の申請は実演家の実演、レコード、又は伝達信号に対してのみ取り扱うこととする。ただし、実際には、著作権局は、編集物として取りまとめられている場合には、実演家の実演、レコード又は伝達信号の申請を受理する場合がある。	\$65.00 カナダドル
(2)著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権又は当該質権の処分の制限の登録	登録された質権の数；質権が譲渡を構成する場合のみ利用可能	質権あたり\$65.00 カナダドル。	\$65.00 カナダドル
(3)著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	—	移転あたり\$65.00 カナダドル。	\$65.00 カナダドル
(4)信託の登録 (4-1)質権の信託の登録 (4-2)質権以外の権利の信託の登録	—	「著作権関連文書」として記録することが認められる場合、記録文書あたり\$65.00 カナダドル。	\$65.00 カナダドル

(5)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	—	抹消済み登録の再登録は、通常は新規登録の記録によって完了する（上記参照）。事務的な訂正事項の修正以外の登録の修正又は変更は行政手続きではない。登録の修正の申請は連邦裁判所に提出されなければならない。著作権法第 57 条(4)及び第 61 条参照。	制度なし
(6)登録の抹消	—	これは行政上の機能ではない。抹消の申請（例：削除）は連邦裁判所に申し立てられなければならない。著作権法第 57 条(4)参照。	制度なし

注）手数料に関する情報は、以下を参照。

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/sor-97-457/page-2.html#h-8>

(1)-6. シリーズによる登録の可否について

Q. 同名のタイトルであれば、1 作ずつでなくシリーズでの登録が可能か

A. 可能

シリーズが編集著作物として登録されている限り可能。

（カナダでは、著作権者が個別の著作物または編集著作物を登録できる。法律の下では、編集著作物とは、（a）文学、演劇、音楽、芸術作品若しくはその一部の選択又は配置に起因する著作物、又は（b）データの選択又は配置に起因する作品を意味する。シリーズは、編集著作物（つまり、劇的な作品の選択または配置から生じる著作物）としての登録の対象となる場合があり、その形式での登録は、シリーズを構成する個々の著作物を事実上保護する。但し、シリーズ内の個々の著作物の固有の属性を完全に捕捉できない可能性があるため、これは推奨する登録方法ではない。）

Q. シリーズによる登録が可能な著作物について

A. (a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (i) プログラムの著作物

Q. シリーズによる登録が可能な場合、追加費用の有無について

A. 追加費用なし

(1)-7. 著作物の形態別の登録方法について

Q. インターネット上の著作物は CD 等の電子媒体での登録が可能か。

A. 不可能

(著作物又は著作物以外(実演家の実演、レコード、伝達信号)著作権をハードコピー(紙)又はオンラインで登録するための申請様式がある。申請はいかなる追加の添付も必要とせず、必要様式以外の追加的電子媒体を認めない。実際、著作権局は、著作物の見直しや評価を一切行わないため、申請者が著作権登録の申請とともに著作物の複製の送付を控えるようにすることが明示的に求められている。)

Q. CD 等の電子媒体での登録が可能な著作物について。

A. なし

(2) 必要書類について

(2)-1. 著作権登録の申請フォーマットの有無について

著作権登録制度の対象事項	有無
(a) 著作権者の登録	○ 著作物又は著作物以外の目的物の登録の一環としてのみ登録可能
(b) 実名の登録	
(c) 第一発行(公表)年月日等の登録	○ 著作物の登録の一環としてのみ登録可能
(d) 創作年月日の登録	○ 著作物以外の目的物の登録の一環としてのみ登録可能
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録(相続その他の一般承継)	○
(g) 著作権の信託の登録	○ 「著作権関連文書」として登録できる可能性あり ³⁴ 。
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	○
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	不明
(l) その他(著作権上の利益を付与するライセンスの登録)	○

注) 項目(a)、(b)、(d)は著作権登録の申請ごとに必要であり、各項目の目的のみの個別申請はない。

³⁴ <https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html>

(2)-2. 著作権登録の申請に当たって必要な書類について

登録の種類	申請に必要な書類
(a) 著作権者の登録	著作権登録申請書
(b) 実名の登録	著作権登録申請書
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	著作権登録申請書
(d) 創作年月日の登録	著作権登録申請書
(e) 著作権の譲渡又は著作権上の利益を付与するライセンスの登録	オンライン様式を以下から入手可能（ https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html ）。譲渡の文書の複写をカバーレターとともに提供しなければならない。
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	
(g) 著作権の信託の登録	
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	オンライン様式を以下から入手可能（ https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html ）。譲渡の文書の複写を、カバーレターとともに提供しなければならない。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	特定の文書は不要。問い合わせは著作権局に直接なされなければならない。（前述の通り、著作権局の記録変更の権限には限度がある。）
(l) その他（著作権上の利益を付与するライセンスの登録）	オンライン様式を以下から入手可能（ https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html ）。譲渡の文書の複写を、カバーレターとともに提供しなければならない。

注）著作物：著作物における著作権の登録のための申請³⁵

著作隣接権：実演家の実演、録音、又は伝達信号の登録のための申請³⁶

利益の譲渡又は譲与：オンライン様式が以下から入手可能³⁷（要ユーザーアカウント）

(2)-3. 著作権登録の申請に当たって複製物の提出の要否について

登録の種類	複製物の提出の必要性	具体的な提出方法
(a) 著作権者の登録	なし	—
(b) 実名の登録	なし	—

³⁵ [https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/vwapj/DA-CR-form1-eng.pdf/\\$file/DA-CR-form1-eng.pdf](https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/vwapj/DA-CR-form1-eng.pdf/$file/DA-CR-form1-eng.pdf)

³⁶ [https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/vwapj/DA-CR-form2-eng.pdf/\\$file/DA-CR-form2-eng.pdf](https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/vwapj/DA-CR-form2-eng.pdf/$file/DA-CR-form2-eng.pdf)

³⁷ <https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00054.html>

(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	なし	—
(d) 創作年月日の登録	なし	—
(e) 著作権の譲渡の登録	あり	譲渡文書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	あり	譲渡文書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。
(g) 著作権の信託の登録	あり	同意書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	あり	文書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	あり	譲渡文書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	なし	—
(l) その他（著作権上の利益を付与するライセンスの登録）	あり	同意書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。

(2)-4. ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出の要否について

A. 不要

(2)-5. 譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要 → 具体的な提出方法（譲渡文書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。）

Q. 著作隣接権の移転等の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要 → 具体的な提出方法（譲渡文書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。）

(2)-6. 著作権の信託の登録の際の譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の信託の登録の際に譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要 → 具体的な提出方法（文書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。）

Q. 著作権の信託の登録の際に信託契約書の提出は必要か

A. 必要 → 具体的な提出方法（文書の複写を、カバーレターとともに電子的又はファックス又はメールで著作権局に提出しなければならない。）

(3) 権利者の著作権登録の活用状況について

(3)-1. 貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えられるか。

A. 活用されていない。

我々の観点では、登録システムはあまり活用されていない。一部の著作権者は、著作権登録の利点を費用を正当化するのに十分と認識していないため、登録システムが十分に活用されていないと考える。著作権の推定があるだけでは、十分なインセンティブにならない。

(3)-2. 積極的に活用している権利者がいる場合、どのような権利者がどのような著作権をどのような目的で登録しているケースが多いか。

大まかに言えば、当該システムは、前述の通り、想定された目的に使用される傾向があるが、多数の著作権者及びその他の潜在的受益者は、登録の機会、登録の効率性、及び登録がもたらす利点について認識していない。

(4) 参考情報・関連情報等

(4)-1. 判例について

著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ事例について

通常は推定的証拠による著作権を確立する形で著作権登録の存在が受益者に有利に使用された、多数の事例が存在している。2件の特筆すべき判決は次の通り。

① 1993年サムソナイト・カナダ社 対 コストコ・ホールセール社 (Samsonite Canada Inc. v. Costco Wholesale Corp., [1993] F.C.J. No. 302)

本件の原告は、著作権法に基づく登録証明書を根拠とする著作権の推定に依存していた。裁判所は、原告の法人化以前の権利譲渡の欠如及び著作物の作成の主張は、推定を覆すには不十分であると判定した。

侵害訴訟における原告のサムソナイト・カナダ社（「原告」）は、著作権法に基づく著作権の推定により、2件の芸術著作物の登録証明書に依存していた。被告のコストコ・ホー

ルセール社（「被告」）は、従業員による著作物作成時に原告がまだ法人化されておらず、原告が法的譲渡による著作権を取得していなかったという理由で、原告により著作権の欠如を申し立てられていた。被告は、提訴命令に上訴し、控訴は棄却された。カナダ連邦裁判所は、非法人化に関する主張を採用し、たとえ証明されたとしても、著作権の推定を覆さないと判定した。

譲渡の欠如に関する申し立ては、物証があれば推定に異議を唱えることができた。しかし、そうした事実に基づく根拠が欠如した中では、裁判所は、それが単なる推論的結論であり、適切に却下されたと判断した。

当該判例のパラグラフ 15 において、裁判所は以下を支持した。

原告が係争中の当該著作権の最初の保有者ではないという申し立ては、規則 419 の文脈において証明されているように解釈されなければならないが、登録証明書から生じる著作権の推定には到達しない。この推定は、その最初の保有者を含む全員に対する著作権の推定的証拠として有効である。

②2019 年サリバン 対 ノースウッド・メディア社 (Sullivan v. Northwood Media Inc., 2019 ONSC 9)³⁸

本件の被告は、原告が侵害されたと申し立てる著作物の著作権を所有していないという控訴趣意書における主張に基づくものを含む、原告に対する広範な文書の開示を試みた。しかし、原告は、係争中の当該著作物のほとんどにおいて登録証明書を作成していた。被告は証拠開示計画に合意することができなかったため、オンタリオ高等裁判所の権限でそれを課すよう求めた。

裁判所は、2001 年のオークリー社 対 ショッパーズ・ドラッグ・マート社 (Oakley Inc v Shoppers Drug Mart Inc, [2001] FCJ No 415) のカナダ連邦裁判所（裁判部）の判例を引用し、反証がない中、登録証明書の作成は、著作権に関する原告の主たる証明責任を満たすのに十分であるとの見解に至った。結果、裁判所は、原告による発見要求は不相応であり、費用を不当に増加させ、遅延を引き起こすものと判定した。

サークルフィルムエンタープライズ 対 カナディアンブロードキャスティング社 (Circle Film Enterprises Inc. v. Canadian Broadcasting Corp. 1959 S.C.R. 602) 参照。カナダの最高裁判所が、著作権の推定に反論する証拠がない場合は、著作物の「実際の」作品の連鎖は無関係であり、著作権者は他の著作権の証拠を導く責任を負わないと判定した。したがって、（代理人の見解では）この証拠の作成と反対の証拠がないことにより、この場合の原告は立証責任、すなわち、主な負担（実体法の問題としての原告の負担で、非説得のリスクと呼ばれる負担）と証拠を提出する二次的な負担の両方を満たした。

³⁸ 以下でオンライン入手が可能 (<https://www.canlii.org/en/on/onsc/doc/2019/2019onsc9/2019onsc9.html?autocompleteStr=sullivan%20northwoo&autocompletePos=1>)

(4)-2. 出資比率で著作権の持ち分を決めている場合、著作権登録をすると、第三者に持分比率を公表されるケースの有無について

著作権の持分比率は登録時又は登録申請書の中でも開示されない。

(4)-3. 職務著作の著作権登録書に監督や脚本家など自然人の名前が記載されている場合、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースの有無について

証明書を求められるケースはない。

(4)-4. 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、権利者であることの証明方法について

登録段階での証明は必要ない。ただし、紛争または訴訟で著作権の保有の正当性に疑問があり、登録者が実際の著作権者ではない可能性があるという主張を裏付けるために、反対者が十分重要な事実を主張する場合、登録者は著作権者である証拠を提供するよう求められる場合がある。これには、前の著作権者によって署名された、作品の作成における登録者の役割、又は、書面による著作権の移転の証拠が含まれる場合がある

(4)-5. 著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合の取り消し手続きについて

取り消し手続きは、連邦裁判所への申請によって行われる必要がある。上記の 3(1)-5・4) (5)の回答を参照。

(4)-6. 著作権登録をした場合の著作者の本名や住所等の個人情報の公表について

申請書に記載されている情報はすべて登録簿に記載され、公表される。

(4)-7. 著作権登録制度を活用した事例や判例について

- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例
- 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立てた事例
- 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例
- 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例

上記の質問 7 の回答を参照。さらに、Pablo Enterprise pteLtd. V. Hai Lun Tang, 2019 TMOB54 を参照。

原告は、著作権も主張するデザインの商標出願に異議を申し立てた。商標異議申立委員会は、宣誓供述書の証拠とともに、著作権登録が、著作権が問題の著作物を含む証拠を構成することを発見した。委員会は、「著作権法の第 53 条に基づく著作権登録から生じる推定に、反論することは確かに可能である。ただし、今回の場合、原告は、相手の著作権登

録から生じるこれらの推定に反論する証拠を提出していない。」その結果、申請は拒否された。

税関登録に関しては法的制限があることに注意。

(4)-8. (法律事務所として) 著作権者に対して、著作権等のエンフォースメントを行う際には、必ず著作権登録をするように勧めているかについて

登録は必須ではない。ただし、将来的に権利執行が必要になった場合に備えて、通常は登録のメリットについて著作権者に助言する。

(4)-9. 著作権登録を勧めない場合もあるとすると、どのような場合に著作権登録を勧めて、どのような場合に勧めていないかについて

ケースごとに異なる。我々は著作権者に証拠の推定を利用するよう頻繁に助言する。しかし、訴訟の前夜に著作権が登録された場合、証拠の推定は弱くなるものと考えられる。クライアントが著作権登録を検討したい場合は、後で登録することを勧める。

(4)-10. 著作権が共有されている場合、うち1名のみの申請で著作権登録が可能かについて

著作権が共有されている場合、うち1名のみの申請で著作権登録などが可能である。

(4)-11. 実態として、必要となる代理人費用（弁護士・弁理士等）について

登録ごとの費用は、CAD \$ 300.00 から CAD \$ 500.00 の範囲である。

(4)-12. 著作権登録を推進していく施策について

認知していない。

(4)-13. 冒認出願された場合に、権利の推定を覆すための証拠について

具体的な証拠はケースごとに異なる。申請者は、登録者が実際には著作権ではなかったことを証明できる場合がある（例えば、他の誰かが著作者であることの肯定的な証拠を提供することによる）。個人ではなく雇用主が著作権者になるように、著作者が雇用の過程で作品を作成したこと（例えば、雇用契約及び／又は作品が作成された状況の証拠を提供することにより）、又は主張されている著作権の割り当てが偽造されている、署名が偽造されている、又は登録された利益が後の文書または取引に取って代わられていることなど、これらは、まさにすべて事実固有のものである。

(4)-14. 複製を提出できない著作物（建築の著作物）等の登録方法について

カナダでは、作品の複製物を提出することはできない。

第3. 中国

1. 著作権登録制度の概要

1-1. 著作権登録制度の対象事項について

著作権登録制度の対象事項	対象
(a) 著作権者の登録	○
(b) 実名の登録	○
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	○
(d) 創作年月日の登録	○
(e) 著作権の譲渡の登録	○ 譲渡契約届出は著作権契約届出に該当
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○
(g) 著作権の信託の登録	○ 集中管理契約届出は著作権契約届出に該当
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	○
(i) 出版権の設定等の登録	×
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○ 著作権契約届出に該当
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（詳細は 1-2 を参照）	○

1-2. 著作権登録制度の根拠規定について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容（注：関連する法律・規定はなく、中国版權保護センターの規定のみ）
(a) 著作権者の登録	著作権登録
(b) 実名の登録	当該項目に対する単独の登録申請はなく、「著作権登録」において左記の情報を含む。 （注：異名のみ、あるいは匿名（氏名等を非公開）でも登録することはできない。作品登録の際に記入する用紙に、これらの情報を記入する必要がある。）
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	著作権契約届出（譲渡契約とは、著作権の複製権、発行権、貸与権、展示権、実演権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝達権、映画化権、翻案権、翻訳権、編集権

	及びその他著作権者が享受する権利を譲渡するために締結した契約又は協議書のことを言う。）、 コンピューターソフトウェア著作権譲渡又は専有許諾契約登録
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	「著作権及び契約変更又は補充登録」、「ソフトウェア登録事項変更又は補充登録」に該当
(g) 著作権の信託の登録	著作権契約届出に該当
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	著作権質権登録（質権設定者と質権者が共同で登録機関にて申請を行う。但し、質権設定者又は質権者のいずれか一方が相手方の委任状を有している場合には、単独での申請も可能であり、また、双方が同時に代理人に委任することも可能であり、代理人は委任状をもって申請を行うことができる。 登録機関は受理した日より 10 営業日以内に審査を完了し、要求を満たすものについては登録機関は登録を行い、かつ、「著作権質権登録証書」を発行する。審査の結果、要求を満たさないものについては、登録機関は受理した日より 10 営業日以内に申請者に対して補足・修正を通知し、合理的な理由なく、期間を過ぎても補足・修正しない場合、申請撤回とみなす。）、 コンピューターソフトウェア著作権質権登録
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	著作権関連権利事項登録に該当
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	「著作権登録の取消、撤回、変更及び再発行登録」「ソフトウェア著作権及び契約の変更又は補充に関する登録」、「コンピューターソフトウェア登録の取消」に該当
(l) その他	コンピューターソフトウェア登録申請の撤回、コンピューターソフトウェア登録の取消又は放棄申請、登録証書の再発行又は更新発行申請、ソフトウェア登録の検索申請、国外雑誌契約再印刷登録申請、著作権及び契約登録撤回申請、登録証書再発行又は交換申請、国外音声・映像製品（録音製品）出版契約登録、国外音声・映像製品出版契約取消登録、国外音声・映像製品出版契約撤回登録、国外音声・映像製品出版契約変更登録、著作権質権取消登録、著作権質権変更登録、著作権質権抹消登録、著作権質権撤回登録、著作権質権譲渡登録、著作権登録検索

1-3. 著作権登録の実施主体（申請できる者）について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容（注：関連する法律・規定はない。中国著作権保護センターの規定）
(a) 著作権者の登録	著作権者 （注：著作権登録部門は著作権者に対する実質的な審査を行わないため、著作物が共有である場合、実務上では複数名の代表として1名（又は1社）による単独での申請が可能）
(b) 実名の登録	
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	譲渡人又は許諾者。譲受人又は被許諾者
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	著作権者、契約締結当事者
(g) 著作権の信託の登録	譲渡人又は許諾者。譲受人又は被許諾者
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	質権者、質権設定者、権利者
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	譲渡人又は許諾者。譲受人又は被許諾者。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作権者、契約締結当事者
(l) その他（創作者等の登録）	（対象による）

1-4. 登録対象著作物について

登録対象となる著作物	登録の可否
(a) 言語著作物	○
(b) 音楽著作物	○
(c) 演劇著作物	○
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○
(g) 録音物	○
(h) 建築著作物	○
(i) プログラムの著作物	○

注）「衣服のデザイン」及び「鞆のデザイン」はいずれも美術作品の登録類別で登録することができる。「空間デザイン」に関しては、申請者が提供する写真に基づき、登録類別が判断される。

1-4-1) 登録対象著作物の根拠規定について

著作物の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	著作物の種類により登録できる内容が異なるか ³⁹
(a) 言語著作物	《中華人民共和國著作權法》 第 3 条、本法にて定める著作物は、以下の形式で創作される文学、芸術及び自然科学、社会科学、工学技術等の著作物を含む。(1) 文字著作物、(2) 口述著作物、(3) 音楽、演劇、演芸、舞踊、雑技芸術著作物、(4) 美術、建築著作物、(5) 写真著作物、(6) 映画著作物及び映画製作に類似した方法で創作された著作物、(7) 工事設計図、製品設計図、地図、見取図等図形著作物及び模型著作物、(8) コンピュータソフトウェア、(9) 法律、行政法規に定めるその他著作物	はい(登録の内容は著作物の種類で異なり、相応の著作物サンプルを提供する必要があるため、電子版又は紙ベースの提供が必要)
(b) 音楽著作物	同上	はい(一般的には電子録音版)
(c) 演劇著作物	同上	はい(一般的には電子録音版)
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	同上	はい(一般的には電子録音版)
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	同上	はい(登録の内容は著作物の種類で異なり、相応の著作物サンプルを提供する必要があるため、電子版又は紙ベースの提供が必要)
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	同上	はい(一般的には電子録音版)
(g) 録音物	同上	はい(一般的には電子録音版)
(h) 建築著作物	同上	はい(登録の内容は著作物の種類で異なり、相応の著作物サンプル

³⁹ 登録の内容が著作物の種類により異なる点は、提出する著作物サンプルの形態の違いのみ。例えば、音楽作品を登録する場合、電子媒体での録音ファイルの提供が必要で、映像作品を登録する場合、電子媒体でのビデオファイルの提供が必要。

		を提供する必要があるため、電子版又は紙ベースの提供が必要)
(i) プログラムの著作物	同上	はい(ソースプログラム文書の前から 30 頁及び後から 30 頁の連続した文書の提出が必要となる。)

1-5-0) 著作権等の登録機関について

名称	中国著作権保護センター ⁴⁰
URL	www.ccopyright.com.cn
登録対象著作物	文字、口述著作物、音楽著作物、演劇著作物、演芸著作物、舞踊著作物、雑技著作物、美術著作物、写真著作物、工事設計図、製品設計図、地図、見取図、模型著作物、建築著作物、映画著作物、映画製作に類似した方法で創作された著作物、編集著作物、マルチメディア編集著作物、録音製品、録画製品、ラジオ・テレビ番組、レイアウトデザイン、実演、ソフトウェア

1-5. 著作権等の登録件数について

種類	累計件数 (2002 年 1 月～2017 年 12 月)	2018 年合計件数
著作権	9,929,016 件	(2017 年の中国作品登録総数 : 2,001,966 件)
著作隣接権	未公表	未公表
出版権	未公表	未公表
日本企業の登録件数		
著作権	統計無し	統計無し
著作隣接権	統計無し	統計無し
出版権	統計無し	統計無し

⁴⁰ 「国権（1994）78 号：作品自主登録試行弁法」第 3 条に「各各省・市・自治区は、本地域の作者及びそのほかの著作権人作品の登録を担当し、国家著作権局は外国及び台湾・香港・マカオ地区の著作権人作品の登録を担当している」と規定されており、省・市・自治区の著作権局は主に中国国内向けであり、外国著作権者においては「中国著作権保護センター」で著作権登録を行うとなる。

2. 著作権登録の効果

(1) 法令上の登録の効果

(1)-1. 著作権登録をすることによる、法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果

登録の種類	権利の推定 (行政上及び司法上)	法律・規定名称、条文番号、根拠条文 の具体的な記載内容	何が推定される のか等、その法的 効果の内容
(a) 著作権者の登録	あり	「最高人民法院による著作権民事紛争案件の適用法律に関する若干問題についての解釈」第7条に基づき、当事者はかかる著作権の原稿、原本、合法出版物、著作権登録証書、認証機構が発行する証明、権利を取得した契約等を提出し、証拠とすることができる。著作物又は製品に署名する自然人、法人又はその他組織は著作権及び著作権に関連する権益の権利者とみなし、但し相反する証明があるものはこの限りではない。 （注：「最高人民法院による著作権民事紛争事件の適用法律に関する若干問題についての解釈」第7条に基づき、当事者が提供した著作権に係る原稿、原本、合法出版物、著作権登録証書、認証機構が発行する証明、権利を取得した契約等は、証拠とできると規定されている。 北京知的財産法院が審理した（2018）京73民終184号案件において、被告は、自身が係争作品の著作権登録を行ったため、著作権を有すると抗弁した。 しかし、原告のA社から法院に提出した日本の新聞雑誌等の証拠によると、2008年に対象美術作品を包装に使用した商品Xに関連する製品は既に公に販売されており、またA社とB社、C社とで締結した創作を委託する契約も当該事項を証明し、更に、遅くとも2014年4月、中華人民共和国国内においては、既に海	著作権登録証書に記載されている著作権者を権利者と推定する。

		外商品を扱う個人バイヤーがインターネット上で A 社が製造した「日本版商品 X」「日本版商品 X ベビー」等の製品を販売しており、D 社等複数のメディアによって関連する報道がなされていた。従って、本件作品の発表時間は相手が関連図案に関する著作権登録を行った時間よりも早いとして、法院は最終的に原告である A 社の証拠と主張を支持した。）	
(b) 実名の登録	あり	同上	著作権登録証書に記載されている著作権者の氏名又は名称を権利者の氏名又は名称と推定する。
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	なし	—	—
(d) 創作年月日の登録	なし	—	—
(e) 著作権の譲渡の登録	あり (届出制)	同上	譲渡により受譲者が著作権及び著作権に関連する権益の権利者になる登録と推定する。
(f) 著作権の移転の登録 (相続その他の一般承継)	あり	同上	移転により移転を受ける者が著作権及び著作権に関連する権益の権利者になる登録と推定する。
(g) 著作権の信託の登録	あり	法律条文なし	法律上、著作権信託に係わる権利を有すると推定できる。但し、第三者からより有

			力な対抗証拠を提出された場合には、本登録の法的効力が覆される。
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	あり	法律条文なし	著作権の質権設定を推定することができる。
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—	出版権設定等の登録は存在しない
(j) 著作隣接権の移転等の登録	あり	法律条文なし	著作隣接権移転信託を推定することができる。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	あり	法律条文なし	登録の変更、訂正、抹消を推定することができる。

(1)-2. 法定賠償制度はあるか。法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無による法定損害賠償制度の利用の可否に影響はあるか

Q. 法定賠償制度の有無

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

《中華人民共和国著作権法》第 49 条

著作権又は著作権と関連する権利を侵害した場合、侵害者は権利人の実際の損失につき賠償するものとし、実際損失の計算が困難である場合には、侵害者の違法所得を賠償するものとする。賠償金額は権利者が当該侵害行為を制止するために支出した合理的な支出も含むものとする。権利者の実際損失又は侵害者の違法所得につき確定できない場合、人民法院は侵害行為の詳細に基づき、50 万人民元以下の賠償を命ずる。

Q. 法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

(1)-3. 著作権のエンフォースメントを行うに際して、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度はあるか。著作権登録の有無によって当該制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

《著作権法》第 49 条に基づき、著作権又は著作権と関連する権利を侵害した場合、侵害者は権利人の実際の損失につき賠償するものとし、実際損失の計算が困難である場合には、侵害者の違法所得を賠償するものとすることができる。賠償金額は権利者が当該侵害行為を制止するために支出した合理的な支出も含むものとする。

《最高人民法院による著作権民事紛争案件の適用法律に関する若干問題についての解釈》第 26 条に基づき、著作権法第 48 条(上記改正された著作権法第 49 条)第 1 項に規定する侵害行為を制止するための支出した合理的な支出は、権利者又は代理人が侵害行為について調査、証拠保全にかかる合理的な費用を含む。人民法院は、当事者の訴訟請求及び具体的な案件に基づき、賠償範囲に国家関連部門が規定する弁護士費用を計算する。

Q. 侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無によって当該制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

(1)-4. 著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となるか。

A. 対抗要件とならない

(注：中国における現時点の著作権登録制度は第三者への対抗要件を具備していない。1 つの権利が複数の譲渡された場合、著作権者側（譲渡側）と各譲受人側との間の契約に記載された条項を具体的に分析すべきであり、譲渡登録のみによって対抗力を有するわけではない。)

(2) 運用上の登録の効果

(2)-1. 刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利（→具体的に、著作権登録は権利主張を行う有力な証拠となる。著作権帰属の初歩的証拠として用いることができるが、著作権登録証書の内容を覆すに足る証拠がある場合にはこの限りではない。そうでない場合、司法、行政又はその他権利機構は著作権登録証書に記載されている登録時間、著作権者等の事項を基準とし、立証の難易度を大幅に下げることが可能となる。）

(注：実務上、著作権登録を行わずに、刑事告発及び行政クレームを行うことができた事例が一定数ある。

判例 1：広東省高級法院が審理した（2016）粵行終 492 号判決において、深圳市市場监督管理局は、同局が発行した深市監稽罰字[2014]123 号「行政処罰決定書」において、A 社が行政クレームを申請する際に、かかる 24 部の作品について、独占的な情報ネットワーク伝播権を取得したことを証明する授權契約等の関連証拠を提出したことを認め、かつ最

最終的に権利侵害人に対し行政処罰決定を下した。

判例 2：湖南省邵陽市北塔区人民法院が審理した(2019)湘 0511 刑初 85 号刑事事件において、同法院は、湖南省新聞出版広電局検測センター、湖南省公安厅物証鑑定センターが発行した係争の教科書等は違法出版物であることに関する鑑定書、説明書等の証拠に基づき、最終的に被告人である A 氏について、著作権侵害罪が成立するとした。）

(2)-2. 税関登録等に際して、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利（→具体的に、知的財産権の税関届出の際、著作権に関する届出申請資料は二種類あり、①著作権登録証明及び著作権登録部門が認証した著作物の写真（国外で登録した場合、中文の訳文が必要。）、②その他著作権を証明する資料。そのため、著作権登録は税関届出の必須書類ではなく、その他の著作権を証明する資料があれば、税関届出を行うことは可能。また、既に登録をした場合、その他の証明文書を準備する必要はなく、比較的簡便且つ有益である。）

（※注：これらの具体的な事例については公開ルートからの情報を入手することができない。但し、《中華人民共和国税関による「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法》（税関総署令第 183 号）第 7 条第（二）項の規定に基づき、知的財産権権利者は税関総署に提出する届出申請書において、以下の文書及び証拠、即ち著作権登録部門が発行した著作権任意登録証明書のコピー及び著作権登録部門が認証した作品の写真を添付しなければならないとされている。申請人が著作権任意登録をしていない場合には、申請人が著作権者であることを証明する作品のサンプル及びその他関連する著作権の証拠を提出する必要がある。同規定に基づき、実務上、その他の証拠を提出して知的財産権の税関届出を行うことができる。）

(2)-3. 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用か。

A. 有用

判例：北京知的財産法院による第（2017）行初 7547 号の行政判決。

概要：《商標法》第 32 条の規定に基づき、商標登録の出願は、他人の既存の先行権利を侵害してはならず、かつ不正手段により、他人が既に使用し、かつ一定の影響を有する商標につき、抜け駆けして登録してはならないとされている。

A 社は、本件商標がその先行著作権を侵害したと主張した。これに対し、本院は事実確認を行ったところ、A 社は本件鶏図形の利害関係者であり、かかる事実は確定判決によって認定された事実であると判明した。本案において、法院は既に第 2098 号公証書等の証拠について審査し、かつ係争作品の創作、移転及び権利帰属等の状況についても疎明及び陳述を行い、最終的に申請日を 2004 年 11 月 26 日とする第 4382718 号図形商標登録及び使用は A 社の本件鶏図形に対し享受する先行権利を侵害したものと認定した。

次に、作品の原稿、B氏の説明、《作品登録証書》、《著作権譲渡協議書》及び各当事者の陳述に基づき、本件鶏図形の作者がB氏であり、B氏は2001年に既に本件鶏図形の所有権及び使用権をC氏に譲渡し、又はその専有使用を許諾したこと、C氏は2013年、本件鶏図形を含む本件商店ポスターの著作権をA社に譲渡したことを認定した。係争商標と本件鶏図形作品は基本的に同様に、実質的な類似性を有しており、その登録及び使用は利害関係者であるA社の同作品に対し享受する先行権利を侵害しているものと認定した。被告の認定には誤りがあり、本院はこれを修正した。

(原資料 <http://wenshu.court.gov.cn>)

(2)-4. 著作権登録は、行政訴訟、民事訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるか。

A. 初歩的な証明になる。

判例：北京インターネット法院による（2019）京0491民初26618号判決。

概要：《最高人民法院による著作権民事紛争事件の適用法律に関する若干問題についての解釈》の規定に基づき、当事者が提供した著作権に関わる原稿、原本、合法的な出版物、著作権登録証書、認証機関の発行した証明、権利を取得した契約等は証拠とすることができると定められている。A社が提出した《作品登録証書》、付属表、原案図面の電子データ及び作品登録サンプル図に基づき、反対証拠の提出がない限りにおいては、A社が本件図面の著作権者であり、情報ネットワーク伝播権を含む本件図面の著作権を有していることを認定できるとした。法律が規定する状況を除き、第三者は許可を経ずに無断で本件図面を使用してはならないとされている。

B社は、A社の許可を得ずに、その経営するサイトで本件図面を使用し、公衆が個人的に時間と場所を選択し本件図面を取得できるような行為はA社の本件図面に対して有する情報ネットワーク伝播権を侵害しており、法に基づき侵害行為を停止する義務を負い、損害賠償責任を負うべきと認定した。

(原資料 <http://wenshu.court.gov.cn>)

(2)-5. 権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されているか。

A. 活用されている

(2)-6. 他国での著作権登録が有用か。

A. 有用（ベルヌ条約の加盟国での著作権登録は公証認証を行った後、中国大陸で証拠として使用することができる。）

（※注：公証認証手続きについて、まず、ベルヌ条約加入国の国内にて著作権の公証を行い、中国の当該国駐在大使館・領事館にて認証を行う。その後、中国国内で当該公証認証文書を翻訳する。現在、北京地区の法院は、翻訳文書は必ず北京高級法院が指定する数社の翻訳会社のいずれかによって翻訳されなければならないとしている。）

(2)-7. その他、登録することによって得られる運用上の効果と考えられることがあるか。

A. 著作権登録の効果は、上述の通り、有用。

3. その他

(1) 登録手続きの概要

(1)-1. オンライン登録の可否について

A. 可能

オンライン登録が可能な著作物について

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(1)-2. オフラインでの登録を受け付けている窓口の数について

(オフラインでの登録を受け付けている窓口の数)

1 箇所（中国版權保護センター）

(1)-3. 登録が完了した場合の公示方法について

(a) 登録機関のホームページ上で公示

(URL : www.ccopyright.com.cn/index.php.com=com_noticeQuery&method=softwareList&optionid=1221)

(b) 著作権登録原簿に掲載（登録機関が保管する登録書類にて保管する）

(1)-4. 著作権登録手続きの所要期間について

(著作権登録手続きの標準所要期間)

1. ソフトウェア著作権登録申請は受理した日より 30 営業日。

2. 著作権は、登録機関が登録申請を受理した後 30 営業日以内に手続きを完了する。補充資料が必要な場合、申請者は補充通知より 60 日以内に補充資料を提出し、登録機関は要求を満たす補充資料を受領した日より 30 営業日以内に手続きを完了する。

著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法はあるか。その場合、追加費用はいくらかかるか。

A. あり（具体的な追加費用は P108「中国版權保護センター著作権自主登録費用基準」及び P110「所要時間別著作権登録申請費用見積表」を参照）

(1)-5. 著作権登録手続きの手続き費用について

著作権登録制度の対象事項	課金の単位	単価又は税率	早期審査にかかる追加費用
1)著作権者の登録			
(1)著作権者の登録	著作権の件数	ソフトウェア著作権登録費用は無料で著作権登録は P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	P110「所要時間別著作権登録申請費用見積表」参照。
2) 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）			
(1)著作権の移転の登録	著作権の件数	ソフトウェア登録事項変更又は補充登録、取消、撤回、変更登録及び著作権登録再発行に該当（費用は、申請登録費用の半額／回）。	P110「所要時間別著作権登録申請費用見積表」を参照。 （注：作品の種類により追加費用が異なることはない。追加費用は件数ごとに計算。）
(2)著作権を目的とする質権の設定又は著作権又は当該質権の処分の制限の登録	—	ソフトウェア著作権質権登録費用、著作権質権登録は無料。	P110「登録に関する見積り」参照。 （注：債権金額に関わらず、質権登記はいつでも無料。追加費用は件数ごとに計算。）
(3)著作権を目的とする質権の移転の登録	—	著作権質権変更登録は無料	—
(4)無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	著作物の数	ソフトウェア著作権登録費用は無料で、著作権登録は P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	著作権の件数	著作権契約届出は P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	—

(6)第一発行年月日又は第一公表年月日又は創作年月日の登録	—	当該項目について単独の登録申請はない。	—
(7)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	1. ソフトウェア登録事項変更又は補充登録 2. 著作権登録の取消、撤回、変更登録及び登録再発行 については P108「中国版權保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。 (注：登録の取消、撤回についても「中国版權保護センター著作権自主登録費用基準」と同じ課金体系となる。また、中国版權保護センターは現段階では抹消登録手続はなく、登録の取消のみ提供。)	P110「所要時間別著作権登録申請費用見積表」を参照。
(8)登録の抹消 (注：中国版權保護センターは現段階では抹消登録手続はない。冒認出願については、中国版權保護センターサイトによると、取消手続で対応することになる。)	著作権の件数又は著作物の数	1. コンピューターソフトウェア登録請求の取消は無料。 2. 著作権登録証書取消は 80 人民元／回。	取消登録は P110「登録に関する見積り」参照。
(9)その他	—	P108「中国版權保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	P110「所要時間別著作権登録申請費用見積表」を参照。
3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(1)出版権の設定の登録	制度なし	—	—
(2)出版権の移転の登録	制度なし	—	—
(3)出版権を目的とする質権の設定又は出版権又は	制度なし	—	—

当該質権の処分の制限の登録			
(4)出版権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(6)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	制度なし	—	—
(7)登録の抹消	制度なし	—	—
(8)その他	制度なし	—	—
4) 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。） ⁴¹			
(1)著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の件数	1. ソフトウェア登録事項変更又は補充登録 2. 著作権登録の取消、撤回、変更登録及び登録再発行については P108「中国版權保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。 （著作隣接権の譲渡契約の届出登録は、著作権契約の届出申請を行うことで手続きできる。）	P110「所要時間別著作権登録申請費用見積表」を参照。
(2)著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権又は当該質権の処分の制限の登録	—	ソフトウェア著作権登録費用、著作物質権登録は無料。	P110「登録に関する見積り」参照。
(3)著作隣接権を目的とする	—	著作権質権変更登録は	

⁴¹ 著作権関連権利事項の登録に該当し、単独の登録申請はない。

（中国版權保護センターのサイトによると、著作権に関連する登録の費用徴収項目には録音製品、録画製品、レイアウトデザイン、ラジオ・テレビ番組、実演の5種類が含まれており、これら作品は単独での登録が可能。なお、費用については P108「中国版權保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。）

る質権の移転の登録		無料。	
(4)信託の登録 (4-1)質権の信託の登録 (4-2)質権以外の権利の信託の登録	著作隣接権の件数	著作権契約届出は P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	
(5) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	著作隣接権の件数	1. ソフトウェア登録事項変更又は補充登録 2. 著作権登録の取消、撤回、変更登録及び登録再発行 については P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	P110「所要時間別著作権登録申請費用見積表」を参照。
(6)登録の抹消	著作隣接権の件数	1. コンピューターソフトウェア登録請求の撤回は無料。 2. 著作権登録証書取消は 80 人民元／回。	登録撤回は P110「登録に関する見積り」参照。
(7)その他	—	P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。	P110「所要時間別著作権登録申請費用見積表」参照

注) 作品の種類ごとに異なるが、一作品につき、登録代理費用はおおよそ 1,000～3,000 人民元)

中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準

費用項目	価格単位	費用基準（人民币元）	備考
文字、口述著作物	件	100 文字以下 100 人民币元 101～5000 文字 150 人民币元 5001～10000 文字 200 人民币元 1 万文字以上 300 人民币元	シリーズ著作物の登録は 2 件目から 100 人民币元/件
音楽著作物	件	作詞及び曲 300 人民币元、曲 200 人民币元	
演劇著作物	件	300 人民币元	
演芸著作物	件	300 人民币元	
舞踊著作物	件	300 人民币元	
雑技著作物	件	300 人民币元	
美術著作物	件	300 人民币元	
写真著作物	件	300 人民币元	
工事設計図、製品設計図	件	500 人民币元	
地図、見取図	件	500 人民币元	
模型著作物	件	500 人民币元	
建築著作物	件	1500 人民币元	
映画著作物	件	2000 人民币元	
映画製作に類似した 方法で創作された著作物	件	1 分未満 200 人民币元	シリーズ著作物の登録は 2 件目から 50 人民币元/件
		1～5 分 300 人民币元	シリーズ著作物の登録は 2 件目から 100 人民币元/件
		5～10 分 400 人民币元	シリーズ著作物の登録は 2 件目から 200 人民币元/件
		10～25 分 800 人民币元	シリーズ著作物の登録は 2 件目から 300 人民币元/件
		25～45 分 1000 人民币元	シリーズ著作物の登録は 2 件目から 400 人民币元/件
		45 分を超え 2000 人民币元	シリーズ著作物の登録は 2 件目から 400 人民币元/件
		ドラマ 100 人民币元/回	
編集著作物	件	2000 人民币元	シリーズ著作物の登録は 2 件目から 100 人民币元/件
マルチメディア編集著作物	件	2000 人民币元	
その他の著作物	件	2000 人民币元	
登録変更	回	登録申請の費用基準の 50%	

費用項目	価格単位	費用基準（人民幣元）	備考
証明書再発行	回	50 人民幣元/通の手数料	
登録取消	回	80 人民幣元	
録音製品	件	歌 300 人民幣元/件、アルバム 2000 人民幣元	シリーズ著作物は協議により確定
		その他 30 分以内 300 人民幣元	
		30 分以上 500 人民幣元	
録画製品	件	30 分以内 300 人民幣元	シリーズ著作物は協議により確定
		30 分の追加ごとに 100 人民幣元を追加	
レイアウトデザイン	件	500 人民幣元	
ラジオ・テレビ番組	件	30 分以内 300 人民幣元	
		30 分～1 時間 500 人民幣元	
		1 時間以上 800 人民幣元	
実演	件	実演の著作物種類の著作権登録費用基準に基づき執行する	
登録記録資料の複写	頁/枚	A4 紙 1 人民幣元/頁 ディスク 10 人民幣元/枚	その他の紙は状況により費用の金額を確定
証明書の郵送料	件	書留郵便（証明書 1～4 通）15 人民幣元 書留郵便（証明書 5～30 通）20 人民幣元 書留郵便（証明書 30 通以上）、証明書 1～30 通の追加ごとに、20 人民幣元の基に 20 人民幣元を追加 EMS（中国本土の各地へ郵送）22 人民幣元/件	書留郵便における証明書の数は同一の著作権権利者が 1 回で提出した申請表の数により確定 香港、マカオ、台湾及び国外に EMS にて郵送する場合は地域により費用金額を確定

著作権に関する権利事項の登録

費用項目	価格単位	費用基準（人民幣元）	備考
録音製品	件	曲 300 人民幣元/件，アルバム 2000 人民幣元	
		その他 30 分以内 300 人民幣元	
		30 分以上 500 人民幣元	
録画製品	件	30 分以内 300 人民幣元	
		30 分の追加ごとに 100 人民幣元を追加	
レイアウトデザイン	件	500 人民幣元	

ラジオ・テレビ番組	件	30 分以内 300 人民元 30 分～1 時間 500 人民元 1 時間以上 800 人民元	
実演	件	実演の著作物種類の著作権登録費用 基準に基づき執行する	

注) 申請国外雑誌契約再印刷登録申請をする場合、登録費用を支払わなければならない、
1 雑誌につき 50 人民元

所要時間別著作権登録申請費用見積表

所要時間（営業日）	著作権登録申請（継承、契約登録、変更登録を含む。）
31～35	300 人民元
26～30	400 人民元
21～25	700 人民元
16～20	1000 人民元
11～15	1500 人民元
6～10	2000 人民元
5	3000 人民元
4	4000 人民元
3	5000 人民元
2	10000 人民元
1	20000 人民元

登録に関する見積り

所要時間 （営業日）	検索、取消、撤回、証書の再発行、記録検索、質権登記、 質権の抹消
11-15	1500 人民元
6-10	2000 人民元
5	3000 人民元
4	4000 人民元
3	5000 人民元

(1)-6. シリーズによる登録の可否について

Q. 同名のタイトルであれば、1作ずつでなくシリーズでの登録が可能か

A. 可能（注：シリーズ作品として登録できるかは、主に作品間に関連性があるか、又は分けて使用する必要があるかを考慮し判断されるが、名称により判断されるものではない。）

Q. シリーズによる登録が可能な著作物について

（注：全ての作品が登録できる。）

A. 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

Q. シリーズによる登録が可能な場合、追加費用の有無について

A. 追加費用有り（P108「中国著作権保護センター著作権自主登録費用基準」を参照。）

(1)-7. 著作物の形態別の登録方法について

Q. インターネット上の著作物はCD等の電子媒体での登録が可能か。

A. 可能

Q. CD等の電子媒体での登録が可能な著作物について

⇒下記のいずれもCD等電子メディアに保存し、美術著作物については量が多くCD等電子メディアに保存することが必要な場合を除き、一般的には紙媒体資料を使用する。

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(2) 必要書類について

(2)-1. 著作権登録の申請フォーマットの有無について

著作権登録の申請フォーマット	有無
(a) 著作権者の登録	○
(b) 実名の登録	当該項目について単独の登録申請は無し
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○
(g) 著作権の信託の登録	○
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	○

(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（創作者等の登録）	○

(2)-2. 著作権登録の申請に当たって必要な書類について

登録の種類	申請に必要な書類
(a) 著作権者の登録	1. 著作物サンプル 2. 申請人の身分証明書類の写し 3. 権利帰属証明 4. 著作物説明書 5. 代理人への委任状 6. 代理人の身分証明書類
(b) 実名の登録	当該項目について単独の登録申請は無し
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	当該項目について単独の登録申請は無し
(d) 創作年月日の登録	当該項目について単独の登録申請は無し
(e) 著作権の譲渡の登録	1. 契約登録申請表 2. 譲渡契約の原本又は写し 3. 申請人の身分証明書類 4. 連絡担当者の身分証明書類 5. 原登録証書の写し、検索結果の各一式1部（契約の対象であるソフトウェアについて既に著作権登録をしている場合、事前に著作権登録の状況を検索する必要がある）
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	ソフトウェア登録事項変更又は補充登録 1. 変更／補充登録申請表 2. 変更証明書類 ① 自然人の氏名が変更された場合、警察機関から発行された証明書類の原本を提出する。 ② 法人名称が変更された場合、登録機構から発行された名称変更証明書類の原本又は写しを提出する。 ③ ソフトウェアの名称が変更された場合、紙ベースで変更理由を説明し、当該書面に署名・捺印し、提出する。 3. 身分証明書類 4. 登録証書

	申請人はソフトウェア著作権登録証書又は証明書類の写しを提出する。 5. 検索結果 当該登録を行う場合、ソフトウェアについて著作権登録の状況を検索する必要があり、検索結果は当該登録申請の必要書類の1つとなる 6. 代理人に委託する場合、代理人及び連絡担当者の身分証明書類の写しを提出する。 著作物著作権変更又は補充登録申請 1. 著作物著作権変更又は補充登録申請表 2. 申請人の身分証明書類 3. 変更に関する証明資料 4. 変更された著作物のサンプル（著作物名称が変更された場合のみ提出する） 5. 代理人に申請を委任する場合、代理人は申請人からの委任状（代理委託書）及び代理人の身分証明書類を提出する 6. 元の登録証書の写し 著作権登録の取消申請 1. 著作物著作権及び契約登録の取消申請表 2. 申請人の身分証明書類 3. 登録証書の原本 4. 代理人に申請を委任する場合、代理人は申請人からの委任状（代理委託書）及び代理人の身分証明書類を提出する。 5. その他の証明書類
(g) 著作権の信託の登録	1. 著作権契約届出申請表 2. 申請人身分証明書類の写し 3. 届出を申請する著作権譲渡又は使用許諾契約書若しくは協議書の写し 4. 契約の対象である著作物のサンプル 5. 他人に申請を委任する場合、代理人は申請人からの委任状（代理委託書）及び代理人の身分証明書類を提出する。

(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	1. 著作権質権設定登録申請表 2. 質権設定者と質権者の身分証明書類 3. 主契約及び著作権質権契約 4. 代理人に申請を委任する場合、委任状及び受託人の身分証明書類を提出する 5. 共同著作権に質権を設定する場合、共有者が質権設定に同意した旨の書面を提出する 6. 質権設定前に著作権を他人に使用許諾を授与する場合、当該著作権のライセンス契約を提出する 7. 質権を設定する著作権につき価値評価を行った場合、質権者が価値評価を求めた場合又は関連する法律法規が価値評価を要求した場合、有効な価値評価レポートを提出する 8. その他の必要資料（著作権登録証書の写しを提出し、証明書類が外国語である場合、同時に中文翻訳を提出する必要がある、連絡担当者の身分証明書類を提出する）
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	上記(f)参照
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	1. 著作物著作権変更又は補充登録申請表 2. 申請人の身分証明書類 3. 変更に関する証明資料 4. 変更された著作物のサンプル（著作物名称が変更された場合のみ提出する） 5. 代理人に申請を委任する場合、代理人は申請人からの委任状（代理委託書）及び代理人の身分証明書類を提出する 6. 元の登録証書の写し
(l) その他（創作者等の登録）	※申請内容による

注）中国版權保護センターは通常、登録作品に対して実質的な審査を行わないため、一般的に具体的な証明資料を提出する必要はない。但し、法人作品である場合、登録人に対して、自身が登録作品の著作権者である旨の声明書を提出させることがある。

(2)-3. 著作権登録の申請に当たって複製物の提出の要否について

登録の種類	複製物の提出の必要性	具体的な提出方法
(a) 著作権者の登録	あり	オンラインで申請表を

	(注：建築物等の巨大な著作物の場合、写真提供が可能)	記入し、その他必要資料と合わせて中国著作権保護センターへ提出
(b) 実名の登録	あり	当該項目について単独の登録申請は無し
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	あり	当該項目について単独の登録申請は無し
(d) 創作年月日の登録	あり	当該項目について単独の登録申請は無し
(e) 著作権の譲渡の登録	あり	オンラインで申請表を記入し、その他必要資料と合わせて中国著作権保護センターへ提出する
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	あり	オンラインで申請表を記入し、その他必要資料と合わせて中国著作権保護センターへ提出
(g) 著作権の信託の登録	あり	オンラインで申請表を記入し、その他必要資料と合わせて中国著作権保護センターへ提出
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	あり	著作権質権登録はオンラインで申請表を記入し、その他必要資料と合わせて中国著作権保護センターへ提出
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	あり	オンラインで申請表を記入し、その他必要資料と合わせて中国著作権保護センターへ提出
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	あり	オンラインで申請表を記入し、その他必要資料と合わせて中国著作権保護センターへ提出
(l) その他（創作者等の登録）	あり	オンラインで申請表を

		記入し、その他必要資料と合わせて中国著作権保護センターへ提出
--	--	--------------------------------

(2)-4. ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出の要否について

A. 必要 → 具体的な提出方法（ソースプログラム及びファイルの前から 30 頁及び後から 30 頁の連続した文書の提出が必要。60 頁に満たない場合は、全部の提出が必要。）

(2)-5. 譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要 → 具体的な提出方法（紙ベースで中国著作権保護センターへ提出）

Q. 著作隣接権の移転等の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要 → 具体的な提出方法（紙ベースで中国著作権保護センターへ提出）

(2)-6. 著作権の信託の登録の際の譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の信託の登録の際に譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要

Q. 著作権の信託の登録の際に信託契約書の提出は必要か

A. 必要

(3) 権利者の著作権登録の活用状況について

(3)-1. 貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えられるか。

A. ケースバイケースで活用されている

（一般的には、コンプライアンス意識の高い会社では積極的に著作権登録制度を活用しているが、著作権を有する個人は当該制度を知らないことが多く活用していない。）

(3)-2. 積極的に活用している権利者がいる場合、どのような権利者がどのような著作権をどのような目的で登録しているケースが多いか。

一般的には、コンピューターソフトウェア著作権を有する技術系企業及び IT 企業、美術著作権及び写真著作権を有する映像等の素材を提供する企業は登録を行っていることが多く、またその量も多い。

音楽及び映像に関する著作権を有する会社、映像等の視覚作品の著作権をストックする会社は、その主な業務が、著作権について、許諾し、費用を徴収することであり、その著作権を有する作品について大量に登録している。一方、漫画等の出版会社は出版という行為を通して作品の著作権を確定し、かつ出版物を著作権の証拠とすることができるので、

出版会社が著作権の登録を行うか否かについてはその会社による。中国法に基づき設立された会社ではない場合、なるべく中国で著作権登録をした方がよいと提案している。登録手続よりも、海外の著作権の公証認証手続の方がより煩雑になるためである。上記会社（科学技術系の会社、図面・映像をストックする会社など）は著作権の確定を目的として著作権者登録をすることが比較的に多く見られる。

（４）参考情報・関連情報等

（４）-１．判例について

著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ事例について

判例番号

（2019）京 73 民終 1258 号

概要

《最高人民法院による著作権民事紛争案件の適用法律に関する若干問題についての解釈》第 7 条第 1 項に基づき、当事者はかかる著作権の原稿、原本、合法出版物、著作権登録証書、認証機構が発行する証明、権利を取得した契約等を提出し、証拠とすることができる。一審法院が確認した事実に基づき、A 社が提出した著作権登録証書には、A 社が《中国写真庫》の中に含まれている係争写真を含む写真著作物の著作権者であることが記載されている。したがって、相反する証拠がない限り、本院は A 社が係争写真につき、情報インターネット伝達権を含む著作権を有していると認定する。B 社は許可を得ることなく、公衆が個人的に時間と場所を選択し係争著作物を取得できるようにした件は、A 社が係争著作物につき有している情報インターネット伝達権を侵害している。

（原資料 <http://wenshu.court.gov.cn>）

（注：著作権登録証明により権利人にとって有利な結果を得ることは、司法実務においては一般的に行われている。

事例 1：浙江省寧波市鄞州区人民法院が審理した（2019）浙 0212 民初 16275 号案件において、明確に「本院は、別件の審理中に疎明した原告が「中国好歌曲」の第一部、第二部、第三部の作品について国家版權局にて著作権登録をしているため、その他の反対証拠がない限りでは、原告が本件作品の著作権者であると認定するのに充分である。」と明確に述べている。同法院は、著作権登録及びその他証拠と合わせて、最終的に被告の行為は原告の著作権を侵害したと認定した。

事例 2：広東省広州市中級人民法院が審理した（2013）穗中法知民終字第 920 号判決において、同法院は、「原告が提出した《著作権登録証書》、原告と作者 A 氏が締結した「作品創作委託協議書」、本件美術作品「勝利の V」の一部創作原稿、インスピレーションのきっかけ及び創作プロセスについての説明は、一連の証拠として、互いに矛盾することなく、被告より反対証拠の提出がない状況において、本院は法に基づき原告が本件美術作品「勝利の V」の著作権者であると認める」旨を明言している。また、上記の認定に基づき、

法院はその他証拠も勘案し、最終的に被告の行為が著作権を侵害したと認定した。)

(4)-2. その他、貴国の著作権等登録制度の著作権等のエンフォースメントへの活用について、権利者にアドバイスしている内容や事項等

著作権登録はコストが比較的に低く、資料準備もあまり煩雑でなく、また自らの著作権を確定する初歩的証拠としても使えるため、一般的に、我々はまだ作品を発表、出版、公開演出等の形式で公開、公表、公示されていない著作権者に対し、必ず著作権登録をするよう提案する。反対に、もし著作権者が既に上記の形式により作品を公開、公表、公示した場合には、著作権の登録は、あってもなくても構わない。

(4)-3. 出資比率で著作権の持ち分を決めている場合、著作権登録をすると、第三者に持分比率を公表されるケースの有無について

著作権者の内部持分比率が公表されるケースはない。持分比率は、非公開情報に該当し、中国版權保護センターでは関連資料を受領後、厳密な秘密保持措置を講じている。

(4)-4. 職務著作の著作権登録書に監督や脚本家など自然人の名前が記載されている場合、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースの有無について

特に証明書を求められるわけではない。

著作権法第 16 条の規定に基づき、公民が法人又はその他の組織の業務責任を果たすために創作した著作物は職務著作物となり、本条第 2 項の規定を除き、著作権は著作者が享有すると規定されている。ただし、法人又はその他組織は、その業務の範囲内において優先的にこれを使用する権利を有する。著作物の完成後 2 年間以内において、職場の同意を経なければ、著作者は、第三者が職場が使用するのと同じ方式で当該著作物を使用するのを許諾してはならないと規定されている。

次の各号のいずれかに該当する職務著作物については、著作者は氏名表示権を享有し、著作権のその他の権利は法人又はその他組織が享有し、法人又はその他組織は著作者に報奨を与えることができると規定されている。

(1)主として法人又はその他組織の物質的技術的条件を使って創作し、かつ、法人又はその他組織が責任を負う工事設計図、製品設計図、地図及びコンピュータソフトウェア等の職務著作物

(2)法律、行政法規の規定又は契約によって著作権を法人又はその他組織が享有する職務著作物

この規定に基づき、異なる状況に応じて職務作品の権利帰属を判断する。

(4)-5. 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、権利者であることの証明方法について

中国著作権保護センターは通常、著作権者に対して実質的な審査を行わないため、一般的に具体的な証明資料を提出する必要はない。但し、法人作品である場合、登録する者に対して、自身が登録作品の著作権者である旨の声明書を提出させることがある。

(4)-6. 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、ライセンスや冒認出願対応など、権利者としての地位を活かした取引について。

一般的に、ライセンス契約をする際に、ライセンシーはライセンサーに対して関連する著作権権利証明を提供するよう要求する。著作権登録証は著作権の権利を証明する方法の1つとして、広く活用されている。著作権登録を行うと、「先行権利」を理由として冒認出願された商標に対し異議を申立て、又は取り消しの手続を申請する際に、より便利かつ直接的に「先行権利」に関する立証を行うことができる。

(4)-7. 著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合の取り消し手続きについて

取消手続がある。このような場合には、利害関係人から申請し、登録部門は最終的な司法判決又は著作行政管理部門の行政処罰決定等に基づき原登録に対し取消決定をする。

(4)-8. 著作権登録をした場合の著作者の本名や住所等の個人情報の公表について

著作権登録の公開情報は登録完了後、1日後に公告される。登録公開情報を検索する際、作品名、登録番号、著作権者等の情報を入力し、関連登録公開情報が検索できれば、「著作権者、登録番号、初回発表日、創作完成日、登録日」の情報が閲覧できるが、著作権者の住所情報はない。

(4)-9. 著作権登録制度を活用した事例や判例について

- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例
- 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立できた事例
- 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例
- 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例

上記の回答参照。

(4)-10. (法律事務所として) 著作権者に対して、著作権等のエンフォースメントを行う際には、必ず著作権登録をするように勧めているかについて

上記の回答参照。

(4)-11. 著作権登録を勧めない場合もあるとすると、どのような場合に著作権登録を勧めて、どのような場合に勧めていないかについて

上記の回答参照。

(4)-12. 著作権が共有されている場合、うち1名のみの申請で著作権登録が可能かについて
著作権登録保護部門は著作権者の実質的な審査を行わないため、実務上、単独での著作権申請ができる。

(4)-13. 実態として、必要となる代理人費用（弁護士・弁理士等）について
作品の種類ごとに異なるが、1作品につき、登録代理費用は約1,000～3,000人民元。

(4)-14. 著作権登録を推進していく施策について
現行の著作権登録制度は国から行政的な公信力を付与されておらず、民間登録行為に該当するため、国や地方政府の推進施策は現状ないと思われる。

(4)-15. 冒認出願された場合に、権利の推定を覆すための証拠について
上記回答参照。

(4)-16. 複製を提出できない著作物（建築の著作物）等の登録方法について
写真の提出をもって登録することができる。

第4. 韓国

1. 著作権登録制度の概要

1-1. 著作権登録制度の対象事項について

著作権登録制度の対象事項	対象
(a) 著作権者の登録	×
(b) 実名の登録	○
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	○
(d) 創作年月日の登録	○
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	×
(g) 著作権の信託の登録	×
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	○
(i) 出版権の設定等の登録	○
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（著作者等の登録） 注：韓国の著作権法には、著作者の登録だけが規定されており、上記(a)の著作財産権者の登録は設けられていない。この背景には、著作者本人が著作財産権者である場合、著作者として登録をすれば創作者が著作権者として推定され、権利の変動により著作者と著作財産権者が異なる場合には、著作財産権の変動登録をすることができるため、「著作財産権者」の登録は必要ないという趣旨がある。	○

1-2. 著作権登録制度の根拠規定について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	制度なし
(b) 実名の登録	著作権法第53条第1項第1号「著作者の実名・異名（公表当時に異名を使用した場合に限る。異名登録時にも実名を併記しなければならない。）・国籍・住所又は居所」 著作権法施行令第27条第1項第3号「著作権者等の氏名」 （注：著作物の公表当時に異名を使用した場合には、異名を併記した実名の登録が可能で、その他に異名のみで登録したり、氏名を非公開にして登録することはできない。）

(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	著作権法第53条第1項第3号「公表の有無及び最初に公表された国家・公表年月日」 著作権法施行令第27条第1項第4号「創作・公表及び発行年月日」
(d) 創作年月日の登録	著作権法第53条第1項第2号「著作物の題号・種類・創作年月日」 著作権法施行令第27条第1項第4号「創作・公表及び発行年月日」
(e) 著作権の譲渡の登録	著作権法第54条「次の各号の事項は、これを登録することができ、登録しなければ、第三者に対抗することができない。 1. 著作財産権の譲渡（相続その他の一般承継の場合を除く）又は処分の制限」
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	制度なし
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	著作権法第54条「次の各号の事項は、これを登録することができ、登録しなければ、第三者に対抗することができない。 3. 著作財産権、第57条による排他的発行権及び第63条による出版権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限」
(i) 出版権の設定等の登録	著作権法第54条「次の各号の事項は、これを登録することができ、登録しなければ、第三者に対抗することができない。 2. 第57条による排他的発行権又は、第63条による出版権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限」
(j) 著作隣接権の移転等の登録	著作権法第90条「第53条から第55条まで及び第55条の2の規定は、著作隣接権又は著作隣接権の排他的発行権の登録に関して準用する。この場合、第55条のうち『著作権登録簿』は『著作隣接権登録簿』とみる。」
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作権法施行令第30条第1項「第27条により登録された事項に対し、変更・更正・抹消登録又は抹消した登録の回復登録を申請しようとする場合は、文化体育観光部令で定めるところにより、変更等登録申請書にこれを証明することのできる書類を添付し、文化体育観光部長官に提出しなければならない。」

(l) その他（著作者等の登録）	著作権法第53条 「1. 著作者は次の各号の事項を登録することができる。 ①著作者の実名・異名（公表当時に異名を使用した場合に限る）・国籍・住所又は居所 ②著作物の題号・種類・創作年月日 ③公表の有無及び最初に公表された国家・公表年月日 ④その他大統領令で定める事項 2. 著作者が死亡した場合、著作者の特別な意思表示がないときは、その遺言で指定した者又は相続人が第1項各号の規定による登録をすることができる。 3. 第1項及び第2項により著作者として実名が登録された者は、その登録著作物の著作者として、創作年月日又は最初の公表年月日が登録された著作物は、登録された年月日に創作又は最初に公表されたものと推定する。ただし、著作物を創作した時から1年が経過した後に創作年月日を登録した場合は、登録された年月日に創作されたと推定しない。」
------------------	---

1-3. 著作権登録の実施主体（申請できる者）について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	制度なし
(b) 実名の登録	（著作権法第53条、共同著作者の場合は著作権法施行令第24条）著作者本人／共同著作者のうち1人、又は著作者が著作物登録前に死亡した場合は相続人/共同相続人のうち1人、著作者（共同著作者のうち1人を含む）及び相続人（共同相続人のうち1人を含む）の代理人、信託著作物の登録時の著作権信託管理業者（注：共同著作者の場合（その他登録権利者が数人である場合）、代表者1人が他の権利者らの同意を得て進行できるということを意味する。同意の方式は、他の権利者らに単独申請承諾書等の同意書をもらって処理すれば良い。）
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	同上
(d) 創作年月日の登録	同上
(e) 著作権の譲渡の登録	（著作権法第54条第1号：著作権法施行令第26条第1項及び第2項）著作権譲渡人及び譲受人の共同申請、又は譲受人の代理人（譲受人又は譲受人の代理人が単独で申請する場合、譲

	受人があらかじめ譲渡人から単独申請承諾書を受け取らなければならない、譲渡人と譲受人の同意を受けたときは双方代理も可能)
(f) 著作権の移転の登録 (相続その他の一般承継)	制度なし
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	(著作権法第54条第3号: 著作権法施行令第26条第1項及び第2項) 質権者及び質権設定者の共同申請、又は質権者の代理人(質権者の代理人の場合、相手方の単独申請承諾書が必要であり、双方代理可)
(i) 出版権の設定等の登録	(著作権法第54条第2号: 著作権法施行令第26条第1項及び第2項) 出版権者及び出版権設定者の共同申請、又は出版権者の代理人(双方代理可)
(j) 著作隣接権の移転等の登録	(著作権法施行令第26条第1項及び第2項) 著作隣接権譲渡人及び譲受人の共同申請、又は譲受人の代理人(譲受人又は譲受人の代理人が単独で申請する場合、あらかじめ譲受人が譲渡人から単独申請承諾書を受け取る必要がある、双方代理可)
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	(著作権法施行令第26条第5項) 登録されている者又はその代理人
(l) その他(創作者等の登録)	(著作権法第53条、共同著作者の場合は著作権法施行令第24条) 著作者本人/共同著作者のうち1人、又は著作者が著作物登録前に死亡した場合は相続人/共同相続人のうち1人、著作者(共同著作者のうち1人を含む)及び相続人(共同相続人のうち1人を含む)の代理人、信託著作物の登録時には著作権信託管理業者

1-4. 登録対象著作物について

登録対象となる著作物	登録の可否
(a) 言語著作物	○
(b) 音楽著作物	○
(c) 演劇著作物	○
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○
(g) 録音物	○
(h) 建築著作物	○
(i) プログラムの著作物	○

注) 衣服/靴/空間のデザインについて、(e)の一種である応用美術著作物等の成立要件に該当する限り、原則として著作権登録の対象になり得る。ただし、これらの対象が応用美術に該当するかどうか及び著作物性の判断が難しく、登録申請人と登録機関間の登録対象か否かに関する争いも少なくない。)

1-4-1) 登録対象著作物の根拠規定について

著作物の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	著作物の種類により登録できる内容が異なるか
(a) 言語著作物	注：著作権の登録に関する著作権法第53条の規定は、特に著作物の類型を分けていない。	いいえ
(b) 音楽著作物		いいえ
(c) 演劇著作物		いいえ
(d) 無言劇及び舞踊の著作物		いいえ
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物		いいえ
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物		いいえ
(g) 録音物		いいえ
(h) 建築著作物		いいえ
(i) プログラムの著作物		はい（コンピュータプログラムの著作物は、その他の著作物と登録に必要な情報及び申請形式が異なる。）

1-5-0) 著作権等の登録機関について

名称	韓国著作権委員会
URL	www.cros.or.kr (著作権登録ホームページ)
登録対象著作物	全ての著作権登録を担当

注) 関連規定： 著作権法第55条第1項は「第53条及び第54条による登録は、文化体育観光部長官が著作権登録簿（プログラムの場合はプログラム登録簿をいう。以下この条において同じ）に記載して行う。」と規定しているが、著作権法第130条（文化体育観光部長官は、大統領令で定めるところにより、この法による権限の一部を特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事に委任し、又は委員会、保護院又は著作権関連の団体に委託することができる。）と著作権法施行令第68条第1項第2号（法第55条による著作権の登録（法第90条及び第98条で準用する場合を含み、第2項による登録受付に関する業務は除く））により、著作権の登録に関する事務を韓国著作権委員会ですべて担当している。2020年2月4日付で公布され、2020年8月5日付で施行予定の改正著作権法は、第55条の規定を現行の実務に合わせて改正し、著作権登録業務の委託構造をなくし、著作権登録業務の主体を文化体育観光部から韓国著作権委員会に変更する内容が盛り込まれている。）

1-5. 著作権等の登録件数について

種類		累計件数 (2013年1月～2018年12月)	2018年合計件数
著作権		218,448件	42,323件
著作隣接権		4,678件	1,109件
出版権		68件	6件
	日本企業の登録件数		
	著作権	未公表	未公表
	著作隣接権	未公表	未公表
	出版権	未公表	未公表

2. 著作権登録の効果

(1) 法令上の登録の効果

(1)-1. 著作権登録をすることによる、法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果

登録の種類	権利の推定 (行政上及び司法上)	法律・規定名称、条文番号、 根拠条文の具体的な記載内容	何が推定されるのか等、 その法的効果の内容
(a) 著作権者の登録	制度なし	—	著作権法第53条第3項 「(著作権登録により)著作者として実名が登録された者は、その登録著作物の著作者として、創作
(b) 実名の登録	あり	著作権法第53条第3項	
(c) 第一発行 (公表) 年月日	あり	著作権法第53条第3項	

等の登録			年月日又は最初の公表年月日が登録された著作物は、登録された年月日に創作又は最初に公表されたものと推定する。ただし、著作物を創作した時から1年が経過した後に創作年月日を登録した場合は、登録された年月日に創作されたものと推定しない。」 ⁴² 著作権の侵害に対して司法的救済を認めるためには、依拠性及び実質的な類似性等が認められなければならない、特に依拠性の場合、客観的な立証が不可能なこともあるため、著作権登録された著作者/創作及び公表日等の推定など間接事実の証明により、著作権の保護を図ることもできる。
(d) 創作年月日の登録	あり	著作権法第53条第3項	
(e) 著作権の譲渡の登録	あり	著作権法第53条第3項	
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	制度なし	—	
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—	
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	あり	著作権法第53条第3項	
(i) 出版権の設定等の登録	あり	著作権法第53条第3項	
(j) 著作隣接権の移転等の登録	あり	著作権法第90条	
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	あり	著作権法第53条第3項	
(l) その他（創作者等の登録）	あり	著作権法第53条第3項	

(1)-2. 法定賠償制度はあるか。法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無による法定損害賠償制度の利用の可否に影響はあるか

Q. 法定賠償制度の有無

A. あり

Q. 法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用可否に影響はあるか。

A. あり

⁴² 著作物の創作時点又は制作過程、著作物の創作背景等に関する立証を通じて著作権が登録された事実に対する推定力を覆滅することができる。例えば、ソウル中央地方法院 2017 年 9 月 13 日判決 2016 ガ合 56 5803 判決(確定)は、この事件の著作物の創作時点、制作過程等の諸般の事実関係を総合し、この事件の著作物を被告名義で公表されたり公表される業務上の著作物として判断することにより、登録された著作者である原告に対する著作者の推定が覆滅したと判示した。

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権法第125条の2第3項「著作財産権者等が第1項による請求をするためには、侵害行為が起きる前に、第53条から第55条までの規定（第90条及び第98条により準用される場合を含む）により、その著作物等が登録されていなければならない。」

(1)-3. 著作権のエンフォースメントを行うに際して、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度はあるか。著作権登録の有無によって当該制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

民事訴訟法第98条「訴訟費用は、敗訴した当事者が負担する。」

民事訴訟法第109条第1項「訴訟を代理した弁護士に当事者が支払った又は支払う報酬は、大法院規則が定める金額の範囲内で訴訟費用として認定する。」

Q. 侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無によって当該制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

(1)-4. 著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となるか。

A. 対抗要件となる

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権法第54条「次の各号の事項はこれを登録することができ、登録しなければ第三者に対抗することができない。

- ①著作財産権の譲渡（相続その他の一般承継の場合を除く）又は処分の制限
- ②第57条による排他的発行権又は第63条による出版権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限
- ③著作財産権、第57条による排他的発行権及び第63条による出版権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限」

（２）運用上の効果

(2)-1. 刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利

刑事告訴の際に、捜査機関に登録内容を提出して告訴人に権利があることを立証し、権利侵害に関する捜査を要求することもできるという事実上の効果がある。

(2)-2. 税関登録等の際に、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録

があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利

不公正貿易行為調査法により、韓国の貿易委員会が著作権侵害物品に対する調査権を有し、調査結果により輸入/輸出制裁をすることができる。このとき、著作権侵害の立証において登録事実が有効に活用可能。

(2)-3. 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用か。

A. ケースバイケースで有用な場合がある

登録商標の使用がその出願日前に発生した他人の著作権と抵触する場合は著作権が優先し（商標法第92条⁴³参照）、著作権が登録された創作日に推定効が付与されるため、著作権登録証の提出が助けになることがある。

(2)-4. 著作権登録は、行政訴訟、民事侵害訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるか。

A. 初歩的な証明になる

(2)-5. 権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されているか。

A. ケースバイケースで活用されている

著作権登録証があれば、侵害者に対する警告状の発送時に登録証を添付するケースが多い。

(2)-6. 他国での著作権登録が有用か。

A. 有用でない

(2)-7. その他、登録することによって得られる運用上の効果と考えられることがあるか。

著作者として実名が登録された者は、その登録著作物の著作者として、創作年月日又は最初の公表年月日が登録された著作物は、登録された年月日に創作又は最初に公表されたものと推定する（著作権法第53条第3項）。

著作権法上の法定損害賠償制度（法第125条の2）による損害賠償請求のためには、侵害行為以前に著作権登録が完了していなければならない。

3. その他

（1）登録手続きの概要

(1)-1. オンライン登録の可否について

⁴³ 商標法第92条第1項「①商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、その登録商標を使用する場合に、その使用状態によりその商標登録出願日前に出願された他人の特許権・実用新案権・デザイン権又はその商標登録出願日前に発生した他人の著作権と抵触するときは、指定商品のうち抵触する指定商品に対する商標の使用につき、特許権者・実用新案権者・デザイン権者又は著作権者の同意を得ずにはその登録商標を使用することはできない。」

A. 可能

オンライン登録が可能な著作物について

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(1)-2. オフラインでの登録を受け付けている窓口の数について

(オフラインでの登録を受け付けている窓口の数)

2箇所（ソウル特別市、慶尚南道晋州市）

(1)-3. 登録が完了した場合の公示方法について

(a) 登録機関のホームページ上で公示

著作権法第55条第3項は「文化体育観光部長官は、第1項の規定により著作権登録簿に記載した登録に対して登録公報を発行し、又は情報通信網に掲示しなければならない、申請した者がある場合には、著作権登録簿を閲覧させ、又はその写しを交付しなければならない。」と規定しているが、著作権法第130条と著作権法施行令第68条第1項第2号により、著作権登録の公告に関する事務を韓国著作権委員会で全て担当している。

(URL：著作権登録公報（韓国著作権委員会ホームページ：<https://www.cros.or.kr>）/著作者、著作物の題号、権利移転等登録権利者名等で検索可能)

(b) 著作権登録原簿に掲載

(1)-4. 著作権登録手続きの所要期間について

(著作権登録手続きの標準所要期間) → 申請日当日を含めて業務日で4日

著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法はあるか。その場合、追加費用はいくらかかるか。

A. なし

(1)-5. 著作権登録手続きの手続き費用について

著作権登録制度の対象 事項	課金の単位	単価又は税率	早期審査に かかる追加 費用
1) 著作権者の登録			
(1) 著作権者の登録	制度なし	—	—
2) 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）			

(1)著作権の譲渡の登録	著作物の件数	1件につき88,240ウォン（オンライン申請時：78,240ウォン） コンピュータプログラムの登録：94,000ウォン（オンライン申請時：84,000ウォン）	制度なし
(2)著作権を目的とする質権の設定又は著作権又は当該質権の処分の制限の登録	著作物の件数	1件につき88,240ウォン（オンライン申請時：78,240ウォン） コンピュータプログラムの登録：94,000ウォン（オンライン申請時：84,000ウォン）	制度なし
(3)著作権を目的とする質権の移転の登録	著作物の件数	1件につき88,240ウォン（オンライン申請時：78,240ウォン） コンピュータプログラムの登録：94,000ウォン（オンライン申請時：84,000ウォン）	制度なし
(4)無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	制度なし	韓国は無名著作権の登録が不可能であり、制度なし	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(6)第一発行年月日又は第一公表年月日又は創作年月日の登録	著作物の件数	1件につき33,600ウォン（オンライン申請：23,600ウォン） コンピュータプログラムの登録：63,600ウォン（オンライン申請時：53,600ウォン）	制度なし
(7)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	1件につき6,600ウォン（オンライン申請時：5,600ウォン）	制度なし
(8)登録の抹消	著作権の件数又は著作物の数	1件につき6,600ウォン（オンライン申請時：5,600ウォン） ⁴⁴	制度なし

⁴⁴ 冒認出願に対し抹消の根拠となる判決がある場合はもちろん、その他の抹消事由がある場合にも抹消申請が可能である。裁判所の判決によって冒認出願であると認められた場合、韓国著作権委員会に判決文と簡単な抹消申請の様式さえ提出すれば、著作権委員会が職権を抹消する。このときには、手数料は発生しない。しかし、冒認出願ではなく、申請当時に申請人の錯誤や過失により誤って登録をした場合には、手数料を納める正式な抹消申請をしなければならず、登録された情報の一部分（例えば、公表日）だけ一部

(9)その他	著作物の件数	1件につき33,600ウォン（オンライン申請時：23,600ウォン） コンピュータプログラムの登録：63,600ウォン（オンライン申請時：53,600ウォン） ⁴⁵	制度なし
3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(1)出版権の設定の登録	出版権の件数	1件につき64,000ウォン（オンライン申請時：54,000ウォン）	制度なし
(2)出版権の移転の登録	出版権の件数	1件につき64,000ウォン（オンライン申請時：54,000ウォン）	制度なし
(3)出版権を目的とする質権の設定又は出版権又は当該質権の処分の制限の登録	出版権の件数	1件につき64,000ウォン（オンライン申請時：54,000ウォン）	制度なし
(4)出版権を目的とする質権の移転の登録	出版権の件数	1件につき64,000ウォン（オンライン申請時：54,000ウォン）	制度なし
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	制度なし	制度なし
(6)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	出版権の件数	1件につき6,600ウォン（オンライン申請時：5,600ウォン）	制度なし
(7)登録の抹消	出版権の件数	1件につき6,600ウォン（オンライン申請時：5,600ウォン）	制度なし
4) 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）			
(1)著作隣接権の譲渡の登録	著作物の件数	1件につき33,600ウォン（オンライン申請時：23,600ウォン） コンピュータプログラムの登録：63,600ウォン（オンライン申請時：53,600ウォン）	制度なし
(2)著作隣接権を目的	著作物の件数	1件につき88,240ウォン（オンライン	制度なし

抹消することも可能。

⁴⁵ 1-1 の回答の通り、韓国では、著作権者の登録をせず、著作物及びその著作者が登録対象になる。すなわち、著作権者を基準にして登録するのではなく、著作物及びその著作者を基準にして登録するため、「一般的な著作権の登録」に関する内容をその他の欄に記載している。

とする質権の設定又は著作隣接権又は当該質権の処分の制限の登録		申請時：78,240ウォン コンピュータプログラムの登録： 94,000ウォン（オンライン申請時： 84,000ウォン）	
(3)著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	著作物の件数	1件につき88,240ウォン（オンライン申請時：78,240ウォン） コンピュータプログラムの登録： 94,000ウォン（オンライン申請時： 84,000ウォン）	制度なし
(4)信託の登録 (4-1)質権の信託の登録 (4-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(5)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	著作隣接権の件数	1件につき6,600ウォン （オンライン申請時：5,600ウォン）	制度なし
(6)登録の抹消	著作隣接権の件数	1件につき6,600ウォン （オンライン申請時：5,600ウォン）	制度なし

注）代理人費用は、具体的な代理業務を処理する代理人ごとに異なり、それに関する情報は公開されていない。

(1)-6. シリーズによる登録の可否について

- Q. 同名のタイトルであれば、1作ずつでなくシリーズでの登録が可能か
A. 不可能

(1)-7. 著作物の形態別の登録方法について

- Q. インターネット上の著作物はCD等の電子媒体での登録が可能か。
A. 可能
- Q. CD等の電子媒体での登録が可能な著作物について
(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(2) 必要書類について

(2)-1. 著作権登録の申請フォーマットの有無について

著作権登録の申請フォーマット	有無
(a) 著作権者の登録	制度なし
(b) 実名の登録	○
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	○
(d) 創作年月日の登録	○
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	制度なし
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	○
(i) 出版権の設定等の登録	○
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（創作者等の登録）	○

注）韓国の著作権登録の申請類型は下記の通り。

	登録類型	申請類型
1	著作権の登録	一般著作物の登録申請
		プログラム著作物の登録申請
2	著作財産権の変動(譲渡/処分 の制限/質権の設定等)登録	一般著作物の権利変動の登録申請
		プログラム著作物の権利変動の登録申請
3	著作隣接権の登録	著作隣接権の登録申請
4	著作隣接権の変動登録	著作隣接権の権利変動の登録申請
5	データベース製作者の 権利登録申請	データベース製作者の権利登録申請
6	データベース製作者の 権利変動等の登録申請	データベース製作者の権利変動の登録申請
7	排他的発行権の設定及 び変動登録	排他的発行権(一般著作物)の設定登録申請
		排他的発行権(プログラム著作物)の設定等の登録申請
		排他的発行権(著作隣接権)の設定及び変動登録申請
		排他的発行権(データベース製作者の権利)の設定及び変動登録申請
8	出版権の設定及び変動 登録	出版権の設定登録申請

9	登録事項の変更/更正/抹消等の登録	登録事項の変更/更正/抹消等の登録申請
---	-------------------	---------------------

(2)-2. 著作権登録の申請に当たって必要な書類について

登録の種類	申請に必要な書類
(a) 著作権者の登録	—
(b) 実名の登録	著作権法施行規則第6条第1項第1号イ：著作権の登録：第3号書式の著作権登録申請書（コンピュータプログラム著作物（以下「プログラム」という）の場合は第3号の2書式のプログラム登録申請書）と第4号書式の著作権登録申請明細書（プログラムの場合は第4号の2書式のプログラム登録申請明細書） 著作権法施行規則第6条第1項第1号ニ：データベース製作者の権利の登録：第11号書式のデータベース製作者権利登録申請書と第12号書式のデータベース製作者権利登録申請明細書
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	著作権法施行規則第6条第1項第1号イ：著作権の登録：第3号書式の著作権登録申請書（コンピュータプログラム著作物（以下「プログラム」という）の場合は第3号の2書式のプログラム登録申請書）と第4号書式の著作権登録申請明細書（プログラムの場合は第4号の2書式のプログラム登録申請明細書） 著作権法施行規則第6条第1項第1号ニ：データベース製作者の権利の登録：第11号書式のデータベース製作者権利登録申請書と第12号書式のデータベース製作者権利登録申請明細書
(d) 創作年月日の登録	著作権法施行規則第6条第1項第1号イ：著作権の登録：第3号書式の著作権登録申請書（コンピュータプログラム著作物（以下「プログラム」という）の場合は第3号の2書式のプログラム登録申請書）と第4号書式の著作権登録申請明細書（プログラムの場合は第4号の2書式のプログラム登録申請明細書） 著作権法施行規則第6条第1項第1号ニ：データベース製作者の権利の登録：第11号書式のデータベース製作者権利登録申請書と第12号書式のデータベース製作者権利登録申請明細書
(e) 著作権の譲渡の登録	著作権法施行規則第6条第1項第2号イ：プログラムの著作財産権を除いた著作財産権、排他的発行権及び出版権の権利変動等の登録：第5号書式による登録申請書と第6号書式による登録申請明細書 著作権法施行規則第6条第1項第2号ロ：プログラム著作財産権の排他的発行権を含むプログラムの著作財産権又はその権利変動等を登録した場合、その権利変動等の登録：第5号の2書式

	による登録申請書 著作権法施行規則第6条第1項第2号ハ：プログラム著作権の排他的発行権を含むプログラムの著作権又はその権利変動等を登録しない場合、その権利変動等の登録：第4号の2書式によるプログラム登録申請明細書と第5号の2書式による登録申請書 著作権法施行規則第6条第1項第2号ホ：データベース製作者の権利及びデータベース製作者の権利の排他的発行権の権利変動等の登録：第17号書式による登録申請書と第18号書式のデータベース製作者の権利及びデータベース製作者の権利の排他的発行権変動登録申請明細書
(f) 著作権の移転の登録 (相続その他の一般承継)	制度なし
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした 質権設定等の登録	著作権法施行規則第6条第1項第2号イ：プログラムの著作権を除いた著作権、排他的発行権及び出版権の権利変動等の登録：第5号書式による登録申請書と第6号書式による登録申請明細書 著作権法施行規則第6条第1項第2号ロ：プログラム著作権の排他的発行権を含むプログラムの著作権又はその権利変動等を登録した場合、その権利変動等の登録：第5号の2書式による登録申請書 著作権法施行規則第6条第1項第2号ハ：プログラム著作権の排他的発行権を含むプログラムの著作権又はその権利変動等を登録しない場合、その権利変動等の登録：第4号の2書式によるプログラム登録申請明細書と第5号の2書式による登録申請書 著作権法施行規則第6条第1項第2号ホ：データベース製作者の権利及びデータベース製作者の権利の排他的発行権の権利変動等の登録：第17号書式による登録申請書と第18号書式のデータベース製作者の権利及びデータベース製作者の権利の排他的発行権変動登録申請明細書
(i) 出版権の設定等の登録	著作権法施行規則第6条第1項第2号イ：プログラムの著作権を除いた著作権、排他的発行権及び出版権の権利変動等の登録：第5号書式による登録申請書と第6号書式による登録申請明細書

(j) 著作隣接権の移転等の登録	著作権法施行規則第6条第1項第1号ハ：著作隣接権の登録：第7号書式の著作隣接権登録申請書と第8号書式の著作隣接権（実演）登録申請明細書、第9号書式の著作隣接権（音盤）登録申請明細書又は第10号書式の著作隣接権（放送）登録申請明細書 著作権法施行規則第6条第1項第2号ニ：著作隣接権及び著作隣接権の排他的発行権の権利変動等の登録：第13号書式による登録申請書と第14号書式の著作隣接権（実演）及び著作隣接権（実演）の排他的発行権変動登録申請明細書、第15号書式の著作隣接権（音盤）及び著作隣接権（音盤）の排他的発行権変動登録申請明細書又は第16号書式の著作隣接権（放送）変動登録申請明細書
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作権法施行規則第9条第1項：令第30条により登録事項の変更・更正・抹消又は抹消回復の登録（以下、本条で「変更登録」という）を申請しようとする者は、第33号書式による申請書に次の各号の書類を添付して提出しなければならない。 1. 登録証 2. 変更登録の事由を証明する書類（変更登録の申請内容について証明が必要な場合に限る） 3. 代理人であることを証明する書類（代理人が変更登録を申請する場合に限る）
(l) その他（創作者等の登録）	創作者の登録 著作権法施行規則第6条第1項第1号イ：著作権の登録：第3号書式の著作権登録申請書（コンピュータプログラム著作物（以下「プログラム」という）の場合は第3号の2書式のプログラム登録申請書）と第4号書式の著作権登録申請明細書（プログラムの場合は第4号の2書式のプログラム登録申請明細書） 著作権法施行規則第6条第1項第1号ニ：データベース製作者の権利の登録：第11号書式のデータベース製作者権利登録申請書と第12号書式のデータベース製作者権利登録申請明細書

著作権法施行規則第6条第2項により、登録申請書には次の各号の書類等を添付しなければならない。（注：著作権委員会に提出する複製物は、以下の各目の方法により提出するものの、デジタルファイルの形で提出することを原則とする（著作物は唯一の原本ではなく、複製物の形態でのみ提出可能）。ア．公表された著作物である場合には、原則として公表された形態、イ．公表媒体の一部であったり、インターネットにのみ公表されている場合には、登録しようとする著作物だけを複製又は出力し、その識別が容易になるようにした状態、ウ．

著作物の原型の形態の複製物の提出が困難な場合には、当該著作物を最もよく表すことのできる状態の写真か図面。)

1. 登録に関連する複製物やその内容が分かる図面・写真等の書類又は電子的記録媒体（プログラムの場合は、プログラム複製物を収録した電子的記録媒体（著作権法施行規則第6条第3項及び第4項））
2. 登録事由を証明する書類（登録内容について証明が必要な場合に限る）
3. 著作者・著作隣接権者・データベース製作者・相続人・登録権利者又は登録義務者が2人以上の場合は、第19号書式による目録：
4. 著作物・著作隣接物・データベースを大量に登録する場合は、第20号書式による目録
5. 登録原因に対して第三者の同意又は許諾を要する場合は、これを証明する書類
6. 登録権利者・登録義務者であることを証明する書類（代理人が登録を申請する場合は、代理人であることを証明する書類を含む）
7. 登録義務者の承諾書（令第26条第2項但書により登録権利者だけで申請する場合に限る）
8. 「国民基礎生活保障法」第7条第1項第1号による生計給与又は同項第3号による医療給与の受給者である場合は、同法施行規則第3号の2書式による受給者証明書

その他、

- ・ 登録前の公表時に著作権者の筆名/異名で公表された場合：「筆（異）名確認書」
- ・ 公表時に著作者以外の者又は団体の名前で公表したり、提出する複製物に著作者以外の者又は団体の名前を著作者として表示した場合：「著作者確認書」
- ・ 著作者が未成年者である場合：「親権者同意書」
- ・ 著作物が業務上著作物である場合：「業務上著作物確認書」
- ・ 継続的刊行物の登録である場合：「継続的刊行物保全紙」

(2)-3. 著作権登録の申請に当たって複製物の提出の要否について

登録の種類	複製物の提出の必要性	具体的な提出方法
(a) 著作権者の登録	制度なし	CD/DVD又はプリント等を通じた写しの郵送及びオンラインでの提出 (注: 著作物の複製物は、必ずしも著作物の形態と大きさ等が同一である必要はない。登録された著作物の外形、内容等が確認できる資料であれば十
(b) 実名の登録	あり	
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	あり	
(d) 創作年月日の登録	あり	
(e) 著作権の譲渡の登録	あり（注: 著作権が未登録の場合に限り）	
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	制度なし	

(g) 著作権の信託の登録	制度なし	分なので、巨大な建築物である場合は、当該建築物の図面、写真等を複製物として提出することができる。）
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	あり（注：著作権が未登録の場合に限り）	
(i) 出版権の設定等の登録	あり（注：著作権が未登録の場合に限り）	
(j) 著作隣接権の移転等の登録	あり（注：著作隣接権が未登録の場合に限り）	
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	なし	
(l) その他（創作者等の登録）	あり	

(2)-4. ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出の要否について

A. 必要 → 具体的な提出方法（ソースコードが記載されたワードファイル等の提出（コンパイルされたファイル不可。ソースコードの内容が確認できなければならない）又は実行ファイル等の提出）

(2)-5. 譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要 → 具体的な提出方法（両当事者の署名と対象著作物が明示された譲渡契約書の写しを提出）

Q. 著作隣接権の移転等の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要 → 具体的な提出方法（両当事者の署名と対象著作物が明示された譲渡契約書の写しを提出）

(3) 権利者の著作権登録の活用状況について

(3)-1. 貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えられるか。

A. ケースバイケースで活用されている

（毎年約3～4万件前後が登録されており、美術著作物とコンピュータプログラム著作物が多数登録されている。特に、コンピュータプログラムは毎年12,000件以上、2018年には年間16,000件以上が登録された。）

(3)-2. 積極的に活用している権利者がいる場合、どのような権利者がどのような著作権をどのような目的で登録しているケースが多いか。

- SNSに活用される顔文字のキャラクター登録
- ゲームに登場するキャラクターの登録
- 外部に販売されるコンピュータプログラムの登録

・Tシャツ等に使用される商標及び標章の登録等

最近になって著作権登録が活発になったのは、著作権侵害が発生した場合に権利救済がより容易になるという認識が広まったためであるという分析がある。著作権侵害に対する（刑事）対応のための準備として行う場合が多いと思われる。商標としても登録可能な標章の著作権登録の傾向は、手続の相対的な容易性、期間の短縮等が理由であると思われる。

（４）参考情報・関連情報等

（4）-1. 判例について

著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ事例について

判例番号：大法院2018年11月15日言渡2017ドウ54579判決

概要：課税官庁である被告が滞納者Aの著作財産権を差し押さえたものの、その差押えに伴う処分制限の登録をせずにいたところ、譲受人である原告が著作権者Aから同著作財産権を譲り受け、著作財産権の設定と譲渡登録を済ませた事案において、譲受人である原告が被告国税庁に対し、本件著作財産権の譲渡登録を通じてその譲渡により対抗することができる。

（原資料

<https://www.scourt.go.kr/supreme/news/NewsViewAction2.work. seqnum=6404&gubun=4&searchOption=&searchWord=>)

注）著作権登録による推定効及び法定損害賠償制度の利用以外に、特に有利な判断をした先例は見当たらなかった。

（4）-2. その他、貴国の著作権等登録制度の著作権等のエンフォースメントへの活用について、権利者にアドバイスしている内容や事項等

韓国の著作権法は著作権に関する国際条約を遵守しており、著作権登録は権利の発生要件ではない。

ただし、著作権の登録を通じて登録された著作者及び最初の公表日、創作日等の推定効果を得ることができ、著作権法上の法定損害賠償制度を利用するためには、侵害前に著作権の登録が完了していることを要求している。

韓国の著作権法上、著作権登録が保護の要件ではないが、代理人としては、著作権の登録による著作権者及び創作時点に対する推定力の付与、権利変動の登録による第三者への対抗要件の具備、法定損害賠償請求制度の要件として侵害発生前に登録されていることなど登録のメリットを案内している。また、登録されていない商標等が無断で使用されて被害を受けている権利者が刑事対応において積極的な捜査を引き出す方法として、著作権登録を考慮する場合もあるものと理解している。

(4)-3. 出資比率で著作権の持ち分を決めている場合、著作権登録をすると、第三者に持分比率を公表されるケースの有無について

共同著作権者がいる場合、持分について特別に定めたのであれば、著作権登録時に「権利に対する持分」を記載することができ、持分を記載しなければ、共同著作権者が同じ比率で当該著作権の持分を有するものとして登録される。

例) 株式会社甲20%、個人乙30%、個人丙50%

登録時に提出した持分比率は著作権登録原簿に記載され、第三者も著作権登録原簿の発行申請を通じて当該持分に関する情報を確認することができる。ただし、韓国の著作権委員会のインターネットホームページで登録内容を検索する場合には、共同著作権者のみ表記されており、持分比率は確認できない。

(4)-4. 職務著作の著作権登録書に監督や脚本家など自然人の名前が記載されている場合、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースの有無について

業務上の著作物の場合にも著作権者名のみ登録/公示され、著作物の実際の創作者の名前は表記されない。

(4)-5. 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、権利者であることの証明方法について

権利者であることを別途証明する必要はない。

ただし、著作権法上、虚偽の著作権登録をした者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処し、又はこれを併科する処罰の対象になるので（著作権法第136条第2項第2号）、注意する必要がある。

(4)-6. 著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合の取り消し手続きについて

著作権法上、著作権登録を虚偽にした者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処し、又はこれを併科する処罰の対象になる（著作権法第136条第2項第2号）。

無権利者が著作権登録をする場合、これに対する民事、刑事裁判が行われる可能性があり、裁判の結果によって無権利者による登録であることが確定した場合、韓国の著作権委員会に判決文を提出して抹消申請をすれば、著作権の登録事項を委員会の職権で抹消することになる。しかし、著作権者が裁判を経ずに韓国著作権委員会に対して第三者による冒認出願を主張し、それに対する抹消/更正を求めることはできない。

(4)-7. 著作権登録をした場合の著作者の本名や住所等の個人情報の公表について

公開情報に著作者の本名が公表され、著作者の住所の一部が公表される。

(例) 登録：ソウル特別市鍾路区社稷路8ギル39世洋ビル／公表：ソウル特別市鍾路区

(4)-8. 著作権登録制度を活用した事例や判例について

- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例
- 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立てた事例
- 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例
- 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例

● 著作権のエンフォースメント関連の裁判における著作権登録の活用：少なくともここ2年間に確定した15件の刑事事件では、著作権登録証が証拠として採用され、いずれも有罪が言い渡された。

● 著作権登録なしに刑事告訴/行政取締りを申し立てた事例：確認が困難

● 著作権登録以外の著作権証明資料によって税関に登録された事例：確認が困難

● 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例：確認が困難

(4)-9. (法律事務所として) 著作権者に対して、著作権等のエンフォースメントを行う際には、必ず著作権登録をするように勧めているかについて

商標登録されていない著作物の無断使用等について刑事措置を行う場合、著作権者に著作権登録をし、捜査機関に著作権登録証を提出して捜査を進める傾向があるが、事案ごとに異なる。

(4)-10. 著作権登録を勧めない場合もあるとすると、どのような場合に著作権登録を勧めて、どのような場合に勧めていないかについて

ソフトウェアのソースコードの著作権侵害事件など複製物の提出義務に対する負担がある場合には、著作権登録をしないケースもあれば、ゲームキャラクターを無断で使用した業者に対する刑事措置のために、著作権登録を提案したケースもある。

韓国において著作権登録は法定損害賠償制度の利用要件であるため、侵害行為の前に登録されていることが要求されるので、このような点も登録勧告の考慮事項になり得る。

(4)-11. 著作権が共有されている場合、うち1名のみの申請で著作権登録が可能かについて

共有者のうち1人が単独申請するためには、他の著作者全員の署名/捺印のある著作者目録の提出とともに「単独申請承諾書」という一種の委任状をもらって進行しなければならない。

(4)-12. 実態として、必要となる代理人費用（弁護士・弁理士等）について

代理人費用は、代理人によって異なる可能性があるため、個別に問い合わせをする必要がある。

(4)-13. 著作権登録を推進していく施策について

韓国では、著作権登録制度の利用拡大を推進している。

著作権登録に関連し、担当機関を韓国著作権委員会に明確にして、実務的な登録手続に関連する内容を法律に反映する著作権法改正案が2020年8月5日に施行される予定である。

(4)-14. 冒認出願された場合に、権利の推定を覆すための証拠について

当該著作物の実際の創作者であることを立証する証拠が必要になる。

例えば、会社のマーケティング用キャラクターを外部サービスによって創作する場合、これに対し会社が著作権登録をすれば、外部サービス遂行業者として実際にキャラクターを創作した者が役務遂行契約書及びキャラクターの創作過程で算出された資料を提出することで当該登録が冒認出願であることを立証することができる。

全州地方法院2017年10月30日言渡2017ゴ正342判決（確定）

- － 写真著作物に写っている会社が当該著作物の公表日当時が存在していないことを理由に、登録した創作日/公表日の虚偽登録が立証された事例

ソウル南部地方法院2018年5月25日言渡2017ノ508判決（確定）

- － 映像著作物の創作過程と経緯及び被害者/被告人各自の役割、被害者と被告人等が締結した契約の内容と過程及び当事者表示の形式、被害者と被告人の関係及び収益分配の過程等を総合し、被告人が著作権登録を虚偽にしたことを判断した事例

(4)-15. 複製を提出できない著作物（建築の著作物）等の登録方法について

建築著作物の場合、建築著作物の設計図面/外部の写真等を実際の複製物の代わりに提出することができる。美術品等においても、原本の直接提出は禁止されており、写真等を代わりに提出することができる。

第5. ブラジル

1. 著作権登録制度の概要

1-1. 著作権登録制度の対象事項について

著作権登録制度の対象事項	対象
(a) 著作権者の登録	○
(b) 実名の登録	(注：最初に公開（公表）した日及び関連事項の登録に関する特定の文言がないため、当地の法律では、これらは(a)に含まれる。)
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	×
(g) 著作権の信託の登録	×
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	×
(i) 出版権の設定等の登録	×
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	×
	(注：侵害的な申請を取り消すための行政手続はない。侵害的な申請の場合、その効果は宣言的なものにとどまるため、必要な場合にはそのような申請の効果について法廷で争われることがある。 そのための規定や申請に異議を唱えるための行政上の救済さえない。ただし、地方機関が行うすべての行為は、必要に応じて裁判所によって審査される。)
(l) その他	×

1-2. 著作権登録制度の根拠規定について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作権法 法律第 9.610/98 号 第Ⅲ節 知的著作物の登録 第 18 条：この法律に規定する権利の保護は登録に依らない。 第 19 条：著作者は、1973 年 12 月 14 日法律第 5988 号序文及び第 17 条(1)項に定められる公共団体に著作物を登録することができる。 第 20 条：この法律に規定する登録の事業は、知的著作物の登録を委託された連邦政府の機関の長官が指定する額及び請求手続きによる手数料の支払いの対象となる。 第 21 条：この法律に規定する登録の事業は、1973 年 12 月 14 日法律第 5988 号第 17 条(2)項の規定に従って統制される。
(b) 実名の登録	制度なし (注：申請者は自らの希望を自由に設定できる（実名での登録に関する規定・規則等がなく、著作権を登録する者が任意で設定できる）が、設定内容が通るか否かについては、著作権法を適用して申請を適正に審査する著作権局の判断による。)
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	著作権法 法律第 9.610/98 号 第 18、19、20 及び 21 条 (注：この条項は、その対象が現在では無効である旧法の条文になっている。したがって根拠規定については、登録に関する規定を創設する行政機関の判断次第ということになる。登録を担当する機関（国立図書館）が、登録手続きについてウェブサイト⁴⁶で公開している。)
(d) 創作年月日の登録	同上
(e) 著作権の譲渡の登録	著作権法 法律第 9.610/98 号 第 50 条
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	制度なし
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の	制度なし

⁴⁶ <https://www.bn.gov.br/servicos/direitos-autorais>

登録	
(j) 著作隣接権の移転等の登録	不明
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	制度なし

<著作権登録制度の根拠規定に関連する補足説明>

Q: 著作権法施行令や施行規則、著作権登録のガイドはあるか。
A: 著作権法は、登録に関する事項（保護可能な作品、保護できない作品など）に適用される。特に保護されるために登録が必須というわけではないことを考慮すると、そのような登録を取得する手続きに関する法律には規定がない。
Q: 1973 年 12 月 14 日法律第 5988 号序文及び第 17 条(1)項も該当する条文かと思われるが、外している理由があるか。
A: これらの条項は、ブラジルでは現在無効である旧著作権法の規定に関するものである。
Q: 登録の流れについて確認したい。まず、第 19 条により定められた公共団体に著作物を登録することができ、20 条によって、知的著作物の登録を委託された連邦政府の機関が登録手続きを行う（その機関が支払手数料等を定める。）、上記機関が登録手続きを行うが 21 条による規制がある。その後、上記機関によって、登録の可否が決定され、通知される。登録が決定した場合に、機関の長官が指定する額及び請求手続きによる手数料の支払いを行う。
A: はい。理論的根拠は正しい。申請が提出される時点までに申請料として 80 レアルを支払う必要があると考えられる。

1-3. 著作権登録の実施主体（申請できる者）について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作権者又はその代理人 著作権法 法律第 9.610/98 号 第 18、19、20 及び 21 条
(b) 実名の登録	制度なし (注: 申請者は自らの希望を自由に設定できる（実名での登録に関する規定・規則等がなく、著作権を登録する者が任意で設定できる）が、設定内容が通るか否かについては、著作権法を適用して申請を適正に審査する著作権局の判断による。)
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	著作権者又はその代理人 著作権法 法律第 9.610/98 号 第 18、19、20 及び 21 条
(d) 創作年月日の登録	同上
(e) 著作権の譲渡の	不明

登録	
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	制度なし
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	不明
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	制度なし

注）著作物が共有である場合、複数名の代表として1名（又は1社）で登録ができる。しかし、当該文書において、すべての当事者が当該申請を正式に承認したことが示されている必要がある。

1-4. 登録対象著作物について

登録対象となる著作物	登録の可否
(a) 言語著作物	○
(b) 音楽著作物	○
(c) 演劇著作物	○
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○ （注：文学作品は登録可能で、例外は視聴覚作品のみである。地方機関にはそのような申請を受理する準備ができていないということがその理由である。上述のように、保護されるために登録が必須というわけではなく、著作権者は他の方法で著作権を証明することができる。）
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○ (d)と同じ
(g) 録音物	○
(h) 建築著作物	○
(i) プログラムの著作物	○

注) 著作権で保護されているすべての作品は、「①衣服のデザイン、②鞆のデザイン、③空間をデザインしたもの（室内を装飾し展示作品としたもの）」などのデザインを含め、登録の対象となる。

1-4-1) 登録対象著作物の根拠規定について

著作物の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	著作物の種類により登録できる内容が異なるか
(a) 言語著作物	著作権法 法令番号 9.610/98 第 18、19、20 及び 21 条	いいえ
(b) 音楽著作物	著作権法 法令番号 9.610/98 第 18、19、20 及び 21 条	いいえ
(c) 演劇著作物	著作権法 法令番号 9.610/98 第 18、19、20 及び 21 条	いいえ
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	著作権法 法令番号 9.610/98 第 18、19、20 及び 21 条	はい(脚本は視聴覚著作物として登録されている可能性があるが、地方著作権事務所には登録されていない。文学作品は登録可能である。例外は視聴覚作品のみである。地方機関にはそのような申請を受理する準備ができていないということがその理由である。上述のように、保護されるために登録が必須というわけではなく、著作権者は他の方法で著作権を証明することができる。)
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	著作権法 法令番号 9.610/98 第 18、19、20 及び 21 条	いいえ
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	著作権法 法令番号 9.610/98 第 18、19、20 及び 21 条	はい(脚本は視聴覚著作物として登録されている可能性があるが、地方著作権事務所には登録されていない。)
(g) 録音物	著作権法 法令番号 9.610/98 第 18、19、20 及び 21 条	いいえ
(h) 建築著作物	著作権法 法令番号 9.610/98 第 18、19、20 及び 21 条	いいえ
(i) プログラムの著作物	著作権法 法令番号 9.610/98 第 18、19、20 及び 21 条	いいえ

1-5-0) 著作権等の登録機関について

名称	著作物登録のための集中機関が存在しないため、著作物の内容に応じて別々の機関に登録する必要がある。 著作権法 法令番号第 9.610/98 号第 19 条の公共団体は、国立図書館、音楽学校、リオデジャネイロ連邦大学の美術学校、連邦工学・建築・農学委員会など、著作権の申請を受理できる機関が複数存在する。 国立図書館は、作品の性質に関係なく、あらゆる種類の申請を受理する主要な機関である。登録担当官の変更については、作品の性質による場合のみ可能である。 音楽著作物は音楽学校で、視聴覚著作物はリオデジャネイロ連邦大学の美術学校で、工学建築著作物は連邦工学・建築・農学委員会（Federal Council of Engineering and Agronomy/CONFEA（連邦工業農業参事会）を含む）で登録する。 言語著作物は以前から国立図書館で登録することができ、ここは最近では言語的なもの以外の登録も受け付けるようになってきた（例としては、文学作品、デザイン作品などが挙げられる。登録が受理された件数については担当機関によって開示されていない）。国立図書館によって提供される構造は通常そうした著作権登録に最適なものと考えられているため、まずはこのシステムを試すことを勧める。）
URL	https://www.bn.gov.br/servicos/direitos-autorais
登録対象著作物	視聴覚著作物を除く、すべての著作権保護を受ける著作物 （注：国立図書館では、「視聴覚著作物を除く、すべての著作権保護を受ける著作物」が登録対象となっているものの、従来は音楽著作物は音楽学校で、工学建築著作物は連邦工学・建築・農学委員会等で登録されていたため、例えば、音楽著作物を登録しようとする著作権者は、未だに音楽学校にて登録する人もいれば、国立図書館で登録する人もいる。）

注) 音楽学校・リオデジャネイロ連邦大学の美術学校

URL : <https://eba.ufrj.br/direitosautorais/>

連邦工学・建築・農学委員会

URL : <http://www.confef.org.br/servicos-prestados/registro-de-obras-intelectuais>

1-5. 著作権等の登録件数について

種類	累計件数	2018 年合計件数
著作権	不明	不明
著作隣接権	不明	不明
出版権	不明	不明
日本企業の登録件数		
著作権	不明	不明
著作隣接権	不明	不明
出版権	不明	不明

注) ブラジルにおける著作権登録は保護の目的において義務ではないため、参照できる公共データベースは存在せず、件数情報もない。相談用として利用可能なデータベースもない。担当機関に連絡するか、官報で検索を行うことは可能であるが、検索ツールは完全ではない。

2. 著作権登録の効果

(1) 法令上の登録の効果

(1)-1. 著作権登録をすることによる、法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果

登録の種類	権利の推定 (行政上及び 司法上)	法律・規定名称、条文 番号、根拠条文の具体的 な記載内容	何が推定されるのか等、そ の法的効果の内容
(a) 著作権者の 登録	あり	著作権法 法令番号第 9.610/98 号第 18、19、20 及び 21 条	反対であることを示す更なる 証拠が示されるまでの、 権利の相対的な推定 (注：登録が受理された時 点でそのような推定がなさ れる。 推定を覆すために受け入れ られる文書としては、あら ゆる種類の文書が利用可 能。例えば、インターネット 又は他の情報源で作品がよ り早く利用可能になったこ とを示す証拠などが挙げら れる。)
(b) 実名の登録	制度なし	—	—
(c) 第一発行 (公表) 年月日 等の登録	あり	著作権法 法令番号第 9.610/98 号第 18、19、20 及び 21 条	反対であることを示す更なる 証拠が示されるまでの、 権利の相対的な推定

(d) 創作年月日の登録	あり	著作権法 法令番号第 9.610/98 号第 18、19、20 及び 21 条	反対であることを示す更なる証拠が示されるまでの、権利の相対的な推定
(e) 著作権の譲渡の登録	あり	著作権法 法令番号第 9.610/98 号第 18、19、20 及び 21 条	反対であることを示す更なる証拠が示されるまでの、権利の相対的な推定
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	制度なし	—	—
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—	—
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし	—	—
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	不明	不明	不明
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	制度なし	—	—
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし	—	—

(1)-2. 法定賠償制度はあるか。法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無による法定損害賠償制度の利用の可否に影響はあるか

Q. 法定賠償制度の有無

A. あり

Q. 法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

著作権法 法令番号第 9.610/98 号第 18、19、20 及び 21 条

（注：補償については、著作権法 102 条及び 103 条に規定がある。）

(1)-3. 著作権のエンフォースメントを行うに際して、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度はあるか。著作権登録の有無によって当該制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

民事訴訟法 法律第 13,105/2015 85 条

Q. 侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無によって当該制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

(1)-4. 著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となるか。

A. 対抗要件とならない

著作権登録は単なる宣言にとどまる。他の証拠と矛盾する可能性があるため、対抗要件に関する規定はない。

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権法第 18 条

(2) 運用上の登録の効果

(2)-1. 刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利

登録は単に宣言的なものであり、著作権を証明する方法を構成するだけである。

(2)-2. 税関登録等に際して、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利

登録は単に宣言的なものであり、著作権を証明する方法を構成するだけである。

(2)-3. 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用か。

A. ケースバイケースで有用な場合がある

もし他者が著作権の所有を証明した場合、すなわち、著作権登録の前に、著作権があったことを証明できた場合、登録は考慮されない。

(2)-4. 著作権登録は、行政訴訟、民事訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるか。

A. ケースバイケースで初歩的な証明になる場合がある

もし反対であることを証明する証拠が提出されない場合、登録は所有の証明として受け付けられる。

(注：第 18 条で「この法律に規定する権利の保護は登録に依らない。」と規定されているように、登録は著作権を証明する一つの要素となるのみであって、実際に権利行使をする際には、著作権があることを証明する必要がある(ただし、最初に著作権登録原簿に登録されていることの主張又は著作権登録書(仮に発行されるのであれば)を提出して反論がなければ、著作権があることを証明する必要はない。)

(2)-5. 権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されているか。

A. 活用されている

(2)-6. 他国での著作権登録が有用か。

A. 有用(ベルヌ条約加盟国で有用)

宣誓翻訳が提出された場合、ベルヌ条約の加盟国で行われた登録はすべてブラジルでの著作権の証拠として扱われる。証拠として受け入れるかという点に関して、国によって扱いが異なるということはない。

3. その他

(1) 登録手続きの概要

(1)-1. オンライン登録の可否について

A. 不可能

(1)-2. オフラインでの登録を受け付けている窓口の数について

(オフラインでの登録を受け付けている窓口の数)

6 箇所(国立図書館、音楽学校、リオデジャネイロ連邦大学の美術学校、連邦工学委員会、建築委員会、農学委員会)

(1)-3. 登録が完了した場合の公示方法について

A. 著作権登録原簿に掲載

オンラインでのデータベースがなく、著作権登録原簿をまとめた件数情報もない。

(1)-4. 著作権登録手続きの所要期間について

(著作権登録手続きの標準所要期間)

90 日(注：担当機関が申請書類の受理手続きを開始した場合、最長で約 180 日。)

著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法はあるか。その場合、追加費用はいくらかかるか。

A. なし

(1)-5. 著作権登録手続きの手続き費用について

著作権登録制度の対象事項	課金の単位	単価又は税率	早期審査にかかる追加費用
1) 著作権者の登録			
(1)著作権者の登録	著作権の件数	1 件につき 80 レアル	制度なし
2) 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）			
(1)著作権の譲渡の登録	著作権の件数	1 件につき 80 レアル	制度なし
(2)著作権を目的とする質権の設定又は著作権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(3)著作権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(4)無名著作物又は変名著作物の作者の実名登録	制度なし	—	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(6)第一発行年月日又は第一公表年月日又は創作年月日の登録	著作権の件数又は著作物の数	1 件又は 1 個につき 80 レアル (注：申請書の審査を受けるには、事前に 80 レアルを支払う必要がある。申請料は 1 件ごとに支払う必要がある。)	制度なし
(7)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	制度なし	—	—
(8)登録の抹消	制度なし	—	—
(9)その他	制度なし	—	—

3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(1)出版権の設定の登録	制度なし	—	—
(2)出版権の移転の登録	制度なし	—	—
(3)出版権を目的とする質権の設定又は出版権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(4)出版権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(6)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	制度なし	—	—
(7)登録の抹消	制度なし	—	—
4) 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）			
(1)著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の件数	1 件につき 80 レアル	制度なし
(2)著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(3)著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(4)信託の登録 (4-1)質権の信託の登録 (4-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(5)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	制度なし	—	—
(6)登録の抹消	制度なし	—	—

注) 著作権登録は基本的には証拠として扱われる。登録は必須ではなく、著作権を証明する方法は他にもあるため、すべての著作権者が高い頻度で登録するというわけではない。文書の補正に関して高度に煩雑な手続きが必要となるので、登録手続きには代理人が関わる場合が多い。）

(1)-6. シリーズによる登録の可否について

Q. 同名のタイトルであれば、1 作ずつでなくシリーズでの登録が可能か。

A. 可能（法律上の定義はないが、事実上登録ができる。）

Q. シリーズによる登録が可能な著作物について

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (g) 録音物

（例えば、(a)言語著作物について、「ハリーポッターシリーズ」又は「指輪物語シリーズ」

などの登録は可能である。ただし、シリーズには法律上の定義がない。)

Q. シリーズによる登録が可能な場合、追加費用の有無について

A. 追加費用なし

(1)-7. 著作物の形態別の登録方法について

Q. インターネット上の著作物は CD 等の電子媒体での登録が可能か。

A. 可能 (著作権登録原簿に CD が製本されている。)

Q. CD 等の電子媒体での登録が可能な著作物について

(b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (g) 録音物 (i) プログラムの著作物

(2) 必要書類について

(2)-1. 著作権登録の申請フォーマットの有無について

著作権登録の申請フォーマット	有無
(a) 著作権者の登録	○
(b) 実名の登録	なし
(c) 第一発行 (公表) 年月日等の登録	○
(d) 創作年月日の登録	○
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録 (相続その他の一般承継)	制度なし
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	なし
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	制度なし
(l) その他 (創作者等の登録)	制度なし

(2)-2. 著作権登録の申請に当たって必要な書類について

登録の種類	申請に必要な書類
(a) 著作権者の登録	(i) 著作者の ID (注: ブラジル人の場合は身分証明書及び納税者番号である。外国籍の市民はパスポート番号を提出することができる。) (ii) 委任状 (代理人によって申請書が提出された場合) (iii) 著作者によって署名及びイニシ

	ャルが入った作品のサンプル (iv)契約書（あれば）（注：著作権の譲渡を受けた場合、譲受人から著作権登録が求められる場合がある。）
(b) 実名の登録	不明
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	(i) 著作者の ID (ii) 委任状（代理人によって申請書が提出された場合）、 (iii) 著作者によって署名及びイニシャルが入った作品のサンプル (iv) 契約書（あれば）。 （注：（a）で提出した（i）～（iv）を再度提出する。手続きは（a）と全く同じ。）
(d) 創作年月日の登録	同上
(e) 著作権の譲渡の登録	(i) 著作者の ID (ii) 委任状（代理人によって申請書が提出された場合） (iii) 著作者によって署名及びイニシャルが入った作品のサンプル (iv) 契約書（あれば）。（注：「両当事者及び2名の証人により署名された譲渡合意書」が必須）
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	制度なし
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	不明
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	制度なし
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

注）国立図書館に著作物を登録する際には、著作者は、その適格性を包括的なフォーマットに入力し、著作物の複写とその他文書を提出しなければならない。

(2)-3. 著作権登録の申請に当たって複製物の提出の要否について

登録の種類	複製物の提出の 必要性	具体的な提出方法
(a) 著作権者の登録	あり	著作者による署名及びイニシ

(注：建築著作物で、建築物等の巨大なものなど、複製物の提出が困難な場合、担当機関がプロジェクトや計画を要求することになる。)		ャルが入った作品のサンプル
(b) 実名の登録	制度なし	—
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	あり	著作者による署名及びイニシヤルが入った作品のサンプル
(d) 創作年月日の登録	あり	著作者による署名及びイニシヤルが入った作品のサンプル
(e) 著作権の譲渡の登録	あり	著作者による署名及びイニシヤルが入った作品のサンプル
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	制度なし	—
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし	—
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	不明	不明
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	制度なし	—
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし	—

(2)-4. ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出の要否について

A. 必要 →具体的な提出方法（ソースコードは封書で提出され、著作権登録原簿において秘匿とされる。同じソフトウェアの既存の著作物があるかどうかを確実に示すことができる信頼できるデータベースはない。ブラジルでは登録は単に宣言的なものであり、登録されていない著作権で保護されたソフトウェアが存在する可能性がある。ソフトウェアの登録を担当する団体であるブラジル特許商標庁（BPTO）は、審査が正式である場合、既存のアプリケーションに基づくソフトウェアアプリケーションを拒否しない。実質的な分析はない。）

(2)-5. 譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か
A. 必要 →具体的な提出方法（両当事者及び2名の証人により署名された譲渡合意書）

Q. 著作隣接権の移転等の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か
A. 必要 →具体的な提出方法（両当事者及び2名の証人により署名された譲渡合意書）

（３）権利者の著作権登録の活用状況について

(3)-1. 貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えられるか。

A. 活用されている

著作権登録は著作権を立証する際の証拠となる。著作権を登録しておくことで、反証がない場合には、訴訟において非常に有利になる。

(3)-2. 積極的に活用している権利者がいる場合、どのような権利者がどのような著作権をどのような目的で登録しているケースが多いか。

登録者の基本プロフィールは存在しないため、どのような権利者が登録しているかは不明。

（注：ブラジルでは、著作権登録は権利を帰属させるものではない。著作権登録は作品の創作に伴う保護の宣言にすぎない。権利に関しては、登録を申請しなかった個人と基本的に同じである。著作権登録は基本的に証拠として扱われる。

著作権登録者のデータベースが公開されていない場合、利用可能なすべてのソース（インターネットなど他の検索方法）で探す必要がある。情報が公開されていない場合、裁判官に、担当機関に対して関連する情報の開示命令を出すように求めることができる。）

（４）参考情報・関連情報等

(4)-1. 判例について

著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ事例について

判例番号：1021565-09.2014.8.26.0100 (3rd Regional Court of Tatuapé, São Paulo)

概要：ある写真家が、権利を取得せずに画像を使用したこと及び著作者に画像のクレジットを与えないことによるモラル被害に対する金銭的損害の賠償を求めて提訴した。弁護士によれば、国立図書館及び著作権登録事務所に登録されている当該写真家のコレクションから 6 画像が使用された。訴訟の分析の中で、ルイス・フェルナンド・ナルデッリ判事は、とりわけ他方により反対であることの証明が何も提出されなかった事実からも、写真家の正当性を認めた。（注：相手方から証拠が提出されていない場合、登録は議論の余地のない著作権の証拠として受け入れられる傾向がある。）

原資料の URL：<https://www.conjur.com.br/dl/sentenca-fotografo-parte-fraca.pdf>

(4)-2. その他、貴国の著作権等登録制度の著作権等のエンフォースメントへの活用について、権利者にアドバイスしている内容や事項等

著作権保護は、いかなる登録や形式的手続き（著作権法 第 18 条）からも独立しており、また登録は単なる宣言の意味しか持たない。それゆえ、登録はブラジルでは著作権のエンフォースメントをするために必須ではない。

(注：主要な創作物に関係するものについては、著作権に関して確実な証拠を得るために著作権登録の申請を勧める。登録は高額ではないし、権利についてより一貫した証拠を得るために登録する価値がある。著作権登録を行うことで、上述のように権利の有効性に関して相対的に有利になる推定が自動的に生じるため、著作権登録は著作権及び著作隣接権を保護する上で有効である。)

(4)-3. 出資比率で著作権の持ち分を決めている場合、著作権登録をすると、第三者に持分比率を公表されるケースの有無について

そのようなケースはない。登録がそのような目的のために行われることはない。

(4)-4. 職務著作の著作権登録書に監督や脚本家など自然人の名前が記載されている場合、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースの有無について

ブラジルの法律には職務著作に関する規定はない。したがって、当該申請が職務著作に関する場合、担当機関は申請を受理しない。申請が職務著作の規定が存在する国で作成された著作物に関連する場合、職務著作が適用されるべきであることを示す外国法の法文を持参する必要がある。したがって、このような場合には、著作者の名前は必要ない。

(4)-5. 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、権利者であることの証明方法について

担当機関はそのような証明を求めない。当事者は、作品を創作し、著作権を所有していることを法律の罰則に基づいて宣言するだけである。

(4)-6. 著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合の取り消し手続きについて

そのような手続きはない。登録の宣言的な性質を考えると、裁判所の決定においては登録が考慮されない可能性がある。しかし、取消しに関する手続きはない。

(4)-7. 著作権登録をした場合の著作者の本名や住所等の個人情報の公表について

公表される。

(4)-8. 著作権登録制度を活用した事例や判例について

- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例
- 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立てできた事例
- 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例
- 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例

裁判所は著作権登録を重視して判決を下すことができる。上級司法裁判所のデータベースのREsp 655035 / PRを参照。

(4)-9. (法律事務所として) 著作権者に対して、著作権等のエンフォースメントを行う際には、必ず著作権登録をするように勧めているかについて

登録については必要はないが、推奨している。

(4)-10. 著作権登録を勧めない場合もあるとすると、どのような場合に著作権登録を勧めて、どのような場合に勧めていないかについて

そのような区別はない。証拠として扱われるので、登録は常に推奨される。

(4)-11. 著作権が共有されている場合、うち1名のみの申請で著作権登録が可能かについて

可能である。

(4)-12. 実態として、必要となる代理人費用（弁護士・弁理士等）について

弁護士費用は法律事務所によって異なるが、1,200米ドルを超えてはいけない。

(4)-13. 著作権登録を推進していく施策について

施策はない。特に明確な理由はない。

(4)-14. 冒認出願された場合に、権利の推定を覆すための証拠について

そのような目的であれば、どんな種類の証拠でも受け入れられる。証拠の種類は作品の性質に依存する。一般的に、作品が最初に利用可能になったという証拠は重視される傾向にある。

(4)-15. 複製を提出できない著作物（建築の著作物）等の登録方法について

作品の性質に依存する。視聴覚作品などの作品のなかには、形式が原因で登録を受理されないものもあるが、特定の文書を含む他の作品は、短い抜粋又はあらすじを提示することで受理される場合がある。

第6. インドネシア

1. 著作権登録制度の概要

1-1. 著作権登録制度の対象事項について

著作権登録制度の対象事項	対象
(a) 著作権者の登録	○※
(b) 実名の登録	×
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	○※
(d) 創作年月日の登録	×
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○
(g) 著作権の信託の登録	×
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	×
(i) 出版権の設定等の登録	×
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（創作者等の登録）	○※

※著作権法では登録対象に含まれていないが、著作権局に提出する登録申請フォーマットに記載する必要があるため、実質的に登録されることになる。

注) インドネシアの著作権法によれば、著作権は、著作物を創作した時点で自動的に発生する。著作権の権利発生には著作権の登録は不要であるが、著作権を登録することで発行される登録証明書は、著作権者であることの予備的証拠として認められる点で有用である（著作権法第 69 条(4)）。

インドネシア著作権法で規定されている以下の項目は著作権局で登録できる。

- (e) 著作権の譲渡の登録
- (f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）
- (j) 著作隣接権の移転等の登録
- (k) 登録の変更、更正、抹消等の登録

インドネシアにおいては以下の項目の登録についての特定の規定は存在しない。

- (a) 著作権者の登録
- (b) （著作権者の）実名の登録
- (c) 著作権の第一発行（公表）年月日等の登録
- (d) 創作年月日の登録
- (g) 著作権の信託の登録
- (h) 著作権を目的とした質権設定等の登録
- (i) 出版権の設定等の登録

ただし、著作権及び著作隣接権を登録するための著作権局の申請フォーマットにおいて、著作権者、著作者及び最初の公表日を含む情報を記入する必要がある。

1-2. 著作権登録制度の根拠規定について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作権者の登録についての規定は存在しない。ただし、著作権者情報は、著作権登録時の申請書に記載しなければならない。また、著作権登録後に発行される著作権登録証明書には、著作権者に関する情報も含まれる。 著作権法(Law No. 28 of 2014 on Copyright) 上の関連規定は以下の通り。 <u>第 64 条</u> 1) 大臣は、著作物及び著作隣接権に係る作品の登録及び抹消を監督する。 (注：著作権及び著作隣接権の登録申請時には、著作物及び著作隣接権に係る作品のサンプルを提出する必要がある。) 2) (1)で言及する著作物及び著作隣接権に係る作品の登録は、著作権及び著作隣接権の発生のための要件ではない。 <u>第 69 条(2)</u> 著作権登録の要件 a. 著作者及び著作権者の名前、又は著作隣接権者の名前 (注：申請フォーマットが作成されており、「著作権者」と「著作隣接権者」は分かれて登録されることはない。) b. 申請書の受領日 c. 第 66 条及び第 67 条の要件の完了日 d. 著作物又は著作隣接権に係る作品の登録番号 (注：「登録番号」は、登録時に著作権局によって割り当てられたユニーク番号を意味する。単一の申請によって複数の作品を登録することを目的としている場合には、著作権局は当該申請を受理しない。)
(b) 実名の登録	(著作権者の) 実名登録を扱う規定は存在しない。 (注：公序良俗に関する著作権法の第 5 条では、著作者は本名又は仮名を使用できるとされている。ただし、申請者が著作権局に提出した申請フォーマットで自分の

	仮名（別名）を使用できるかどうかについての特段の規定はない。ただし、現在の著作権局の電子申請システムの運用では、著作者と著作権者の身分証明書(ID)をスキャンした写しが申請手続き上の必須要件とされており、これは、ID に記載されている名前と異なる名前の記入を許可していないことを示唆している。） 著作権法第 64 条及び第 69 条(2)に基づき、著作権局に提出する著作権登録申請書に著作者名及び著作権者名を記載することが義務付けられている（条文は(a)参照）。
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	著作権の第一発行（公開）年月日の登録についての規定は存在しない。ただし、第一公表年月日情報は、著作権登録時の申請書に記載しなければならない。また、著作権登録後に発行される著作権登録証明書には、著作物の第一公表年月日に関する情報も含まれる。 （注：第 69 条(2)(c)における、第 66 条及び第 67 条の形式的要件の完了日は、最初の公開日（出版日）とはみなされない。） 一般的なルールとして、著作物は創作日時時点で著作権法により自動的に保護され、保護は第一公表年月日から計算される。 （注：以下の著作権法第 58 条(3)、 59 条、60 条、61 条及び 63 条は、保護期間について規定している。） ・職務著作物の権利の保護期間は最初の公開から最大 50 年（第 58 条(3)） ・以下の著作物の権利保護期間は最初の出版から 50 年（第 59 条(1)） （写真作品、肖像画、映画撮影作品、テレビゲーム、コンピュータープログラム作品の印刷上の配列、翻訳、解釈、変更、アンソロジー、データベース、翻案、配列、修正、変換から生じるその他の作品、伝統的な文化的表現の翻訳・翻案・配列・変換・修正、コンピュータープログラム、その他のメディアによる読み取り可能な形式の作品又はデータの編集及び伝統的な文化表現の編集物（オリジナルな作品に限る）） ・派生的芸術作品の権利保護期間は最初の公開から 25 年（第 59 条(2)） ・政府が保有する伝統的な文化的表現についての作品の

	権利保護期間は無期限（第 60 条(1)） ・政府が保有する著作権不明の作品についての権利保護期間は最初の出版から 50 年（第 60 条(2)） ・著作権不明又は著作権者が仮名を使用している作品及び著作権者の代理である者が出版した作品についての権利保護期間は最初の出版から 50 年間（第 60 条(3)） ・部分的に公開されている作品の権利保護期間は最終部分の公開日を起算点として算出される（第 61 条） ・実演家の権利の保護期間はレコード又は視聴覚物に固定されてから 50 年間（第 63 条(1)(a)） ・レコード製作者の権利の保護期間はレコードに固定されてから 50 年間（第 63 条(1) (b)） ・放送事業者の権利の保護期間は放送作品が最初に放送されてから 20 年間（第 63 条(1)(c)）
(d) 創作年月日の登録	創作年月日の登録を扱う規定は存在しない。また、著作権登録申請書に記載する義務もない。
(e) 著作権の譲渡の登録	（第 16 条(2)の譲渡又はその他の取り決めにより）著作権局登録済み著作権の全権利が譲渡される場合、著作権の譲渡の登録を行うことができる（著作権法第 76 条(1)）。 <u>第 76 条(1)</u> 登録済み著作権の全体が適切な譲受人に譲渡される場合、第 69 条(1)で言及する著作物及び著作隣接権に係る作品の登録に対する権利の譲渡を行うことができる。 <u>第 16 条(2)</u> 著作権は、全体又は一部を以下の方法で譲渡することができる。 a. 相続 b. 移転 c. ワクフ [waqf] （寄附・寄進） d. 遺言状 e. 書面による同意 f. 法規制の規定に基づくその他の正当な理由 （注：第 16 条は、著作権の権利移転を扱う第 2 章第 3 部に基づく規定であり、第 76 条(1)は、著作権局が監督する著作権登録の移転を扱う第 10 章第 4 部に基づく規定である。）

(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	前述(e)の回答を参照。
(g) 著作権の信託の登録	著作権の信託の登録を扱う規定は存在しない。 著作権の権利の移転を扱う第 16 条(3)に基づき、著作権は信託担保の対象物として使用することができる。 インドネシアにおける「信託担保」は、抵当権によって妨げられない有形及び無形かつ移動不可能な物体（不動産）の両方を対象とする権利として、「信託担保に関する 1999 年法第 42 号（信託担保法）」によって定義されている。 ただし、現状では、当該規定の実施方法に関する規制やガイドラインは存在しておらず、信託担保の対象物とした著作権を登録するシステムは存在しない。
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	著作権の質権の登録を扱う規定は存在しない。
(i) 出版権の設定等の登録	出版権の設定等を扱う規定は存在しない。
(j) 著作隣接権の移転等の登録	著作権法の第 76 条(1)は、登録済み権利の全てが譲渡される場合、著作権局において登録された著作隣接権を譲渡できると定めている。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作権法第 78 条(1)及び第 74 条(1)(a)で規定されている。 第 78 条(1) 著作者、著作権者又は著作隣接権に係る作品の著作権者として一般登録簿に登録されている個人又は法人の名称及び／又は所在地の変更は、当該著作者、著作権者又は著作隣接権に係る作品の著作権者から書面で大臣に申請書を提出することにより行われる。 （注：作品のサンプルは変更等の登録時には必要ない。） 第 74 条(1)(a) 著作物及び著作隣接権に係る作品の登録は以下の要請により抹消される。 a. 著作者、著作権者又は著作隣接権に係る作品の著作権者として登録されている個人又は法人の要請。
(l) その他（創作者等の登録）	著作権法第 64 条及び第 69 条(2)で規定されている（条文は(a)参照）。

1-3. 著作権登録の実施主体（申請できる者）について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作者、著作権者、被授与者（代理人）
(b) 実名の登録	制度なし
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	制度なし
(d) 創作年月日の登録	制度なし
(e) 著作権の譲渡の登録	a. 譲渡を行う著作権者又は譲受人 b. 法的根拠：著作権法第 76 条(2)
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	a. 被承継人としての著作権者又は承継人 b. 法的根拠：著作権法第 76 条(2)
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	a. 譲渡を行う著作隣接権の著作権者又は譲受人 b. 法的根拠：著作権法第 76 条(2)
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	a. 著作者、著作権者又は著作隣接権の著作権者 b. 法的根拠：著作権法第 78 条（登録の変更） （注：登録の抹消については、著作権法の第 74 条(2)で規定されており、申請主体は変更と同様。また、当該著作権に関する権利を有する者は、著作権又は著作隣接権の登録の抹消を求めて裁判所に訴訟を提起することも可能（著作権法第 74 条(1)(c)）。なお、著作権者が外国籍である場合は、登録を受けた代理人が申請書を提出する必要がある（著作権法第 67 条）。
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

注）複数人で申請を行う場合、すべての申請者の名前を書き、申請者の選択した著作権者の住所を 1 つ指定する必要があると規定している（著作権法第 67 条(2)）。なお、申請者である個人又は法人が外国籍の場合、申請書の提出は登録を受けた代理人が行う必要がある。

1-4. 登録対象著作物について

登録対象となる著作物	登録の可否
(a) 言語著作物	○
(b) 音楽著作物	○
(c) 演劇著作物	○
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○
(g) 録音物	○
(h) 建築著作物	○
(i) プログラムの著作物	○

注) 上記に加えて、以下のデザインにも著作権が発生し、登録対象となる。

著作権法によると、以下のデザインは著作権が発生する。

- ・ 衣服のデザイン
- ・ 鞆のデザイン
- ・ 空間のデザイン ((著作物として飾り付けられ展示されたインテリア)

衣服、鞆、空間のデザインは、当該デザインが十分に芸術的ではない場合、産業上利用可能であるとみなされることがある。具体的には、当該デザインが二次元の衣服及び鞆の素材に適用される描画又は絵画に関連しており、当該作品が絵画、描画、書道又はコラージュなどの美術作品の形式をとる場合には産業上利用可能であるとみなされることがある(著作権法第 40 条(1)(f))。デザインは、パティックアート作品又は他のパターンアート作品とみなされることがある(著作権法第 40 条(1)(j))。空間のデザインは、建築著作物として保護される場合がある(著作権法第 40 条(1)(h))。

1-4-1) 登録対象著作物の根拠規定について

著作物の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	著作物の種類により登録できる内容が異なるか
(a) 言語著作物	著作権法第 40 条(1) 第 40 条(1) 以下の科学的、芸術的及び文学的著作物 a.書籍、パンフレット、出版物のタイポグラフィの配置及びその他全ての文学著作物 b.発言、講演、スピーチ、及びその他の同様の著作物	はい。 登録される著作物によって異なる。例えば、登録される著作物が書籍である場合、書籍のコンテンツが登録される。一方、登録される著作物がコンピュータプログラムである場合、ソースコードの最初と最後の 10 ページが記録されるコンテンツとなる。 (注：一部分のみの提出で良い著作物はコンピュータプログラムのみではない。具体的には、コンピュータプログラム以外には、書籍、教育及び科学目的のために作成された視覚教材、映

c.教育的及び科学的目的の視覚資料 d.歌詞の有無に関わらず、歌及び／又は音楽 e.演劇作品、音楽劇、ダンス、振り付け、人形劇又はパントマイム f.絵画、図面、彫刻、書道、彫刻、彫刻、又は切り絵などのあらゆる形態の美術作品 g.応用芸術著作物 h.建築著作物 i.地図 j.バティック・アート又はその他の模様芸術 k.写真著作物 l.ポートレート m.映画著作物 n.翻訳、解釈、改造、名作集、データベース、適応、配置、修正及び変換から生じるその他の著作物 o.伝統的な文化的表現の翻訳、適応、配置、変換、又は修正 p.コンピュータープログラム又はその他の媒体によって読み取り可能な形式の著作物又はデータの編集物 q.伝統的な文化的表現の編集物（オリジナル	画作品、建築作品（写真を通じて作成された作品）及び彫刻が該当する。） 著作権局は、申請書とともに申請者が提出する必要があるもののガイダンスを提供する。 （注：著作権局がガイダンスで定めている画像作品のサンプルを提出するための形式は、JPG 又は PDF 形式であり、動画の場合は MP4 形式となる。著作権局の申請ポータルサイトからは、1 つのファイルのみが送信できる。） 例) ・書籍：本の表紙、目次及び PDF 形式の参考文献（注：書籍に関する著作権の保護は当該書籍全体に与えられているが、著作権を登録するために当該書籍のすべての内容を著作権局に提出する必要はない。） ・コンピュータープログラム：PDF 形式の表紙、プログラム、マニュアル本又はソースコードの最初と最後の 10 ページ ・発言、講演、スピーチ、その他の同様の著作物：MP4 形式での録音又はビデオ ・教育又は科学目的で作成された視覚資料：PDF 形式の写真又はマニュアル本 ・歌詞の有無に関わらず、歌、音楽：MP4 形式の録音又は PDF 形式の楽譜（音楽又はブロック表記） ・演劇作品、音楽劇、ダンス、振り付け、人形劇又はパントマイム：MP4 形式でのビデオ又は録音 ・絵画、製図、版画、書道、彫刻、塑像又は切り絵などのあらゆる形式の美術著作物：JPG による写真又は画像 ・建築著作物：JPG 又は PDF 形式の写真又は画像 ・地図：JPG 又は PDF 形式の写真、画像又はプログラム ・バティックアート又は他の模様芸術：JPG 形式の写真又は画像
---	---

	著作物を構成する編集物に限る) r.ビデオゲーム s.コンピュータープログラム	・写真著作物：JPG形式の写真又は画像 ・映画著作物：MP4形式のビデオ、録画又は脚本（あらすじも可）（注：提出される映画作品のサンプルは、MP4形式のビデオ又は録画、又は脚本（あらすじでも可）の両方。） ・著作物の翻訳、解釈、配置、改造又は修正：PDF形式の文書 ・データベース：PDF形式のメタデータ又は著作物の編集（注：データベースの著作物は、いくつかの既存の作品と一緒に編集されるものが該当する。例えば、多くの詩で構成される詩集などが挙げられる。） ・展示の音声録音又は画像：MP4でのビデオ又は録音 ・レコードプロデューサーによって作成された音声録音又は録音：MP4形式のビデオ又は録音
(b) 音楽著作物	(a)を参照	はい。 音楽著作権は、歌詞の有無に関わらず登録することができる。 申請書とともに提出することができる著作物のサンプルは、MP4形式の録音又はPDF形式の楽譜（音楽又はブロック表示）
(c) 演劇著作物	(a)を参照	はい。 演劇著作物には関連音楽も含む。 演劇著作物又は音楽劇の申請書とともに提出することができる著作物のサンプルは、MP4形式の録画又は録音
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	(a)を参照	はい。 パントマイム及び振り付け著作物が登録対象になる。 パントマイム及び振り付け著作物の申請書とともに提出することができる著作物のサンプルは、MP4形式のビデオ又は録音
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	(a)を参照	はい。絵画、グラフィック又は彫刻著作物が登録対象になる。 絵画、グラフィック、及び彫刻著作物の申請書と

		ともに提出可能な著作物のサンプルは、JPG 形式の写真又は画像
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	(a)を参照	はい。 映画著作物が登録対象になる。 映画著作物及びその他の視聴覚著作物の申請書とともに提出することができる著作物のサンプルは、ビデオ又は録音（MP4 形式）及び脚本（あらすじも可）
(g) 録音物	(a)を参照	はい。 録音著作物が登録対象になる。 録音著作物の申請書とともに提出することができる著作物のサンプルは、ビデオ又は録音（MP4 形式）
(h) 建築著作物	(a)を参照	はい。 建築著作物が登録対象になる。 建築著作物の申請書とともに提出することができる著作物のサンプルは、JPG 又は PDF 形式の写真、又は画像
(i) プログラムの著作物	(a)を参照	はい。 コンピュータープログラムのソースコードが登録対象になる。 コンピュータープログラム著作物の申請書とともに提出することができる著作物のサンプルは、PDF 形式の表紙、プログラム及びマニュアル本（注：著作権登録の申請を行う場合、ソースコードの一部のみを作品のサンプルとして提出できる。）

1-5-0) 著作権等の登録機関について

名称	著作権局
URL	https://dgip.go.id/
登録対象著作物	全ての著作物 E-Filing KI：著作権 [Hak Cipta] (https://e-hakcipta.dgip.go.id/index.php/login)

1-5. 著作権等の登録件数について

種類		累計件数 (2017 年 1 月～ 2019 年 10 月)	2018 年合計件数
著作権		6,800 件	236 件
著作隣接権		未公表	未公表
出版権		未公表	未公表
日本企業の 登録件数		未公表	未公表 (注：統計レポートでは、申請者又は著作権及び著作隣接権者の国籍に関する詳細な情報は分らない。)
	著作権	未公表	未公表
	著作隣接権	未公表	未公表
	出版権	未公表	未公表

注) 知的財産総局 (著作権の登録を管理する著作権局) の公式ウェブサイト (https://statistik.dgip.go.id/statistik/production/cipta_umkm.php) から算出。)

2. 著作権登録の効果

(1) 法令上の登録の効果

(1)-1. 著作権登録をすることによる、法令上の権利推定等 (行政上及び司法上) の効果について

登録の種類	権利の推定 (行政上及び司法上)	法律・規定名称、条文番号、根拠 条文の具体的な記載内容	何が推定されるのか等、その法的効果の内容
(a) 著作権者の登録	あり 規定上は著作権者の登録規定は存在しない。 ただし、運用上著作権局の著作権登録には著作権者情報が必須であり、著作権登録証明書には、著作物の著作権者に関する情報も含まれる。	第 69 条(4) 「…著作権登録証明書は、著作物又は著作隣接権に係る作品の所有権の予備的な証明である。」 (注：著作権登録証明書は、所有権を証明するための予備的な証明の位置づけであることに注意する必要がある。著作権登録の有効性に異議を申し立てるには、当事者は裁判所で取消しの申し立てを行う必要がある (正式裁判の手続き)。この申し立てにおいては、正当な所有権を裏付ける日付が記載されて	当局は通常、訴訟時にはインドネシア語宣誓翻訳とともに、著作権登録証明書 (インドネシア又はベルヌ条約加盟国) の事前提出を求める。 (注：著作権登録の証明書は、権利の所有権を証明するための

		いる書面を証拠を使用することができる。))	予備的な証明効果を有する。))
(b) 実名の登録	制度なし	—	—
(c) 第一発行 (公表) 年月 日等の登録	あり	第一公表年月日情報は、著作権局の著作権登録に必須であり、著作権登録証明書には、著作物の第一公表年月日に関する情報も含まれる。 著作権登録証明書の法的位置づけについては(a)を参照。	不明
(d) 創作年月 日の登録	制度なし	—	—
(e) 著作権の 譲渡の登録	あり	著作権法第 16 条 著作権は、全体又は一部を以下の方法で譲渡することができる a. 相続 b. 移転 c. ワクフ [waqf] d. 遺言状 e. 書面による同意、又は f. 法規制の規定に基づくその他の 正当な理由。 ただし、著作権の譲渡登録は、著作権全体の譲渡についてのみ登録することができる。 第 76 条(1) 登録された著作権全体が譲受人に譲渡される場合、第 69 条(1)で言及する著作物及び著作隣接権に係る作品の登録に対する権利の譲渡を行うことができる。 著作権登録証明書の法的位置づけについては(a)を参照。	不明
(f) 著作権の 移転の登録	あり	(e)を参照。	不明

(相続その他の一般承継)			
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—	—
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし	—	—
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	あり	(e)を参照。	不明
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	あり	著作権法第 78 条(1)及び第 74 条(1)(a) 第 78 条(1) 著作者、著作権者又は著作隣接権に係る作品の著作権者として一般登録簿に登録されている個人又は法人の名称及び／又は所在地の変更は、当該著作者、著作権者又は著作隣接権に係る作品の著作権者から書面で大臣に申請書を提出することにより行われる。 第 74 条(1)(a) 著作物及び著作隣接権に係る作品の登録は以下の要請により抹消される。 a. 著作者、著作権者又は著作隣接権に係る作品の著作権者として登録されている個人又は法人の要請。 著作権登録証明書の法的位置づけについては(a)を参照。	不明
(l) その他	なし	—	—

(創作者等の登録)			
-----------	--	--	--

(1)-2. 法定賠償制度はあるか。法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無による法定損害賠償制度の利用の可否に影響はあるか

Q. 法定賠償制度の有無

A. なし

(インドネシアの著作権法の下では、法定の損害賠償制度がない。著作権法第 96 条(1)では、著作権者又は著作隣接権の著作権者が著作権侵害に基づいて損害賠償請求を申し立てることができることを規定しているのみであることに注意が必要。

また、インドネシアの法律では、損害を計算するための原則が明確に規定されていない。実務上、物質的損害を計算するために一般に 3 つの方法がある。

- ・直接損害：被告の侵害行為の結果として原告が被った損害
- ・利益の計上：被告が侵害製品を販売して得た利益
- ・機会損失：被告が侵害製品を販売するごとに元の製品を 1 つ販売した場合に原告が得たであろう利益)

原告は、独自の証拠を用いて損害額を立証しなければならない。直接損害による立証が最も簡単である可能性が高いものの、これらの基準で損害を確定することは困難である。また、軽微な損害賠償を請求することもできるが、軽微な損害賠償が裁判所によって認められることはほとんどない。

(注：裁判所が損害賠償額を恣意的に決定したケースはある。しかし、インドネシアでは損害額の計算に関する原則がまだ確立していない。)

(1)-3. 著作権のエンフォースメントを行うに際して、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度はあるか。著作権登録の有無によって当該制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無

A. なし（敗訴側は勝訴側の費用を支払う必要はない。）

(1)-4. 著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となるか。

A. 対抗要件とならない

著作権者であることを示す証拠の所有権に対し異議がある第三者が存在する場合、当該当事者は著作権登録の取消を商業裁判所に提出する必要がある。

(注：正当な著作権者、著作権者、又は関連する権利の保有者のみが、登録の取消しを求めて商事裁判所に著作権又は関連する権利の製品の既存の登録に異議を申し立てることができる。現在の実務慣行では、著作権又は関連する権利の製品の登録が裁判所の決定に基づいて取り消された後にのみ、正当な著作権者は著作権又は関連する権利の登録に関する新

しい申請を提出できる。

登録完了後、新しい著作権者としての正当な著作権者は、新しい著作権者又は関連する権利の保有者となり、それに伴い著作権侵害の申し立てと自らの著作権又は関連する権利の製品への侵害に対して損害賠償請求を行う権利を有することになる。各請求は裁判所に行う必要がある（正式な裁判手続き）。

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権に関する 2014 年法第 28 号

第 97 条

- (1) 「著作物」が第 69 条(1)に基づき登録された場合、他の利害関係者は、裁判所を通じて「著作物」公共登録簿への「著作物」の登録の取消を求める訴訟を提訴することができる。
- (2)(1)で言及する訴訟は、「著作権者」又は登録済み「著作権者」を対象とする。

(1)-5. その他、登録することによって得られる効果について

A. あり

- ・ 「税関登録」、「予防措置」、「保証」、「停止」、「知的財産権」を侵害する疑いのある「物品」の輸出入管理の「監視」と「評価」に関する規則（No. 40/PMK.04/2018）に基づき、税関局はインドネシアに所在する事業体を通じて商標及び著作権の保有者が CEISA（customer.beacukai.go.id）を通じて税関総局に以下の登録申請書を提出できる。
 - ・ 設立証書の複写
 - ・ 税務 ID カードの複写
 - ・ ビジネスライセンスの複写
 - ・ 所在証明書の複写
 - ・ 商標及び／又は著作権登録証明書の複写（注：税関記録を提出するためには、インドネシアの著作権登録証明書の写しを提出する必要がある。）
 - ・ 輸入業者又は輸出業者許可関連情報
 - ・ 製品仕様、純正製品の流通及びマーケティングルート
 - ・ 権利者の所有権及び責任に関する宣誓供述書
 - ・ 正規品と偽造品を区別することができる審査官の任命、正規品の流通及びマーケティングルートに関する情報の提供
- ・ 政府規制 No. 36（GR36/2018）において、以下の知的財産に関するライセンス契約の登録を許可している。
 - ・ 著作権及び著作隣接権
 - ・ 特許
 - ・ 商標
 - ・ 工業デザイン

- ・ 統合設計回路レイアウト
- ・ 企業秘密
- ・ 植物の品種

未登録のライセンス契約は、第三者に対して有効とはなりえない（ただし、契約当事者に対しては有効である）。

著作権法第 80 条(1)は、ライセンシーが著作権者との合意に基づいて第三者に著作権を行使できることを規定している。また、著作権法第 83 条は、著作権及び著作隣接権のライセンスを規定している。

（２）運用上の登録の効果

(2)-1. 刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要

当局は通常、インドネシア語宣誓翻訳とともに、著作権登録証明書（インドネシア又はベルヌ条約加盟国）の事前提出を求める。

著作権登録証明書は、著作権又は著作隣接権の所有権を証明する予備的な証拠であり、権利行使又は紛争の際に役立つ可能性がある。

(2)-2. 税関登録等に際して、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要

税関登録時に著作権登録証明書の写しを提出する必要がある。

(2)-3. 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用か。

A. 有用でない

著作物及び著作隣接権の登録は、権利取得要件ではない。登録証明書は、当該所有権に関して異議が申し立てられるまでの所有権の予備的な証拠としての位置づけになる。著作権の証拠に関する所有権に異議を申し立てる者は、裁判所で著作権登録の取消請求を行う必要があり、自らが正当な著作権者であること、自らが当該著作物の著作者であること、又は（法によって当然に又は譲渡を通じて）当該著作権又は著作隣接権を所有する資格があることを示す証拠によって立証する必要がある。

(2)-4. 著作権登録は、行政訴訟、民事侵害訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるか。

A. 初歩的な証明になる

事件番号 No.151 PK/Pdt.Sus/2012、Wen Ken Drug 社対 Tjioe Budi Yuwono、著作権登録証明書 番号 011640 取消請求事件

(2)-5. 権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されているか。

A. 活用されている

ただし、活用に関する統計情報は存在しない。

(2)-6. 他国での著作権登録が有用か。

A. ケースバイケースで有用な場合がある

当局は通常、インドネシア語宣誓翻訳とともに、著作権登録証明書（インドネシア又はベルヌ条約加盟国）の事前提出を求める。

ベルヌ条約加盟国内での著作権の登録は、著作権の所有に関する証拠として認められる。

3. その他

（１）登録手続きの概要

(1)-1. オンライン登録の可否について

A. 可能

オンライン登録が可能な著作物について

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(1)-2. オフラインでの登録を受け付けている窓口の数について

（オフラインでの登録を受け付けている窓口の数）

なし（現在の慣行では、著作権局はオンラインのポータルサイトを通じて電子的に提出された申請のみを受付けている。）

(1)-3. 登録が完了した場合の公示方法について

(b) 著作権登録原簿に掲載

著作権局が著作権登録に関して公式な通知を発行することはない。

著作権登録原簿に登録された著作物及び関連する権利は、WEB（<https://pdki-indonesia.dgip.go.id/>）で公開されているが、このオンラインデータベースは適切に更新されているわけではない。登録された著作権のステータスチェックを行うためには、著作権局の内部データベースを検索することが好ましい。

(c) その他

（具体的に：著作権登録の公式引用への要請による。）

(1)-4. 著作権登録手続きの所要期間について

(著作権登録手続きの標準所要期間) 14 営業日 著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法はあるか。その場合、追加費用はいくらかかるか。 A. なし
--

(1)-5. 著作権登録手続きの手続き費用について

著作権登録制度の対象事項	課金の単位	単価又は税率	早期審査にかかる追加費用
1) 著作権者の登録			
(1)著作権者の登録	著作権の件数	1 件（オンライン申請）につき 400,000IDR) コンピュータープログラム及びビデオゲームの申請 1 件（オンライン申請）につき 600,000IDR （注：コンピュータープログラム、テレビゲーム、データベース及び作品の編集物はより高いレートで規定されている。）	制度なし
2) 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）			
(1)著作権の移転の登録	著作権の件数	1 件につき 200,000IDR	制度なし
(2)著作権を目的とする質権の設定又は著作権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(3)著作権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(4)無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	制度なし	—	—

(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(6)第一発行年月日又は第一公表年月日又は創作年月日の登録	制度なし	—	—
(7)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	変更の登録1件又は1個につき150,000IDR 抹消された登録の回復に関する登録は存在しない。	制度なし
(8)登録の抹消 (これは、著作者、著作権者又は関連する権利の保有者として名前が登録されている個人又は法人の要求に基づく削除（自発的削除）（第74条(2)）	—	第64条(1)は、著作権登録の抹消を規定しているが、手続きを行うための公式手数料はまだ規定されていない。	—
3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(1)出版権の設定の登録	制度なし	—	—
(2)出版権の移転の登録	制度なし	—	—
(3)出版権を目的とする質権の設定又は出版権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(4)出版権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(6)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	制度なし	—	—
(7)登録の抹消	制度なし	—	—
(8)その他	制度なし	—	—

4) 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）			
(1)著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の件数	1 件につき 200,000IDR	制度なし
(2)著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(3)著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(4)信託の登録 (4-1)質権の信託の登録 (4-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(5)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	著作隣接権の件数	変更の登録 1 件又は 1 個につき <u>150,000IDR</u> 抹消された登録の回復に関する登録は存在しない。	制度なし
(6)登録の抹消	—	第 64 条(1)は、著作隣接権登録の抹消を規定しているが、手続きを行うための公式手数料はまだ規定されていない。	—

注) 著作権登録の電子申請に際しては、1 件当たり 450 米ドル（10%の付加価値税を除く）の弁護士費用が適用される。）

(1)-6. シリーズによる登録の可否について

- Q. 同名のタイトルであれば、1 作ずつでなくシリーズでの登録が可能か
A. 不可能

(1)-7. 著作物の形態別の登録方法について

- Q. インターネット上の著作物は CD 等の電子媒体での登録が可能か。
A. 可能
- Q. CD 等の電子媒体での登録が可能な著作物について
A. (a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物
(著作権の登録の申請は、著作権局のオンラインポータルサイトを通じて行われる。CD

形式で保存されたものによる提出が行われた場合は、著作権局において（オンライン申請を完了するための）補完提出が手配されなければならない。）（注：この際の特別提出料金として計上される専門家の費用は、1件提出するごとに100米ドル（10%の付加価値税を除く）。政府手数料は適用されない。）

（２）必要書類について

(2)-1. 著作権登録の申請フォーマットの有無について

著作権登録の申請フォーマット	有無
(a) 著作権者の登録	○
(b) 実名の登録	制度なし
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	なし
(d) 創作年月日の登録	制度なし
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（創作者等の登録）	なし

注）上記登録に申請様式は存在せず、著作権局のオンラインポータルサイトを通じて書面による要請を行う必要がある。

(2)-2. 著作権登録の申請に当たって必要な書類について

登録の種類	申請に必要な書類
(a) 著作権者の登録	著作権登録申請書
(b) 実名の登録	制度なし
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	制度なし
(d) 創作年月日の登録	制度なし
(e) 著作権の譲渡の登録	譲渡登録申請書、著作権証明書、譲渡を証明する文書及び委任状（代理人を通じて提出された場合－外国人申請者は必須）。
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	移転登録申請書、著作権証明書、移転を証明する文書及び委任状（代理人を通じて提出された場合）
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設	制度なし

定等の登録	
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	移転登録申請書、著作権証明書、移転を証明する文書及び委任状（代理人を通じて提出された場合）。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	申請書、著作権証明書、変更等を証明する文書及び委任状（代理人を通じて提出された場合）。
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

注）著作物又は著作隣接権に係る作品の登録申請とともにサンプルを提出する必要がある（1-4-1 参照）。）

(2)-3. 著作権登録の申請に当たって複製物の提出の要否について

登録の種類	複製物の提出の必要性	具体的な提出方法
(a) 著作権者の登録	なし	—
(b) 実名の登録	制度なし	—
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	なし	—
(d) 創作年月日の登録	制度なし	—
(e) 著作権の譲渡の登録	なし	—
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	なし	—
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし	—
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	なし	—
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	なし	—
(l) その他（創作者等の登録）	なし	—

(2)-4. ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出の要否について

A. 必要

(2)-5. 譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か
A. 必要 著作権者の変更を証明する文書を、譲渡登録申請書とともに提出しなければならない。
Q. 著作隣接権の移転等の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か
A. 必要 著作権者の変更を証明する文書を、譲渡登録申請書とともに提出しなければならない。

（３）権利者の著作権登録の活用状況について

(3)-1. 貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えられるか。

A. ケースバイケースで活用されている

（注：著作権登録証明書は、著作物や著作隣接権に係る作品の所有権に関する予備的な証拠であり、権利行使や紛争の際に役に立っているケースがある。）

(3)-2. 積極的に活用している権利者がいる場合、どのような権利者がどのような著作権をどのような目的で登録しているケースが多いか。

著作権登録はインドネシアにおける著作権の所有についての予備的な証拠になる。

また、(2)-5. で記載した通り、著作権ライセンスの登録は必須であり、この登録を行う要件として著作権登録証明書の複写が要求される。著作権ライセンスの登録を行わない場合、第三者に対しての法的効力を持たなくなる可能性がある。著作権をライセンスする場合には登録がなされていると考えられる。

（４）参考情報・関連情報等

(4)-1. 判例について

著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ事例について

把握していない。

（注：最高裁判所は、著作権の事件を含む決定を公式ウェブサイトに掲載しているが、著作権の取消し又は侵害といった形で事件の種類を細かく分類していないため、著作権の執行に関する判例については把握できていない。）

(4)-2. その他、貴国の著作権等登録制度の著作権等のエンフォースメントへの活用について、権利者にアドバイスしている内容や事項等

著作権侵害の訴訟は、インドネシア商業裁判所に提訴することができる。ここでの裁判所における訴訟は、以下の様々な理由で困難な場合があることに留意が必要。

- ・原告は自身の訴訟案件を証明する必要がある（つまり、その主張を立証する証拠を提出する）
- ・証拠開示手続きは存在しない（つまり、被告は証拠開示が義務付けられていない）
- ・費用制度は存在しない（つまり、敗訴側は勝訴側の費用を支払う必要はない）
- ・先例拘束性の原則が存在しない（つまり、裁判所は過去の判決に従う義務はない）
- ・裁判所における汚職が問題である。

したがって、紛争解決のための代替措置の検討を推奨する。実務的には、警告文書は侵害の抑止に効果的である。

別の選択肢として、刑事訴訟を起こすことが該当する。侵害者は起訴される前に著作権

者と和解する傾向がある。また、著作権登録証明書は警告書の主張立証に役立つため、警告書を送付する際には、当該登録証明書の写しを同封することを強く推奨する。

(4)-3. 出資比率で著作権の持ち分を決めている場合、著作権登録をすると、第三者に持分比率を公表されるケースの有無について

把握していない。なお、著作権局は、著作権登録の申請を行う際に、申請者に資本拠出比率を開示することを要求していない。

(4)-4. 職務著作の著作権登録書に監督や脚本家など自然人の名前が記載されている場合、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースの有無について

著作権法の第36条では、同意がない限り、著作者及び職務著作物の著作権者は著作者（著作物を創作する者）であると規定されている。したがって、権利の譲渡については、著作者の同意を得る必要があると考えられるが、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースがあるかどうかは不明。

(4)-5. 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、権利者であることの証明方法について

著作権者は、著作者であること又は譲渡（すなわち譲渡契約）を立証することにより、自らが正当な著作権者であることを証明する。

(4)-6. 著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合の取り消し手続きについて

著作権の登録を取消したい場合、取消しの申し立てを行う必要がある。
著作権法の第97条は、登録された著作権の取消しに関する規定を定めている。利害関係者は、商業裁判所を通じて著作物の公式登録簿にある著作物の登録の取消しを求める訴訟を提起することができる。申し立ては、著作者又は登録された著作権者に宛てて行われる。第99条において、著作者、著作権者又は著作隣接権者が、権利の侵害に対する損害賠償請求を提起することができる旨が規定されている。

(4)-7. 著作権登録をした場合の著作者の本名や住所等の個人情報の公表について

著作権又は関連する権利の登録の申請には、著作権又は著作隣接権の権利者の以下の詳細が含まれる。

- ・ 名前
- ・ 市民権
- ・ 住所

これらの情報は一般に検索可能な状態で公開される。

(4)-8. 著作権登録制度を活用した事例や判例について

- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例
- 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立てできた事例
- 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例
- 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例

把握していない。

(4)-9. (法律事務所として) 著作権者に対して、著作権等のエンフォースメントを行う際には、必ず著作権登録をするように勧めているかについて

前述のように著作権及び著作隣接権の登録は権利取得の要件ではないが、登録証明書は権利の所有の予備的な証拠として有用であり、インドネシアにおいては著作権登録の幅広いポートフォリオを組むことを強く推奨する。これは、著作権又は著作隣接権の保有者がインドネシアで権利行使する際に役に立つ。

(4)-10. 著作権登録を勧めない場合もあるとすると、どのような場合に著作権登録を勧めて、どのような場合に勧めていないかについて

著作権及び関連する権利の登録は作品及び関連作品の保護の要件ではなく、ひとたび作品が有形の形式で作成されれば保護が与えられるため、当該作品が商業目的で使用されない場合には登録は不要。

(4)-11. 著作権が共有されている場合、うち1名のみの申請で著作権登録が可能かについて

第67条(2)は、複数の申請者が申請を行う場合、すべての申請者の名前を記入し、申請者の選択した住所を1つ指定する必要があると規定している。

(4)-12. 実態として、必要となる代理人費用（弁護士・弁理士等）について

著作権登録の申請に出席し、登録証明書（電子ファイリング）を取得するための料金は、450米ドル（10%の付加価値税を除く）。

(4)-13. 著作権登録を推進していく施策について

Creative Economy Agencyを通じて、政府は社会化キャンペーンを実施し、小規模ビジネスに対して財政的支援を提供している。

(4)-14. 冒認出願された場合に、権利の推定を覆すための証拠について

原告が実際に当該作品の著作者又は真の著作権者であるという証拠。これは当該作品を創作したことを示す証拠で裏付けることができる。

(4)-15. 複製を提出できない著作物（建築の著作物）等の登録方法について

JPG又はPDF形式の写真又は画像を、建設作品又は建築作品の作品サンプルとして提出できる。

第7. タイ

1. 著作権登録制度の概要について

1-1. 著作権登録制度の対象事項について

著作権登録制度の対象事項	対象※
(a) 著作権者の登録	○
(b) 実名の登録	○
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	○
(d) 創作年月日の登録	○
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○
(g) 著作権の信託の登録	×
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	×
(i) 出版権の設定等の登録	×
(j) 著作隣接権の移転等の登録	×
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（創作者等の登録）	×

※法制度上、著作権登録制度はないが、「公的登録のためかつビジネスの安全確保」を目的として実質的に登録することができる。

1-2. 著作権登録制度の根拠規定について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	「著作権情報の通知及びアクセスに関する知的財産局公示」及び「著作権情報の通知及びアクセスに関する知的財産局規則」に従って著作権者の登録をすることができる。 （注：申請書で明示する必要がある情報は以下の通り。 ・申請者及び創作者の名前及び住所 ・申請者及び創作者のパスポートのコピー。申請者がタイ法人である場合、タイ商務省事業開発局が発行した会社宣誓供述書原本を添付しなければならない ・委任がタイ国外で署名され、申請者が海外法人である場合、公証化かつ合法化された委任状。 ・著作物の題名、ならびに種別及び著作物の複写（コピー） ・タイ国内の連絡先及び配送先住所 ・申請者が当該著作物の著作権者であるという証拠、例：雇用契約書、譲渡契約書等

	・著作物の創作の着想の詳細 ・著作物の創作年及び国 ・創作された著作物の出版・公開日
(b) 実名の登録	(a)を参照。
(c) 第一発行 (公表) 年月日 等の登録	タイでは第一公表年月日の登録規定は存在しない。ただし、著作権の登録申請時において、申請書に同情報を示す必要があり、この情報は行政担当者により推定第一公表年月日として使用されることがある。一般的に、タイにおける著作権保護期間は、著作者の死後 50 年間継続するが、以下の状況においては、著作物の有効性は、作品の第一公表年月日から 50 年間存続する。 ・著作者又は全共著作者が作品の公表前に死亡した場合（第 19 条第 3 パラグラフ）。 ・著作者が法人で、当該著作物が著作者となって以降 50 年の間に公表された場合（第 19 条第 4 パラグラフ）。 ・筆名又は匿名の著作者により作成された著作物の著作権で、当該著作物が著作者となって以降 50 年の間に公表された場合（第 20 条）。 ・写真作品、視聴覚作品、映画撮影作品、録音物、オーディオ及びビデオ放送作品の著作権で、当該著作物が著作者となって以降 50 年の間に公表された場合（第 21 条）。 ・応用芸術作品の著作権は 25 年間存続し、当該作品が著作物となって以降 25 年の間に公表された場合に限る。この場合、応用芸術作品の著作権は、第一公表年月日から 25 年間存続する（第 22 条）。 ・雇用、指導、又は管理の過程で作成された作品、かつ著作者となって以降 50 年の間に公表された場合の著作物の著作権（第 23 条）。 著作権保護期間の開始である公表とは、著作権者の同意を得た作品の公表を意味する。
(d) 創作年月日の登録	タイでは、創作年月日の登録規定は存在しない。ただし、著作物登録のための申請書提出時点で申請書に同情報を示す必要があり、この情報は行政担当者により推定創作年月日として使用されることがある。一般的に、タイにおける著作権保護期間は、著作者の死後 50 年間継続するが、当該著作物が公表されておらず、かつ以下の状況においては、当該著作物の創作年月日から 50 年間存続する。 ・著作者が法人である場合（第 19 条第 4 パラグラフ）。 ・筆名又は匿名の著作者によって作成された著作物の本法による著作権（第 20 条）。 ・写真作品、視聴覚作品、映画撮影作品、録音物、オーディオ及びビデオ

	オ放送作品の著作権（第 21 条）。 ・応用美術の著作物の著作権は、著作者となって以降 25 年間存続する（第 22 条）。 ・雇用、指導又は管理の過程で作成された作品の著作権（第 23 条）。 著作権保護の期間が 1 年間に期限切れとなり、その有効期限が当年最終日でない場合、又は正確な有効期限が不明な場合には、著作権はその暦年最終日まで存続する。
(e) 著作権の譲渡の登録	著作者は、全体又は一部の著作権を譲渡することができ、著作権保護の限られた期間又は全期間にわたって譲渡することができる（第 17 条）。 一般承継を除く他の手段による著作権の譲渡は、譲渡人と譲受人の署名とともに書面で行わなければならない。譲渡契約書において期間が指定されていない場合、譲渡は 10 年間継続するものとみなされる。 登録プロセスは、「著作権情報の通知及びアクセスに関する知的財産局公示」及び「著作権情報の通知及びアクセスに関する知的財産局規則」に従って利用することができる。 規則第 12 条によると、登録は変更日から 15 日以内に以下の文書提出により行われなければならない。 ・様式 Lor Khor 02 ・著作権証明書 ・譲渡契約書の複写 （注：規則第 15 条によると、登録の詳細に変更がある場合には、以下の文書提出により登録されなければならない）
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	相続による所有権変更に関する特定の法規定は存在しないが、この情報の登録は、現在の慣行に従って遺言又は裁判所命令の提出によって行うことができる。 著作権法第 18 条は、段落の最後に相続人の権利を簡潔に指定している 第 18 条 本法における著作権著作物の著作者は、著作者として自身を特定し、譲受人又はいかなる人物が当該著作物を歪曲、短縮、改作、その他著作者の評判又は尊厳に損害を与えうる範囲において作品に対していかなる行為をも行うことを禁止する権利を有する。著作者が死亡した場合、当該著作者の相続人は、書面でそれに反対する合意がない限り、著作権保護の期間を通じて権利を行使するための訴訟を起こす権利を有する。
(g) 著作権の信	制度なし

託の登録	
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	公示第 3 条によると、著作権登録の目的は、公開検索のために当該情報を整理し、この記録をビジネスの安全確保として使用することである。金融機関のビジネスの安全確保としての著作権作品登録プロセスは、規則第 26 条及び第 27 条で指定されており、以下の書類を提出する必要がある。 ・ 様式 Tor Por 01 ・ 著作権証明書原本 ・ 融資契約書の複写 当該登録はシステムに記録され、承認は著作権証明書に裏書される。金融機関への借金が完済され次第、著作権者は様式 Tor Por 02 を提出し、赦免の証拠をもって上記の状態を無効にしなければならない。 (注：新規則によると、誓約及び知的財産権の質権設定登録規定は存在しなくなった。誓約することは可能であるが、著作権局にそれを登録する必要はない。)
(i) 出版権の設定等の登録	出版権の設定に利用可能な登録システム又は記録手段は存在しない。
(j) 著作隣接権の移転等の登録	隣接権の移転に利用可能な登録システム又は記録手段は存在しないが、権利を移転することは可能である。 第 51 条 第 44 条及び第 45 条に基づく実演家の権利は、全体又は一部に関わらず譲渡可能であり、著作権保護の限られた期間又は全期間にわたって譲渡することができる。 複数の実演家が関与している場合、各実演家は自身の持ち分に基づく権利を譲渡する権利を有する。 承継を除く手段による著作権の譲渡は、譲渡人及び譲受人の署名とともに書面で行わなければならない。譲渡契約書において期間が指定されていない場合、譲渡は 3 年間継続するものとみなされる。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	規則第 12 条によると、登録は変更日から 15 日以内に以下の文書の提出により行われなければならない。 ・ 様式 Kor Khor 02 ・ 著作権証明書 ・ 情報変更の証拠の複写（譲渡契約書、著作権ライセンス契約など） 当該登録は記録され、著作権証明書に裏書される。
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

1-3. 著作権登録の実施主体（申請できる者）について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作権者及び被付与者（代理人） 知的財産局規則第 9 条（第 1 パラグラフ）
(b) 実名の登録	著作権者及び被付与者（代理人） 知的財産局規則
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	著作権者及び被付与者（代理人） 知的財産局規則
(d) 創作年月日の登録	著作権者及び被付与者（代理人） 知的財産局規則
(e) 著作権の譲渡の登録	著作権者及び被付与者（代理人） 知的財産局規則第 15 条
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	著作権者及び被付与者（代理人） 知的財産局規則第 15 条
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	著作権者及び被付与者（代理人） 知的財産局規則第 15～18 条
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

1-4. 登録対象著作物について

登録対象となる著作物	登録の可否
(a) 言語著作物	○
(b) 音楽著作物	○
(c) 演劇著作物	○
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○
(g) 録音物	○
(h) 建築著作物	○
(i) プログラムの著作物	○

注）文学、コンピューター・プログラム、演劇著作物、芸術著作物、絵画及び図画著作物、彫刻著作物、石版著作物、建築著作物、写真著作物、挿絵・地図・構造・スケッチ著作物又は地理・

地形・科学に関する 3 次元著作物、応用芸術著作物、音楽著作物、録音著作物、視聴覚著作物、映画撮影著作物、放送著作物及びその他の文学・科学・芸術分野における著作物については全て著作権法及び DIP（タイ商務省知的財産局）規則に基づく著作権保護作品である。

1-4-1) 登録対象著作物の根拠規定について

著作物の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	著作物の種類により登録できる内容が異なるか
(a) 言語著作物	「文芸的著作物」とは、書籍、小冊子、文書、印刷物、義、説教、講演、演説のようないずれかの種類の文芸的著作物をいい、コンピュータ・プログラムを含む（著作権法第 4 条）。	はい。 著作物の表紙、最初の 5 ページ及び最後の 5 ページを提出する。著作物の内容は、CD、DVD、又は電子ストレージデバイスの形式で提出するか、電子ファイリングシステム経由でアップロードすることができる。
(b) あらゆる関連する語を含む、音楽著作物	「音楽的著作物とは、音律と歌詞又は音律のみであるかを問わず、演奏又は歌唱を目的として構成される著作物をいい、編曲した楽譜を含む（著作権法第 4 条）。	はい。 メロディ及び／又は歌詞の詳細を提出する必要がある。音符の組み合わせも提出することができる。 著作物の内容は、CD、DVD、又は電子ストレージデバイスの形式で提出するか、電子ファイリングシステム経由でアップロードすることができる。
(c) 演劇著作物	「演劇的著作物」とは、演劇的な構成をもつ舞踊、舞踏、所作又は実演の著作物をいい、無言劇を含む（著作権法第 4 条）。	はい。 振り付け作品の詳細及びその起源とインスピレーションの詳細。 著作物の内容は、CD、DVD、又は電子ストレージデバイスの形式で提出するか、電子ファイリングシステム経由でアップロードすることができる。
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	演劇著作物に含まれる。（著作権法第 4 条）	はい。 著作物の内容は、CD、DVD、又は電子ストレージデバイスの

		形式で提出するか、電子ファイリングシステム経由でアップロードすることができる。
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	「美術的著作物」とは、次に述べる 1 又は 2 以上の著作物をいう。 (1)線画、照明、色彩、その他のもの、又はそれらの構成物の 1 つ又は複数の物質からなる形状の作成を意味する絵画及び図面の作品 (2)有形物の形状の作成を意味する彫刻作品 (3)印刷プロセスによる画像の作成を意味し、印刷に使用される印刷ブロック又はプレートを含む石板出版作品。 (5)光がレンズを通過してフィルム又はガラスに到達し、特定の処方の液体化学物質で現像される画像記録装置を使用した、又は他の装置又は方法による画像又は画像記録を作成するいかなるプロセスによる画像の作成を意味する写真作品 (著作権法第 4 条)	はい。 彫刻著作物は著作物の 4 側面（前面、後面、左側面及び右側面）を書面の形式で提出することができる。 著作物の内容は、CD、DVD、又は電子ストレージデバイスの形式で提出するか、電子ファイリングシステム経由でアップロードすることができる。
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	「映画の著作物」とは、継続的に動画として上映できる、又は継続的に動画として上映できるように他の媒体に記録できる、一連の視覚的影像から成る視聴覚著作物をいい、かかる映画の著作物のサウンド・トラックを含む。 「視聴覚著作物」とは、いずれかの媒体に記録された一連の視覚的影像から成り、その媒体に適した機器により再上映することができる著作物をいい、かかる著作物のサウンド・トラックを含む。 (著作権法第 4 条)	はい。 著作物の内容は、CD、DVD、又は電子ストレージデバイスの形式で提出するか、電子ファイリングシステム経由でアップロードすることができる。
(g) 録音物	「録音物」は、いずれかの媒体に記録された、一連の音楽、実演の音その他	はい。 著作物の内容は、CD、DVD、又

	の音であって、その媒体に適した機器により再演奏することができる著作物をいう。但し、映画の著作物その他の視聴覚著作物のサウンド・トラックを含まない。 (著作権法第4条)	は電子ストレージデバイスの形式で提出するか、電子ファイリングシステム経由でアップロードすることができる。
(h) 建築著作物	(4)建築の著作物 建物又は構造物の意匠、内装又は外装の意匠、周辺風景の意匠、建物又は構造物の模型の創作物をいう（著作権法第4条）。	はい。 著作物の内容は、CD、DVD、又は電子ストレージデバイスの形式で提出するか、電子ファイリングシステム経由でアップロードすることができる
(i) プログラムの著作物	「コンピュータープログラム」とは、コンピュータ言語の種を問わず、コンピュータを機能せしめるため、又はひとつの結果を得るために、コンピュータと共に使用される指令又は一連の指令等をいう（著作権法第4条）。	はい。 申請者は、ソースコードの最初の5ページと最後の5ページとともに、当該著作物を作成するための説明を提出しなければならない。 著作物の内容は、CD、DVD、又は電子ストレージデバイスの形式で提出するか、電子ファイリングシステム経由でアップロードすることができる。

1-5-0) 著作権等の登録機関について

名称	知的財産局 著作権部
URL	https://www.ipthailand.go.th/en/copyright-001.html
登録対象著作物	文学、コンピューター・プログラム、演劇著作物、芸術著作物、絵画及び図画著作物、彫刻著作物、石版著作物、建築著作物、写真著作物、挿絵・地図・構造・スケッチ著作物又は地理・地形・科学に関する3次元著作物、応用芸術著作物、音楽著作物、録音著作物、視聴覚著作物、映画撮影著作物、放送著作物及びその他の文学・科学・芸術分野における著作物。

1-5. 著作権等の登録件数について

種類	累計件数	2018 年合計件数
著作権	不明	10,779 件
著作隣接権	未公表	未公表
出版権	未公表	未公表
日本企業の登録件数		
	著作権	未公表
	著作隣接権	未公表
	出版権	未公表

2. 著作権登録の効果

(1) 法令上の登録の効果

(1)-1. 著作権登録をすることによる、法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果

登録の種類	権利の推定 (行政上及び司法上)	法律・規定名称、条文番号、 根拠条文の具体的な記載内容	何が推定されるのか等、 その法的効果の内容
(a) 著作権者の登録	あり	著作権者に関する情報は申請書に記載する必要があるため、関連する行政担当者は、著作権侵害の際にはこの情報を使用することができる。	不明
(b) 実名の登録	あり	(a)を参照	不明
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	あり	公表年月日に関する情報は申請書に記載する必要があるため、関連する行政担当者は、著作権侵害の際にはこの情報を使用することができる。	不明
(d) 創作年月日の登録	あり	創作年月日に関する情報は申請書に記載する必要があるため、関連する行政担当者は、他の当事者がこの情報を保持できる文書を提出できるのでない限り、著作権侵害の際にはこの情報を使用することができる。	不明
(e) 著作権の譲渡の登録	あり	(a)を参照	不明

(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	あり	(a)を参照	不明
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—	—
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし	—	—
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし	—	—
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	あり	変更に関する情報は申請書に記載する必要があるため、関連する行政担当者は、著作権侵害の際にはこの情報を使用することができる。	不明
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし	—	—

注) 前述のとおり、著作権の登録は、申請者を当該著作物の正当な著作権者として認めるものではない。著作権の登録の目的は、「著作権情報の通知及びアクセスに関する知的財産局規則」第3条に記載されている。登録の目的は、公開検索のために情報を整理し、ビジネスの安全確保として使用することである。このように、立法レベルにおける権利の推定は存在しないものの、実態としては著作権の登録は行政レベルにおける申請者の権利の推定を与えるものである。なお、国境措置及びインターネットコンテンツの差し止めを例示すると、裁判所は著作権証明書を所有権の証明として認めておらず、裁判所レベルでは機能しない。

著作権法上では、著作物の著作権者の権利は以下のように単純に記述しているのみであることに留意が必要である。

第15条 第9条、第10条、及び第14条に従い、著作権者は以下の独占的権利を有する

- (1) 複製と改造
- (2) 大衆へのコミュニケーション
- (3) コンピューター・プログラム、視聴覚著作物、映画撮影著作物及び録音物の原本又は複製（コピー）の貸与
- (4) 著作権から生じる利益を他人に与えること
- (5) (1)、(2)、(3)に言及する独占権を、条件の有無に関わらず、他人にライセンス供与すること、ただし、そのような条件は競争を不当に制限するような方法で規定されないものとする。

第1段落の(5)に言及する条件が競争の不正な制限を構成するかどうかは、大臣規則によって定められた規則、方法及び条件に従って決定されることとする。

(1)-2. 法定賠償制度はあるか。法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無による法定損害賠償制度の利用の可否に影響はあるか

Q. 法定賠償制度の有無

A. なし

タイには、法定損害賠償制度は存在しない。損害額は、著作権侵害による実質損益から計算しなければならない。

(1)-3. 著作権のエンフォースメントを行うに際して、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度はあるか。著作権登録の有無によって当該制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

民事訴訟法（Civil Procedure Code）第 161 条によれば、費用に対する責任は、訴訟で敗訴した当事者が負担することとされている。裁判所は、この決定裁量権を有する。民事訴訟法第 149 条において、この費用には、弁護士費用が含まれることとされている。

第 161 条 訴訟の当事者の費用に対する最終責任は、訴訟で敗訴した当事者が負担することとされているが、裁判所は、当事者の全体的又は部分的な勝訴に関わらず、それぞれの当事者の主張の合理性及び誠意又は両当事者による訴訟態度に対し、費用は勝者が負担することとする、又は各当事者が自己の費用をそれぞれに又はかかった総額の一部を負担することとする件について、しかるべき配慮がなされるよう、その裁量のもとに決定する権限を有することとする。異議のない場合、費用は、提訴した当事者が負担することとする。

Q. 侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無によって当該制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

(1)-4. 著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となるか。

A. 対抗要件とならない

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

前述の通り、著作権の登録は、正当な所有権として認定するものではない。著作権証明書は、自身の所有権を申告するためのツールとして初期段階において使用することができるが、第三者は当該著作権者は作品の正当な著作権者ではないという証拠を提示できる場合、これに異議を申し立てることができる。

(1)-5. その他、登録することによって得られる効果について

A. なし

著作権の登録は権利発生要件ではなく、著作権は自動的に保護される。著作権の影響は、以下の法令に記載されている。

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

コンピューター犯罪法 B.E. 2550(2007) (Computer Crime Act B.E. 2550 (2007)) (「コンピューター犯罪法」)

第 20 条 以下のコンピューターデータの流通が存在する場合、所轄省庁は、大臣の承認のもと、そうしたコンピューターデータの流通を終了するか、コンピューターシステムからデータを削除する命令を管轄裁判所に証拠とともに提出することができる

(1) 本法に基づく犯罪を構成するコンピューターデータ

(2) 刑法第 2 部標題 1 又は標題 1/1 に記載されている、タイ王国の安全保障に影響を与える可能性のあるコンピューターデータ

(3) 知的財産に関する法又は別の法に基づき犯罪を構成するコンピューターデータ、そのようなコンピューターデータが人々の平和と秩序又は善良な道徳に反する特性を有する場合、当局が関係法に基づき又は審理官が民事訴訟法のもとに要求を行う。

(2) 運用上の登録の効果

(2)-1. 刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利

著作権の事前登録なしに申立てすることができる。ただし、著作権登録は、権利の推定が存在するため、行政執行又は差止命令を追求する上で有利になる。税関当局は、現在の慣行のもとで侵害された製品を押収するため、著作権証明書を要求した。

(2)-2. 税関登録等の際して、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要

著作権者は、現在慣行の税関措置において優位性を得るため、著作権証明書とともに請願書を税関当局に提出する必要がある。

(2)-3. 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用か。

前述の通り、著作権の登録は、正当な所有権として認定するものではない。もし当事者が著作権証明書の著作権者よりも権利証明において十分な証拠を提出できれば、裁判所は権利証明の十分な証拠を提出した側に有利な決定を下すことができる。

当事者による著作権登録の抹消は、裁判所の最終決定後に行うことができる。相手方は、

裁判所決定結果とともに抹消様式を知的財産局に提出することで抹消ができる。

(2)-4. 著作権登録は、行政訴訟、民事侵害訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるか。

著作権の登録は、正当な著作権として認定するものではないため、基礎的証拠にはならない。ただし、税関、警察官等、一部の行政当局では、著作権者の推定として認めている。

(2)-5. 権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されているか。

A. 活用されていない

著作権証明書は侵害の警告書と共に送る必要はない。

(2)-6. 他国での著作権登録が有用か。

A. ケースバイケースで有用な場合がある

著作権証明書は、著作権者であるという正当な権利を付与するものではないため、他国では役に立たないとする。ただし、証明書を精査する外国の各裁判所の裁量に依存し、所有権の推定を与える可能性がある。

(2)-7. その他、登録することによって得られる運用上の効果と考えられることがあるか。

行政当局と取引する場合には、著作権者の推定に使用されるため、実態として著作権証明書の存在は有用である。例)

- ・ 税関法に基づく国境措置
- ・ コンピューター犯罪法に基づくインターネット上のコンテンツ配信への差し止め命令

3. その他

(1) 登録手続きの概要

(1)-1. オンライン登録の可否について

A. 可能

オンライン登録が可能な著作物について

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(注：登録プロセスはオンラインで利用可能である。コンテンツを電子形式で提出できなかった場合、著作物のコンテンツを著作権局に後ほど郵送することができる。)

(1)-2. オフラインでの登録を受け付けている窓口の数について

(オフラインでの登録を受け付けている窓口の数)

77 箇所：ノンタブリー県に中央ユニットがあり、タイ各県に 76 の地方商業事務所がある。

(1)-3. 登録が完了した場合の公示方法について

(a)登録機関のホームページ上で公示

(URL : <http://cpronline.ipthailand.go.th/dipcpr/>)

(b)著作権登録原簿に掲載

登録原簿上では作品の公表は行われない。著作権作品の題名と著作権者名は、オンライン上、上記ウェブサイトで入手することができる。

(1)-4. 著作権登録手続きの所要期間について

(著作権登録手続きの標準所要期間)

3～4 か月

著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法はあるか。その場合、追加費用はいくらかかるか。

A. なし

(1)-5. 著作権登録手続きの手続き費用について

著作権登録制度の対象	課金の単位	単価又は税率	早期審査にかかる追加費用
1) 著作権者の登録			
(1)著作権者の登録	右記参照	著作権登録は無料	早期審査制度なし
2) 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）			
(1)著作権の移転の登録	右記参照	著作権登録は無料	早期審査制度なし
(2)著作権を目的とする質権の設定又は著作権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(3)著作権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(4)無名著作物又は変名著作物の作者の実名登録	右記参照	著作権登録は無料	早期審査制度なし
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—

(6)第一発行年月日又は第一公表年月日又は創作年月日の登録	制度なし	—	—
(7)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	右記参照	著作権登録は無料	早期審査制度なし
(8)登録の抹消	右記参照	著作権登録は無料	早期審査制度なし
3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(1)出版権の設定の登録	制度なし	—	—
(2)出版権の移転の登録	制度なし	—	—
(3)出版権を目的とする質権の設定又は出版権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし		
(4)出版権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(6)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	制度なし	—	—
(7)登録の抹消	制度なし	—	—
4) 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）			
(1)著作隣接権の移転の登録	制度なし	—	—
(2)著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権又は当該質権の処分の制限の登録	制度なし	—	—
(3)著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	制度なし	—	—
(4)信託の登録 (4-1)質権の信託の登	制度なし	—	—

録 (4-2)質権以外の権利 の信託の登録			
(5)抹消した登録の回復 の登録又は登録の更正 又は変更の登録	制度なし	—	—
(6)登録の抹消	制度なし	—	—

注) 著作権情報の登録申請の提出のための弁護士概算費用は、13,000 タイ・バーツ又は US\$400。

(1)-6. シリーズによる登録の可否について

- Q. 同名のタイトルであれば、1 作ずつでなくシリーズでの登録が可能か
A. 不可能

(1)-7. 著作物の形態別の登録方法について

- Q. インターネット上の著作物は CD 等の電子媒体での登録が可能か。
A. 可能

Q. CD 等の電子媒体での登録が可能な著作物について

A. (a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(注：文学、コンピューター・プログラム、演劇著作物、芸術著作物、絵画及び図画著作物、彫刻著作物、石版著作物、建築著作物、写真著作物、挿絵・地図・構造・スケッチ著作物又は地理・地形・科学に関する 3 次元著作物、応用芸術著作物、音楽著作物、録音著作物、視聴覚著作物、映画著作物、放送著作物及びその他の文学・科学・芸術分野における著作物。これら全著作物は電子形式での登録が可能。)

(2) 必要書類について

(2)-1. 著作権登録の申請フォーマットの有無について

(注：登録制度は存在しないが、当局の記録のために、申請書に以下の情報を記載しなければならない。著作者の筆名は明記することができるが本名と一緒に記載しなければならず、それゆえ筆名のみでの登録はできない。)

著作権登録の申請フォーマット	有無
(a) 著作権者の登録	○ (様式 Lor Khor 01)
(b) 実名の登録	なし
(c) 第一発行 (公表) 年月日等の登録	なし
(d) 創作年月日の登録	なし

(e) 著作権の譲渡の登録	○（様式 Lor Khor 02）
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○（様式 Lor Khor 02）
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○（変更には様式 Lor Khor 02、抹消には様式 Lor Khor 03）
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

(2)-2. 著作権登録の申請に当たって必要な書類について

登録の種類	申請に必要な書類
(a) 著作権者の登録	1) 様式 Lor Khor 01 2) 著作権作品 3) 委任がタイ国外でなされた場合、国内代理人を任命した公証化かつ合法化された委任状。
(b) 実名の登録	なし
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	なし
(d) 創作年月日の登録	なし
(e) 著作権の譲渡の登録	1) 様式 Lor Khor 02 2) 著作権証明書原本 3) 委任がタイ国外でなされた場合、国内代理人を任命した公証化かつ合法化された委任状。 4) 譲渡契約書の複写
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	1) 様式 Lor Khor 02 2) 著作権証明書原本 3) 委任がタイ国外でなされた場合、国内代理人を任命した公証化かつ合法化された委任状 4) 公証遺言書又は裁判所命令
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	1) 訂正には様式 Lor Khor 02、抹消には様式 Lor Khor 03

登録	2) 著作権証明書原本 3) 委任がタイ国外でなされた場合、国内代理人を任命した公証化かつ合法化された委任状 4) 訂正又は抹消に関する関連書類の複写（コピー） （注：著作権登録の抹消は、抹消理由を示す様式 Lor Khor 03 を提出することにより、著作権者自身の意志で行うことができる。著作物の訴訟に関連する訴訟当事者又は法務官、当該訴訟が仲裁人の最終又は評決に達したことを裁判所が確認する証明文書を除き、相手方が当該著作権登録の抹消要求を遂行することは認められない。）
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし

(2)-3. 著作権登録の申請に当たって複製物の提出の要否について

登録の種類	複製物の提出の必要性	具体的な提出方法
(a) 著作権者の登録	なし	—
(b) 実名の登録	なし	—
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	なし	—
(d) 創作年月日の登録	なし	—
(e) 著作権の譲渡の登録	なし	—
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	なし	—
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	制度なし	—
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	制度なし	—
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	なし	—
(l) その他（創作者等の登録）	制度なし	—

(2)-4. ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出の要否について

A. 必要 申請者は、ソースコードの最初の 5 ページと最後の 5 ページとともに、当該著作物の説明文を書面で提出しなければならない。なお、ソフトウェアに付属するディスク及びコンパ

クトディスクも提出することができる。

(2)-5. 譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要

本法第 17 条によると、著作権の譲渡は書面で行われなければならない、登録時には譲渡契約書を、タイ語翻訳と一緒に提出しなければならない。また、申請者は著作権作品を部分的に又は全体的に譲渡するかを指定しなければならない。また、譲渡期間を明記すべきことも推奨する。契約書において譲渡期間が示されていない場合、譲渡は 10 年間継続するものとみなされる。規則によると、変更申請書は譲渡日から 15 日以内に提出しなければならない。

Q. 著作隣接権の移転等の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要

著作隣接権の移転に関する登録制度は存在しないが、本法第 51 条は、譲渡を除く他の手段による権利の移転は、譲渡人と譲受人の署名とともに書面で行われなければならないと定めている（以下の第 51 条を参照）。

第 51 条 第 44 条及び第 45 条に基づく実演家の権利は、全体又は一部に関わらず譲渡可能であり、著作権保護の限られた期間又は全期間にわたって譲渡することができる。複数の実演家が関与している場合、各実演家は自身の持ち分に基づく権利を譲渡する権利を有する。

承継を除く手段による著作権の譲渡は、譲渡人及び譲受人の署名とともに書面で行わなければならない。譲渡契約書において期間が指定されていない場合、譲渡は 3 年間継続するものとみなされる。

(3) 権利者の著作権登録の活用状況について

(3)-1. 貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えられるか。

A. 活用されている

インターネット上の著作物の量及びタイにおけるインターネット環境を考慮すると、タイ国民の著作権保護についての理解が進んでいる。著作物のエンフォースメントは、音楽業界で積極的に使用されている。

(3)-2. 積極的に活用している権利者がいる場合、どのような権利者がどのような著作権をどのような目的で登録しているケースが多いか。

著作権証明書は著作権者の推定を与えるため、国境措置及びインターネット使用への差止命令を追求する場合において権利者に有利に働く。ただし、訴訟にまで至った場合に

は、著作権者は、当該著作物の正当な著作権者であることを裁判所に証明する必要がある。この時、裁判所は、著作権証明書を著作権者の正当な証拠として取り扱わない。

(4) 参考情報・関連情報等

(4)-1. 判例について

著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ事例について

前述の通り、裁判所は著作権証明書を著作権者の証拠として扱わない。したがって、著作権証明書の著作権者に有利な判例は存在しない。著作権者は、侵害者に対する侵害の根拠を制定するため、著作物の創作者であることの証拠を提供しなければならない。

(4)-2. その他、貴国の著作権等登録制度の著作権等のエンフォースメントへの活用について、権利者にアドバイスしている内容や事項等

法第 15 条によると、著作物が創作されると、以下の権利が発生する。

- (1) 複製又は改造
- (2) 公衆への通信
- (3) コンピュータプログラム、視聴覚作品、映画作品及び録音物の原本又は複製の許容
- (4) 著作権から生じる利益を他人に与えること
- (5) 当該条件が競争を不当に制限しない限り、前述(1)、(2)又は(3)に記載された権利のライセンス供与をすること。

上記の侵害が発生した場合、著作権者は、裁判所に民事及び刑事訴訟を提訴することができる。差止及び排除通知は、侵害訴訟開始のための要件ではないが、裁判前の通知により経済的解決につながる可能性があるため、一般的な慣行となっている。

刑事訴訟は、民事訴訟よりも費用負担が小さいため一般的である。これは、警察官に侵害の詳細を通知することで、簡単に実施できる。警察はさらに捜査し、証拠を収集した上で検察に送付する。侵害者に対して起訴するかどうかの決定は、検察官に委ねられる。

(4)-3. 出資比率で著作権の持ち分を決めている場合、著作権登録をすると、第三者に持分比率を公表されるケースの有無について

該当しない。著作権者が複数存在する場合には、全権利者を申請書に記載されなければならないが、持ち分比率は記載することはない。

(4)-4. 職務著作の著作権登録書に監督や脚本家など自然人の名前が記載されている場合、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースの有無について

該当する。著作権者であることを証明するため、雇用契約書を提出しなければならない。著作権者が会社である場合には、権限を有することを証明するため、会社の宣誓供述書を

添付する必要もある。

(4)-5. 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、権利者であることの証明方法について

著作権局は、申請者が当該著作物の正当な著作権者であることの証明義務を課さない。単に登録の目的のために情報収集している。

(4)-6. 著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合の取り消し手続きについて

ある。ただし、新規則下においては、裁判所の判決結果が必要になるため、提訴しない限り他者が登録の取り消しを遂行することはできない。

(4)-7. 著作権登録をした場合の著作者の本名や住所等の個人情報の公表について

公表される。申請書の記載事項であり、かつ公開情報となる。

(4)-8. 著作権登録制度を活用した事例や判例について

- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例
- 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立てできた事例
- 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例
- 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例

ベルヌ条約締約国の著作権登録証を用いて税関登録ができた事例が存在する。

(4)-9. (法律事務所として) 著作権者に対して、著作権等のエンフォースメントを行う際には、必ず著作権登録をするように勧めているかについて

勧めている。一般的に行政手続きにおいては権利の推定が働く。

(4)-10. 著作権登録を勧めない場合もあるとすると、どのような場合に著作権登録を勧めて、どのような場合に勧めていないかについて

著作権者の権利行使において有用であるため著作権の登録を推奨している。

(4)-11. 著作権が共有されている場合、うち1名のみの申請で著作権登録が可能かについて

著作権者が複数存在する場合には、全権利者を申請書に記載されなければならない。

(4)-12. 実態として、必要となる代理人費用（弁護士・弁理士等）について

1件の著作物の登録について、概算で13,000タイ・バーツ。

(4)-13. 著作権登録を推進していく施策について

存在する。出版物や発表を通じて推進している。

(4)-14. 冒認出願された場合に、権利の推定を覆すための証拠について

案件に依るが、海外で発行された著作権証明書の発行日がタイの著作権証明書の発行日より前であれば、証拠の1つとなる可能性がある。

(4)-15. 複製を提出できない著作物（建築の著作物）等の登録方法について

複製を提出できない著作物については、製品の一部について、彫刻、建築等の著作物の写真を提供することで提出することができる。

【参考】タイの著作権登録制度について

(a) 著作権者の登録

タイでは、著作権の登録は「著作権情報の通知及びアクセスに関する知的財産局公示」に基づいて行われる。登録は著作権者に権利を付与する性質のものではなく、単に公的記録のためかつビジネスの安全確保を目的としている。著作権はタイ著作権法(Thai Copyright Act)B.E. 2537(1994)（以下、「法」）に基づき自動的に保護され、法律上の著作権登録制度は存在しない。

(e) 著作権の譲渡の登録

著作権者は、全体又は一部、一定期間又は全期間の著作権を譲渡することができる（第 17 条）。承継を除く著作権の譲渡は、譲渡人及び譲受人の署名とともに書面で行われなければならない。譲渡契約書において期間が指定されていない場合、譲渡は 10 年間継続するものとみなされる。

「著作権情報の通知及びアクセスに関する知的財産局規則」に基づき、譲渡による所有権の移転情報を登録することができる。

(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）

相続による所有権変更情報の登録に関する特定の法的規定は存在しないが、現在の慣行に従って遺言又は裁判所命令の提出によって行うことができる。

(g) 著作権の信託の登録

著作権信託に関する特定の法規定は存在しない。

(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録

タイ知的財産局の新規則では、質権の設定登録が規定されていないため、申請者が金融機

関に対して誓約する場合、タイの著作権局へ通知の必要はない。誓約は各金融機関の方針に従って行うことができる。

(i) 出版権の設定等の登録

制度なし

(j) 著作隣接権の移転等の登録

実演家の著作隣接権は、部分的に又は全体的に、一定期間又は全期間において行うことができる（第 51 条）。譲渡は書面で行われなければならない。契約において特定期間が指定されていない場合、譲渡は 3 年間継続することとする。隣接権の移転に利用可能な登録システム又は記録手段は存在しない。

(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録

著作権の登録制度は存在しないが、登録は規則に従って行うことができる、抹消は、関連様式及び著作権証明書の提出によって行うことができる。抹消が第三者によって行われた場合、その当事者は、著作物の正当な著作権者であるという証拠を当局に提供しなければならない。登録済み著作物の著作権者は、この抹消への反対に 30 日間の猶予がある。

(l) その他（創作者等の登録）

制度なし

第8. ベトナム

1. 著作権登録制度の概要

1-1. 著作権登録制度の対象事項について

著作権登録制度の対象事項	対象
(a) 著作権者の登録	○
(b) 実名の登録	(a) 著作権者の登録の範囲内で登録される
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	○
(g) 著作権の信託の登録	×
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	○
(i) 出版権の設定等の登録	×
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他（著作者の登録）	○

1-2. 著作権登録制度の根拠規定について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	著作権の登録は、著作者、著作物及び著作権者に関する情報を記録するために、著作者又は著作権者が管轄の国家機関に申請書類一式を提出することと定義される（知的財産法典第 49 条 1 項）。この目的のため、著作者及び著作権者は、著作権登録申請書の提出を直接提出するか、他の組織又は個人に委任することができる（知的財産法典第 50 条 1 項）。（注：著作権を共有している場合でも、代表者 1 名又は 1 社へ委任の上、登録が可能。）
(b) 実名の登録	著作権者の本名は、上記(a)の範囲内で申告／登録される（知的財産法典第 50 条 2 項 a、省令（通達）第 08/2016/TT-BVHTTDL 号書式第 1 号）。また、登録の際に、申請者は自分の筆名も併記できる。（※登録時には、著作権者名の開示が必要となる場合がある。出願に際しては、仮名でも登録可能。）
(c) 第一発行（公表）年月日等	作品の公表日及びその他の関連する詳細は、上記(a)の範

の登録	囲内で申告／登録される（知的財産法典第 50 条 2 項 a、省令（通達）第 08/2016/TT-BVHTTDL 号書式第 1 号）。
(d) 創作年月日の登録	作品完成日は、上記(a)の範囲内で申告／登録される（省令（通達）第 08/2016/TT-BVHTTDL 号書式第 1 号）。
(e) 著作権の譲渡の登録	著作権の譲渡（例：著作権者の変更）は、著作権登録証明書の変更に帰する（政令第 22/2018/ND-CP 号第 35 条 4 項）。その場合、譲受人（例：著作権者）は、著作権の登録申請書を提出する必要がある（政令第 22/2018/ND-CP 号第 36 条 3 項）。
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	相続法に従って著作権を継承する組織又は個人は、作品に対する経済的権利と出版権を保持する（知的財産法典第 40 条）。その場合、これにより著作権者に変更されるため（したがって、著作権登録証明書に変更が生じるため）（政令第 22/2018/ND-CP 号第 35 条 4 項）、継承者は著作権又は関連権の登録申請書を提出する必要がある（政令第 22/2018/ND-CP 号第 36 条 3 項）。
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	担保権は、通常は抵当権の形で、著作権に添付することができる（民法第 115 条）。関係者は、安全な取引のための国家登録局（National Registration Agency for Secured Transactions）に担保権を登録することができるが、登録は任意で、担保権を完成させるためには必要ない。
(i) 出版権の設定等の登録	出版権に関する独立した登録制度は存在しない。
(j) 著作隣接権の移転等の登録	ベトナムの知的財産法典では、著作隣接権は「関連権」（related rights）と名付けられている。関連権は、上記(a)の著作権と同様の方法で登録することができる。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	登録の変更（著作者、著作権者、作品を含む）は、著作権登録証明書又は関連権登録証明書の修正の登録の対象となる（政令第 22/2018/ND-CP 号第 35 条 4 項、第 36 条 3 項）。
(l) その他（著作者の登録）	作品の著作者は、上記（a）の範囲内で申告／登録される（知的財産法典第 50 条 2 項 a、省令（通達）第 08/2016/TT-BVHTTDL 号書式第 1 号）。

1-3. 著作権登録の実施主体（申請できる者）について

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
-------	----------------------------

(a) 著作権者の登録	著作者又は著作権者は、ベトナム著作権局（文化スポーツ観光省〔Ministry of Culture, Sports and Tourism〕に所属）に登録する登録者（知的財産法典第 49 条 1 項）になる（政令第 22/2018/ND-CP 号第 35 条 1 項）。 ただし、登録者は、他の組織又は個人に代わって申請を提出することを許可する場合がある（知的財産法典第 50 条 1 項）。
(b) 実名の登録	上記（a）と同様
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	上記（a）と同様
(d) 創作年月日の登録	上記（a）と同様
(e) 著作権の譲渡の登録	上記（a）と同様
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	上記（a）と同様
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	質権者、質権設定者、又は資産管理機関は、安全な取引のための国家登録機関（National Registration Agency for Secured Transactions）（法務省に所属）に安全上の利益を登録できる（政令第 102/2017/ND-CP 号第 8 条 1 項）。
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	上記（a）と同様
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	上記（a）と同様
(l) その他（著作者の登録）	上記（a）と同様

1-4. 登録対象著作物について

登録対象となる著作物	登録の可否
(a) 言語著作物	○
(b) 音楽著作物	○
(c) 演劇著作物	○
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	○
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	○
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	○
(g) 録音物	○
(h) 建築著作物	○
(i) プログラムの著作物	○

1-4-1) 登録対象著作物の根拠規定について

著作物の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	著作物の種類により登録できる内容が異なるか
(a) 言語著作物	ベトナムには統一された著作権登録システムがあり、登録可能な作品のすべての形式は同一の申請及び登録プロセスの対象となる（知的財産法典第 49 条 1 項、第 50 条）。保護が求められる特定の作品は、申請時に指定される。	いいえ
(b) 音楽著作物	(a)を参照。ベトナムは、統一された著作権登録システムを適用する。	いいえ
(c) 演劇著作物	(a)を参照。ベトナムは、統一された著作権登録システムを適用する。	いいえ
(d) 無言劇及び舞踊の著作物	(a)を参照。ベトナムは、統一された著作権登録システムを適用する。	いいえ
(e) 絵画、図形及び彫刻の著作物	(a)を参照。ベトナムは、統一された著作権登録システムを適用する。	いいえ
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物	(a)を参照。ベトナムは、統一された著作権登録システムを適用する。	いいえ
(g) 録音物	(a)を参照。ベトナムは、統一された著作権登録システムを適用する。	いいえ
(h) 建築著作物	(a)を参照。ベトナムは、統一された著作権登録システムを適用する。	いいえ
(i) プログラムの著作物	(a)を参照。ベトナムは、統一された著作権登録システムを適用する。	いいえ

1-5-0) 著作権等の登録機関について

名称	ベトナム著作権局（Copyright Office of Vietnam）
URL	http://www.cov.gov.vn/
登録対象著作物	著作権及び関連権の全ての形式

1-5. 著作権等の登録件数について

種類		累計件数	2018 年合計件数
著作権		未公表	未公表
著作隣接権		未公表	未公表
出版権		未公表	未公表
	日本企業の登録件数		
	著作権	未公表	未公表
	著作隣接権	未公表	未公表
	出版権	未公表	未公表

2. 著作権登録の効果

(1) 法令上の登録の効果

(1)-1. 著作権登録をすることによる、法令上の権利推定等（行政上及び司法上）の効果

登録の種類	権利の推定（行政上及び司法上）	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	何が推定されるのか等、その法的効果の内容
(a) 著作権者の登録	あり	著作権の登録証明書を付与された組織及び個人は、それに反対する証拠が提出されない限り、紛争の場合にそうした著作権を証明する負担を負う必要はない（知的財産法典第49条3項）。 （注：法は、どのタイプの証拠がこの推定を覆すかを指定していない（以下の質問（15）で引用されている判例を参照）。ただし、実際には、裁判所は以下に掲げるものをこの推定を裏付ける証拠と判断する場合がある。 ・他の第三者が保有する著作権証明書 ・作品が他の者によって作成されたことを証明する資料	紛争中、それに反対する証拠が他の当事者によって提出されない限り、所有権は推定される。

		・作品の違法/不適切な所有又は登録を証明する証拠	
(b) 実名の登録	あり	上述(a)に同じ	上述(a)に同じ
(c) 第一発行 (公表)年月日 等の登録	あり	上述(a)に同じ	上述(a)に同じ
(d) 創作年月日 の登録	あり	上述(a)に同じ	上述(a)に同じ
(e) 著作権の譲 渡の登録	あり	上述(a)に同じ	上述(a)に同じ
(f) 著作権の移 転の登録(相続 その他の一般承 継)	あり	上述(a)に同じ	上述(a)に同じ
(g) 著作権の信 託の登録	制度なし	—	—
(h) 著作権を目 的とした質権設 定等の登録	なし	—	—
(i) 出版権の設 定等の登録	制度なし	—	—
(j) 著作隣接権 の移転等の登録	あり	上述(a)に同じ	上述(a)に同じ
(k) 登録の変 更、更正、抹消 等の登録	あり	上述(a)に同じ	上述(a)に同じ
(l) その他(著作 者の登録)	あり	上述(a)に同じ	上述(a)に同じ

(1)-2. 法定賠償制度はあるか。法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無による法定損害賠償制度の利用の可否に影響はあるか

Q. 法定賠償制度の有無

A. あり

損失は、被害者の物質的及び精神的損害に基づいており、通常、被害者による実証の対象となるが、裁判所の損害の計算は特定の規則の対象となる。

(a)被害者が重大な損害額(例:利益の損失など)を決定できない場合、裁判所は 500,000,000 ベトナムドンを超えない額を設定する(知的財産法典第 205 条 1 項 (c) 修正)。上記第

205 条記載の方法で損害額を決定できる場合には、損害額が 5 億ベトナムドンを超えることに問題はない。

(b)被害者が精神的損害は違反によるものであると立証できる場合、被害者は裁判所に対し、5,000,000 ドンから 50,000,000 ドンまでの間の損害賠償額を決定するよう要請することができる（知的財産法典第 205 条 2 項）。

Q. 法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

(1)-3. 著作権のエンフォースメントを行うに際して、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度はあるか。著作権登録の有無によって当該制度の利用の可否に影響はあるか。

Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無

A. あり

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

他の救済策（例：補償など）に加えて、著作権又は関連権を侵害された著作権者は、侵害された著作権者が弁護士を雇うための合理的な料金を支払うよう侵害者に命令するよう、裁判所に要請することができる（知的財産法典第 205 条 3 項）。この規定の文脈において、何をもって「合理的」とみなすかに関する法的閾値は存在しない。

Q. 侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無によって当該制度の利用可否に影響はあるか。

A. なし

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権の登録は、保護された著作権の証明を確立する際の申立人の証拠的立場に影響を与えるが、それ自体は法的費用の授与の程度には影響しない。

(1)-4. 著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となるか。

A. 対抗要件とならない

譲渡登録したとしても、当該登録後に旧著作権者から譲渡を受けた第三者に対して、自分の譲渡の方が有効であるとは言えない。しかし、この場合、申請者は著作権保護のために登録し、譲渡契約を提出することでそのような権利の保有権を確立するだけである。

【法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容】

著作権の登録証明書を付与された組織及び個人は、それに反対する証拠が提出されない限り、紛争の場合にそうした著作権を証明する負担を負う必要はない（知的財産法典第 49

条3項)。したがって、相手方が反論する証拠を提出できる場合、例えば、著作権登録証明書の発行より前に相手方が作品を作成したことを証明する強力な証拠を有している場合、登録は必ずしも完全な保護とはならない。

(1)-5. その他、登録することによって得られる効果について

A. あり

著作権証明書は、著作権所有権の一見明白な証拠であるため、著作権の保証が必要な場合には有益な場合がある。例えば、出版法の目的のために、出版物の印刷を要求する組織／個人（著作権を保証する義務がある）は、そのパートナーへの証拠として著作権証明書を持つことで利益を得る可能性がある。別の例として、映画撮影法の目的のために、そうした証明書は撮影作品の普及にも役立つ場合がある。

（２）運用上の登録の効果

(2)-1. 刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利

著作権の紛争の法的手続きの機関にとっては、著作権登録は必須ではないが（共同省令（通達）第 02/2008/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BVHTT&DL-BKH&CN-BTP 号）、そうすることで、紛争が起こった場合に、保護を確立する際の申請者の証明の負担がなくなる（知的財産法典第 49 条 3 項）。したがって、登録は、通常、申請者によるその著作権保護の実証を要求する刑事、行政、又はその他の法的手続きにおける合法的な権利と利益を確立する際に、申請者を支援する。それ以外の場合、ベトナムでは、実際には著作権者／著作者がその作品の作成プロセスにおける強力な証拠を有していない限り、登録なしに著作権保護の存在の確立は困難な場合があることに留意。

(2)-2. 税関登録等に際して、著作権登録が事実上必要か。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になるか。

A. 必要ではないが、あると有利

税関関係書類一式には著作権登録証明書は必須ではないが（税法第 24 条）、そうした関係書類一式には一般に「すべての関連文書」が含まれる場合がある。したがって、実際には、著作権登録証明書の提出は、税関手続きの促進を潜在的に支援する可能性がある。

(2)-3. 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用か。

A. ケースバイケースで有用な場合がある

事前の著作権の存在が商標登録を妨げるという特定規則は存在しない。ただし、本法典は一般に、他の組織又は個人の事前に確立された知的財産権と矛盾する場合、工業所有権（商

標を含む) を無効にするか使用禁止する場合があることが規定されている (政令第 103/2006/ND-CP 号第 17 条 1 項)。さらに、国家知的財産局 (National Office of Intellectual Property) は、ある商標が著作権で保護されている周知の商標と紛らわしいほど類似している場合、その商標の登録を拒否する場合がある (省令 (通達) 第 07/VBHN-BKHCH 号第 39 条)。

(2)-4. 著作権登録は、行政訴訟、民事侵害訴訟における著作権保有の初歩的な証明になるか。

A. 初歩的な証明になる

著作権に関する訴訟では、関連当事者は、以下の証拠のいずれかを提出することにより、彼らが財産権保有者であることを証明する (知的財産法典第 203 条 2 項)。

- (i) 著作権登録証明書の複写、又は「著作権と関連権国家登録簿」の抜粋、又は
- (ii) そうした証明書がない場合、著作権の存在を証明するための関連する証拠

(2)-5. 権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されているか。

A. ケースバイケースで活用されている

該当する場合には、著作権の侵害に対する警告状送付業務において、著作権登録の証拠を引用するか同封するのが一般的である。

(2)-6. 他国での著作権登録が有用か。

A. ケースバイケースで有用な場合がある

ベトナムは、ベルヌ条約を含む、著作権保護を管理する様々な多国間及び二国間条約の加盟国である。ベトナムにおける著作権登録は、必須ではないものの、他の司法管轄区における著作権保護の存在を確立又は実証するのに役立つ可能性がある。

3. その他

(1) 登録手続きの概要

(1)-1. オンライン登録の可否について

A. 不可能

今のところオンライン登録システムは未開発である。

(1)-2. オフラインでの登録を受け付けている窓口の数について

(オフラインでの登録を受け付けている窓口の数)

3 箇所 (ベトナム著作権局は 3 箇所存在する。ハノイ (本部)、ホーチミン・シティ (駐在事務所)、及びダナン (駐在事務所) (政令第 22/2018/ND-CP 号第 34 条 1 項))

(1)-3. 登録が完了した場合の公示方法について

(a) 登録機関のホームページ上で公示

(URL : <http://www.cov.gov.vn/search-on-registered-works>)

(b)著作権登録原簿に掲載

登録済み著作権証明書及び登録済み関連権証明書は、「著作権及び関連権国家登録簿」に公式に記録され、官報に掲載される（知的財産法典第 54 条）。

(1)-4. 著作権登録手続きの所要期間について

（著作権登録手続きの標準所要期間）

15 営業日

- ・ 15 営業日は、著作権登録証明書が発行される法定タイムラインであり、有効な申請書がベトナム著作権局で受領された日から数えられる（知的財産法典第 52 条）。登録変更の申請については、法定タイムラインは 12 営業日である（政令第 22/2018/ND-CP 号第 37 条 3 項）。この法定タイムラインに関わらず、実際には、手続きは様々な要因により延長される場合がある（例：申請書の完備性やベトナム著作権局の内部手続き／作業負荷など）。

著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法はあるか。その場合、追加費用はいくらかかるか。

A. なし

(1)-5. 著作権登録手続きの手続き費用について

著作権登録制度の対象事項	課金の単位	単価又は税率	早期審査にかかる追加費用
1) 著作権者の登録			
(1)著作権者の登録 （※著作権登録料は、登録する作品の種類によって異なる。）	著作権の件数	1 件につき 100,000～600,000 ドンの間 ⁴⁷	制度なし
2) 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）			
(1)著作権の移転の登録	著作権の件数	1 件につき 100,000～600,000 ドンの間（著作権の移転は新たな登録を要するため、1）と	制度なし

⁴⁷ 文学作品、科学作品、教科書／その他の文章又は文字で表現されている作品；講義、スピーチ、その他の講演；ジャーナリズム作品；音楽作品；写真作品は、100,000 ベトナムドン。建築作品；企画、図、地図、地形関連の図面及び科学的作品は、300,000 ベトナムドン。造形芸術作品及び応用芸術作品は、400,000 ベトナムドン。映画作品；テープに録画された演劇作品は、500,000 ドン。コンピュータープログラム、データ収集プログラム、又はコンピューター上で実行されるその他のプログラムは、600,000 ベトナムドン。（省令（通達）第 211/2016/TT-BTC 号。） [<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn116en.pdf>]

		同額が必要となる)。	
(2)著作権を目的とする 質権の設定又は著作権 又は当該質権の処分の 制限の登録	登録数	1 件につき 80,000 ドン（省令 （通達）第 202/2016/TT-BTC 号第 4 条 1 項（a））	制度なし
(3)著作権を目的とする 質権の移転の登録	登録数	1 件につき 60,000 ドン（省令 （通達）第 202/2016/TT-BTC 号第 4 条 1 項（a））。移転には 登録への変更申請を伴う。	制度なし
(4)無名著作物又は変名 著作物の著作者の実名 登録	著作物の数	1 件につき 100,000～600,000 ドンの間（上記 1）を参照	制度なし
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の 信託の登録	制度なし	—	—
(6)第一発行年月日又は 第一公表年月日又は創 作年月日の登録	著作権の件数	1 件につき 100,000～600,000 ドンの間（上記 1）を参照	制度なし
(7)抹消した登録の回復 の登録又は登録の更正 又は変更の登録	著作権の件数	1 件につき 100,000～600,000 ドンの間。著作権証明書の再 発行（例：紛失や破損など）、 料金は上記の半額。	制度なし
(8)登録の抹消	不明	著作権の保護に係る許可が違 法になされたことを発見した 組織又は個人は、ベトナム著 作権局に著作権登録証明書の 取消し／無効を要求すること ができる（知的財産法典第 55 条 3 項）。 なお、要求する場合には、次 の(i)又は(ii)のいずれかを提出 することが必要（政令第 22/2018/ND-CP 号第 39 条 2 項）。 (i)有効な裁判所の判決又は著 作権登録証明書を無効にする	制度なし

		権限のある当局の決定 (ii)申請者の著作権登録証明書	
3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(1)出版権の設定の登録	制度なし	—	—
(2)出版権の移転の登録	制度なし	—	—
(3)出版権を目的とする質権の設定又は出版権又は当該質権の処分の制限の登録	—	1 件につき 80,000 ドン（省令（通達）第 202/2016/TT-BTC 号第 4 条 1 項(a)）	制度なし
(4)出版権を目的とする質権の移転の登録	—	1 件につき 60,000 ドン（省令（通達）第 202/2016/TT-BTC 号第 4 条 1 項(b)）。移転には登録への変更申請を伴う。	制度なし
(5)信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託の登録	制度なし	—	—
(6)抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	制度なし	—	—
(7)登録の抹消	制度なし	—	—
4) 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）			
(1)著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の件数	1 件につき 200,000～500,000 ドンの間 ⁴⁸	制度なし
(2)著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権又は当該質権の処分の制限の登録	登録数	1 件につき 80,000 ドン（省令（通達）第 202/2016/TT-BTC 号第 4 条 1 項(a)）	制度なし
(3)著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	登録数	1 件につき 60,000 ドン（省令（通達）第 202/2016/TT-BTC 号第 4 条 1 項(b)）。移転には登録への変更申請を伴う。	制度なし
(4)信託の登録 (4-1)質権の信託の登録	制度なし	—	—

⁴⁸ 聴覚著作物は 200,000 ベトナムドン。視覚著作物は 300,000 ベトナムドン。放送番組は 500,000 ベトナムドン（省令（通達）第 211/2016/TT-BTC 号）。

(4-2)質権以外の権利の 信託の登録			
(5)抹消した登録の回復 の登録又は登録の更正 又は変更の登録	著作隣接権の件 数	1 件につき 200,000～500,000 ドンの間。著作権証明書の再 発行（例：紛失や破損な ど）、料金は上記の半額。	制度なし
(6)登録の抹消	不明	不明	不明

注) 弁護士費用のおおよその額は、案件に関与する弁護士による。また、保護されている著作物の性質や複雑さによって変わる。しかし、予測される大まかな金額としては、通常は登録ごとに 500～1000 米ドルの範囲になると思われる。

(1)-6. シリーズによる登録の可否について

Q. 同名のタイトルであれば、1 作ずつでなくシリーズでの登録が可能か

A. 不明

ベトナムの法令は、1 作ずつではなくシリーズごとに登録が可能かどうかについて言及していない。このような登録の許可はケースバイケースであり、ベトナム著作権局の精査の対象となる。

Q. シリーズによる登録が可能な著作物について

A. (a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

（これらの作品はすべて登録可能（質問 1-4 を参照）。ただし、法律で定められていないため、登録を一連のものとして行うことができるか、個別に行うことができるかはベトナム著作権局の判断による。）

Q. シリーズによる登録が可能な場合、追加費用の有無について

A. 不明

(1)-7. 著作物の形態別の登録方法について

Q. インターネット上の著作物は CD 等の電子媒体での登録が可能か。

A. 可能

Q. CD 等の電子媒体での登録が可能な著作物について

A. (a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(申請書／申告書は全て記入し A4 用紙に印刷する必要がある(省令(通達)第 08/2016/TT-BVHTTDL 号第 3 条 2 項)。知的財産法典は申請者に提出義務がある登録作品の複写の形式を特定していない。本法典は、そうした登録作品の複写を紙に印刷することを義務付けていない。したがって、ベトナム著作権局は、電子メディアによって提出された複写を受け入れることができる可能性がある。しかし、実際は申請書のハードコピーも提出する必要があるため、通常ベトナム著作権局は書類の提出を要求する。)

(2) 必要書類について

(2)-1. 著作権登録の申請フォーマットの有無について

著作権登録の申請フォーマット	有無
(a) 著作権者の登録	○
(b) 実名の登録	○
(c) 第一発行(公表)年月日等の登録	○
(d) 創作年月日の登録	○
(e) 著作権の譲渡の登録	○
(f) 著作権の移転の登録(相続その他の一般承継)	○
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	○
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	○
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	○
(l) その他(創作者等の登録)	○

(2)-2. 著作権登録の申請に当たって必要な書類について

登録の種類	申請に必要な書類
(a) 著作権者の登録	申請書類一式は、以下のもので構成される(知的財産法典第 50 条、政令第 22/2018/ND-CP 号第 36 条 1 項)。 (a)法令で規定された申請書(申告書) (b)登録申請の対象となる作品の複写 2 点 (c)申請者が委任された人物である場合、委任状 (d)申請者が相続、承継又は譲渡により権利を取得した場合、その権利を証明する文書 (e)共同著作物については、共有者の書面による同意 (f)共同所有下にある作品については、共有者の書面による同意
(b) 実名の登録	上記(a)による。申請書にはそれら詳細が含まれる。
(c) 第一発行(公表)年月日等の	上記(a)による。申請書にはそれら詳細が含まれる。

登録	
(d) 創作年月日の登録	上記(a)による。申請書にはそれら詳細が含まれる。
(e) 著作権の譲渡の登録	申請書類一式は、以下のもので構成される（政令第22/2018/ND-CP 号第 36 条 3 項）。 (a)法令で規定された申請書（申告書） (b)登録申請の対象となる作品の複写 2 点 (c)変更の証拠（例：著作権の譲渡の移転）
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	上記(a)による。
(g) 著作権の信託の登録	制度なし
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	申請書類一式は、以下のもので構成される（政令第102/2017/ND-CP 号第 50 条 1 項）。 (a)法令で規定された申請書（申告書） (b)抵当契約書 (c)申請者が委任された人物である場合、委任状
(i) 出版権の設定等の登録	制度なし
(j) 著作隣接権の移転等の登録	上記(a)による。
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	上記(a)による。
(l) その他（創作者等の登録）	上記(a)による。

注) 申請者は作品のコピーを提出する必要がある。作品が既存の登録作品やその他のコンテンツとある程度類似している場合、申請者は著作者であることを証明するために更なる証拠を提出する必要がある。

(2)-3. 著作権登録の申請に当たって複製物の提出の要否について

登録の種類	複製物の提出の必要性	具体的な提出方法
(a) 著作権者の登録	なし	—
(b) 実名の登録	なし	—
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	なし	—
(d) 創作年月日の登録	なし	—
(e) 著作権の譲渡の登録	なし	—
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	なし	—
(g) 著作権の信託の登録	制度なし	—
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	なし	—

(i) 出版権の設定等の登録	制度なし	—
(j) 著作隣接権の移転等の登録	なし	—
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	なし	—
(l) その他（創作者等の登録）	なし	—

(2)-4. ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出の要否について

A. 必要 →具体的な提出方法（実際には、申請者は、登録するソフトウェアコンテンツの記録ディスクを提出し、関連するコードを含める必要がある。外部ディスクケースには、ソフトウェアのタイトル、著作権者の名前、会社の印章を記載しなければならない。）
法律は、ソースコードの著作権登録のために提出する必要がある文書を詳述していない。しかし、実際には、申請者は通常、プログラミング言語とコード全体を含む CD を提出する。同じものを含む本も必要になる可能性がある。ソースコードは公開されない。ベトナム著作権局の著作権検索機能は、登録番号、作品の説明、著作者、登録日のみを指定する。）

(2)-5. 譲渡契約書の提出の要否について

Q. 著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要 →具体的な提出方法（著作権又は関連権の譲渡の証拠は、作品に対する申請者の所有権の証明として提出する必要がある。）

Q. 著作隣接権の移転等の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

A. 必要 →具体的な提出方法（著作隣接権の譲渡の証拠は、作品に対する申請者の所有権の証明として提出する必要がある。）

(3) 権利者の著作権登録の活用状況について

(3)-1. 貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えられるか。

A. 活用されている

(3)-2. 積極的に活用している権利者がいる場合、どのような権利者がどのような著作権をどのような目的で登録しているケースが多いか。

実際には、ベトナムの著作権登録システムは、主として芸術作品（例：音楽や映画など）のアーティスト、又はロゴ／マークの芸術的要素のために（すなわち、商標権及び著作権の両方の保護登録を求める）、組織によって利用されている。

(4) 参考情報・関連情報等

(4)-1. 判例について

著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ事例について

ベトナムには、著作権に関する判例や裁判にアクセスできるシステムが存在しない。問題の非公式な概要を提供する著名な著作権問題に関する多くのプレス記事は存在するものの、裁判所の決定／判決自体は入手できない。

(4)-2. その他、貴国の著作権等登録制度の著作権等のエンフォースメントへの活用について、権利者にアドバイスしている内容や事項等

著作権の登録は任意であるが、実際にはベトナムでは、紛争が発生した場合、著作権の存在の証明は登録なしでは困難な場合がある。（注：実態として、著作権登録がないと、著作権のエンフォースメントの際に、行政機関等はなかなか対応してくれない。実際には、行政手続きには時間がかかる場合がある。（例：裁判所が文化スポーツ観光省（又はそのサブ部門又は部局）に著作権の所有権の確認を要求する場合。）

通常、裁判所や国家当局は、こうした権利を確立する高水準の証明を要求することができ、これは、著作権登録又は作品の実際の存在時間や著作権の作成によって回避できる方法である。したがって、これに伴う管理コストが比較的低いことを踏まえ、我々は一般的に、著作者又は著作権者に著作物の登録を推奨している。

(4)-3. 出資比率で著作権の持ち分を決めている場合、著作権登録をすると、第三者に持分比率を公表されるケースの有無について

著作権の共有がある場合、特定の所有比率は、ベトナム著作権局のポータル上の公開情報ではない。ただし、「出資比率」の登録は、法律上特に認められていない。

(4)-4. 職務著作の著作権登録書に監督や脚本家など自然人の名前が記載されている場合、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースの有無について

証明書を求められるケースがある。著作権の登録時に、申請者は当該著作物に関して著作権を有する証拠として著作権の譲渡に関する証拠を提出する必要がある（政令22/2018/ND-CP, 36条3項）。したがって、職務著作物の場合、申請者は自然人と締結した契約を提出する必要がある（知的財産法第39条2項）。

(4)-5. 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、権利者であることの証明方法について

まだ登録されていない著作権については、申請者は著作物の原本又はコピーを、そのような著作物の作成、公表、又は宣伝を証明する文書（及びその他の付随文書及び証拠）とと

もに提出することにより著作権を確立する (政令105/2006/ND-CP, 第24条3項)。

(4)-6. 著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合の取り消し手続きについて

(不正出願に関する質問2-5に対する回答を参照)

この場合、申請者は、ベトナムの著作権局に (i) 第三者の著作権を無効にする裁判所又は管轄当局の有効な決定、又は (ii) 申請者の著作権登録証明書、のいずれかを提出することにより、違法な登録証明書の取消しを申請できる (知的財産法第55条3項、政令22/2018/ND-CP, 39条2項)。

法律により、ベトナム著作権局は上記の文書を受け取ってから15日以内に取消しの決定を行う。

(4)-7. 著作権登録をした場合の著作者の本名や住所等の個人情報の公表について

著作者の本名や住所などの個人情報 (申請書で指定される情報を含む) については、登録時に開示する必要がある。

(4)-8. 著作権登録制度を活用した事例や判例について

- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例
- 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立できた事例
- 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例
- 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例

ベトナムでは、知的財産事件/判例について広範囲又は容易に検索できるようなデータベースがない。以下に把握している事例を示す。

- 著作権の執行に関連する裁判で、著作権登録の存在に基づいて権利者に有利な判決が下された事例、又は著作権登録の存在が裁判所の判決に影響を与えた事例

著作権者の権利を支持する形で証明書が適切な形式で提出された場合における著作権の執行に関する判断を特定することはできない。ただし、以下、2019年に、著作権保護 (及び登録証明書の無効) に関する著作権訴訟が公開されている⁴⁹。

2019年9月3日付の判決 第774号 /2019 / DSPTが公開されている (ベトナム語のみ)。

この事例では、原告 (A 氏) はベトナムで人気のコミックシリーズの作家及び著作者であり、その間に特定の認知された漫画本のキャラクターを作成した。2001年から2006年までの期間に、A氏とB社は協力して、同シリーズの78のエピソードを公開した。しかし、同社は他のシリーズやゲームにおいてもキャラクターを使用していた。A氏は、これらの

⁴⁹ <https://vietnamnet.vn/en/entertainment-sports/court-of-appeals-announces-painter-le-linh-possesses-rights-to-comic-characters-564984.html>

キャラクターの不正使用によりB社（及びそのディレクターであるC氏）を提訴した。これに対して、被告であるB社とC氏は、自分たちはキャラクターの共同著作者であり、共著については著作権登録証明書で認められていると主張した。

事件の争点は、A氏が登録証明書で認められているB社の著作権所有に反論できるかどうかであった。結論として、控訴裁判所は、A氏に有利な判決を下した。彼は、他の形式で作品を表現することにより、彼が漫画本のキャラクターの唯一の著作者であることを証明することができた。特に、A氏は、著作権を登録する以前に他の作品でキャラクターを考案し、使用したことを示していた。他方、B社は、自らが作品に芸術的な貢献をしたこと、又は同社が同作品を創作するためにA氏を雇ったこと（本件著作物が職務著作にあたること）を証明できなかった。

- 刑事告発又は行政規制の申請が著作権登録なしで提出された事例

そのような事例は特定できない。

- 税関登録が、著作権登録以外の著作権に関する証拠によって完了する事例

そのような事例は特定できない。

- 異議申し立て又は第三者による商標の適用に対する審理を要求する際に、著作権登録が従前の権利を証明するのに有用であった判例

そのような判例は特定できない。

(4)-9. （法律事務所として）著作権者に対して、著作権等のエンフォースメントを行う際には、必ず著作権登録をするように勧めているかについて

勧めている。これは、紛争又は執行する必要が生じた場合に保護を確立する際の著作権者の立証責任を転換するためである。登録がなければ、これを確立するための手順は時間がかかり、関連当局（例としてスポーツ文化観光省）の評価にも左右される。

(4)-10. 著作権登録を勧めない場合もあるとすると、どのような場合に著作権登録を勧めて、どのような場合に勧めていないかについて

著作権登録がお勧めできない場合はない。著作権登録を勧める。

(4)-11. 著作権が共有されている場合、うち1名のみの申請で著作権登録が可能かについて

可能である。ただし、共同所有の作品については、著作権登録の申請の一環として、共同著作者の書面による同意を提出する必要がある（知的財産法第50条2項）。この場合どのように登録されるかを理解するために、著作権登録の申請書を参照することもできる。

(4)-12. 実態として、必要となる代理人費用（弁護士・弁理士等）について

弁護士費用のおおよその額は、案件に関与する弁護士による。また、保護されている著作物の性質や複雑さによって変わる。しかし、予測される大まかな数字としては、通常は登録ごとに500～1000米ドルの範囲になると思われる。

(4)-13. 著作権登録を推進していく施策について

著作権登録を促進するための具体的な措置については承知していない。もっとも、2012年に首相は公式の決定/指令（決定649/QD-TTg）を出して、2015年までのベトナムにおける著作権法の管理と施行を強化するプロジェクトを承認した。この計画では、ワークショップを行う団体、トレーニングコース、出版物、及びコミュニケーションプログラムの開発を通じて、法律に基づく著作権保護に関する認識を促進することが予定されていた。しかし、今期の計画について我々は承知していない。

(4)-14. 冒認出願された場合に、権利の推定を覆すための証拠について

申請者が（違法な）著作権登録証明書の取消しを求めるには、(i)第三者の著作権を無効にする裁判所又は管轄当局の有効な決定、又は(ii)申請者の著作権登録証明書、のいずれかを提出する必要がある（知的財産法第55条3項、政令 22/2018/ND-CP,39条2項）。

(4)-15. 複製を提出できない著作物（建築の著作物）等の登録方法について

大きな作品や特定の特徴（絵画、彫像、記念碑など）を有する作品の場合、応募者は作品の3次元写真を提出できる（政令 22/2018/ND-CP,38条2項）。

【参考】ベトナムの著作権登録制度

ベトナムの法律は、以下の作品が著作権によって保護されることを規定している（上記のカテゴリーが含まれる）。

知的財産法典第14条1項

- (i) 文学作品、科学作品、教科書、教育課程、及びその他の文字で書かれた作品
- (ii) 講演、演説、その他のスピーチ
- (iii) プレス作品
- (iv) 音楽作品
- (v) 舞台作品
- (vi) 映画撮影作品及び映画撮影に類似したプロセスによって作成された作品（以下、すべて「映画撮影作品」と呼ぶ）
- (vii) プラスチックアート作品及び応用アート作品
- (viii) 写真作品
- (ix) 建築作品
- (x) 地形又は科学的作品に関連するスケッチ、計画、地図、図面

(xi) 民間伝承及び民芸品

(xii) コンピュータープログラム及びデータ収集

注) ベトナム法における著作権によって保護されうる著作物の分類についてリスト化した。このリストによると、(1)衣服のデザイン、(2)鞆のデザイン、(3)空間をデザインしたもの（室内を装飾し展示作品としたもの）については、(vii)(絵画、製図、彫刻に関する著作物) の範囲内で保護されうると考えている。これらは、リストの (e) に対応していると考えている。さらに明確にするために、「応用美術作品」については、法においては次のように定義されている。「「応用美術作品」とは、線、色、形、レイアウトによって構成される作品であり、グラフィックデザイン（ロゴや識別装置あるいは包装用のラベルという形式のもの）や、ファッションデザインや製品デザイン、インテリアデザインや装飾のような、手作業又は機械で作られた有用な物に関連して有用な機能を有する作品を言う」（政令第 22/2018/ND-CP 号 第 13 条 2 項）。いずれにせよ、申請者は、そのような作品の登録に際しては最終的にベトナム著作権局の評価と決定によって左右されることを認識しておく必要がある。

IV. 参考資料

著作権登録制度にかかるアンケート調査票

回答対象の国・地域をご記入ください。

--

1. 著作権登録制度の概要について

1-1) 著作権登録制度の対象事項について教えてください。（該当するものにチェック）

(a) 著作権者の登録
(b) 実名の登録
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録
(d) 創作年月日の登録
(e) 著作権の譲渡の登録
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）
(g) 著作権の信託の登録
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録
(i) 出版権の設定等の登録
(j) 著作隣接権の移転等の登録
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録
(l) その他（創作者等の登録）

1-2) 著作権登録制度の根拠規定について教えてください。

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	
(b) 実名の登録	
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	
(g) 著作権の信託の登録	
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	
(i) 出版権の設定等の登録	
(j) 著作隣接権の移転等の登録	
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	
(l) その他（創作者等の登録）	

1-3) 著作権登録の実施主体（申請できる者）について記入してください。

登録の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容
(a) 著作権者の登録	
(b) 実名の登録	
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	
(g) 著作権の信託の登録	
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	
(i) 出版権の設定等の登録	
(j) 著作隣接権の移転等の登録	
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	
(l) その他（創作者等の登録）	

1-4) 登録対象著作物について教えてください。

登録対象となる著作物
(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

1-4-1) 登録対象著作物の根拠規定について教えてください。著作物の種類により登録できる内容が異なる場合は、その内容についても記載ください。

著作物の種類	法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容	著作物の種類により登録できる内容が異なるか
(a) 言語著作物		(1)はい →（具体的に ） (2)いいえ
(b) 音楽著作物		(1)はい →（具体的に ） (2)いいえ
(c) 演劇著作物		(1)はい →（具体的に ） (2)いいえ
(d) 無言劇及び舞踊の著作物		(1)はい →（具体的に ） (2)いいえ
(e) 絵画、図形及び		(1)はい →（具体的に ）

彫刻の著作物		(2)いいえ
(f) 映画及びその他の視聴覚著作物		(1)はい → (具体的に) (2)いいえ
(g) 録音物		(1)はい → (具体的に) (2)いいえ
(h) 建築著作物		(1)はい → (具体的に) (2)いいえ
(i) プログラムの著作物		(1)はい → (具体的に) (2)いいえ

1-5-0) 著作権等の登録機関について教えてください。

名称	
URL	
登録対象著作物	

著作物の種類などにより、登録機関が複数存在する場合、上記の表をコピーして複数の機関について記入してください。

1-5) 著作権等の登録件数について教えてください。もしお分かりになる場合、日本企業の件数も教えてください。

種類		累計件数 (○年○月～○年○月)	2018 年合計件数
著作権		件	件
著作隣接権		件	件
出版権		件	件
	日本企業の登録件数		
	著作権	件	件
	著作隣接権	件	件
	出版権	件	件

(2)登録手続きの概要

2-1) オンライン登録の可否についてお答えください。

(a)可能 (b)不可能 オンライン登録が可能な著作物を教えてください。 (a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物
--

2-2) オフラインでの登録を受け付けている窓口の数についてご記入ください。また、根拠となる条文を引用してください。

(オフラインでの登録を受け付けている窓口の数) → 箇所

2-3) 登録が完了した場合の公示方法について教えてください。

(b) 登録機関のホームページ上で公示 (URL :) (b)著作権登録原簿に掲載 (c)その他 (具体的に)
--

2-4) 著作権登録手続きの所要期間についてご記入ください。

(著作権登録手続きの標準所要期間) 日 著作権登録手続きの所要期間を短縮する方法はありますか。その場合、追加費用はいくら かかりますか。 (a)あり → (具体的な方法と追加費用) (b)なし
--

2-5) 著作権登録手続きの手続き費用についてご記入ください。

著作権登録制度の対象事項	課金の単位	単価又は税率 (※対象国に合わせた 現地通貨とする)	早期審査にかかる 追加費用
1) 著作権者の登録			
(1) 著作権者の登録	(a)著作権の件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	
2) 著作権の登録 (著作権の信託の登録を含む。)			
(1) 著作権の移転の登録	(a)著作権の件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	
(2) 著作権を目的とする質 権の設定又は著作権又は当該 質権の処分の制限の登録	(a)債権金額 (b)その他 ()	●●%	
(3) 著作権を目的とする質 権の移転の登録	(a)著作権の件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	

著作権登録制度の対象事項	課金の単位	単価又は税率 (※対象国に合わせた 現地通貨とする)	早期審査にかかる 追加費用
(4) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	(a)著作物の数 (b)その他 ()	1 個につき●●USD	
(5) 信託の登録 (5-1) 質権の信託の登録 (5-2) 質権以外の権利の信託の登録	(a)債権金額 (b)著作権の件数	●●% 1 個につき●●USD	
(6) 第一発行年月日又は第一公表年月日又は創作年月日の登録	(a)著作権の件数又は著作物の数 (b)その他 ()	1 件又は 1 個につき ●●USD	
(7) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	(a)著作権の件数又は著作物の数 (b)その他 ()	1 件又は 1 個につき ●●USD	
(8) 登録の抹消	(a)著作権の件数又は著作物の数 (b)その他 ()	1 件又は 1 個につき ●●USD	
(9)その他			
3) 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(1) 出版権の設定の登録	(a)出版権の件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	
(2) 出版権の移転の登録	(a)出版権の件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	
(3) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権又は当該質権の処分の制限の登録	(a)債権金額 (b)その他 ()	●●%	
(4) 出版権を目的とする質権の移転の登録	(a)出版権の件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	
(5) 信託の登録 (5-1)質権の信託の登録 (5-2)質権以外の権利の信託登録	(a)債権金額 (b)著作権の件数 (c)その他 ()	●●% 1 件につき ●●USD	
(6) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	(a)出版権の件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	

著作権登録制度の対象事項	課金の単位	単価又は税率 (※対象国に合わせた 現地通貨とする)	早期審査にかかる 追加費用
(7) 登録の抹消	(a)出版権の件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	
(8)その他			
4) 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）			
(1) 著作隣接権の移転の登録	(a) 著作隣接権の 件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	
(2) 著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権又は当該質権の処分の制限の登録	(a)債権金額 (b)その他 ()	●●%	
(3) 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	(a) 著作隣接権の 件数 (b)その他 ()	1 件につき ●●USD	
(4) 信託の登録 (4-1)質権の信託の登録 (4-2)質権以外の権利の信託の登録	(a)債権金額 (b) 著作隣接権の 件数 (c)その他 ()	●●% 1 件につき●●USD	
(5) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正又は変更の登録	(a) 著作隣接権の 件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	
(6) 登録の抹消	(a) 著作隣接権の 件数 (b)その他 ()	1 件につき●●USD	
(7)その他			
5) その他 ()			
(1)			

2-6) シリーズによる登録の可否についてご記入ください。

Q. 同名のタイトルであれば、1 作ずつでなくシリーズでの登録が可能か

(a)可能 (b)不可能

Q-1. シリーズによる登録が可能な著作物を教えてください。

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

Q-2. シリーズによる登録が可能な場合、追加費用の有無を教えてください。

(a) 追加費用有り (→具体的に)
(b) 追加費用なし

2-7) 著作物の形態別の登録方法についてご記入ください。

Q. インターネット上の著作物は CD 等の電子媒体での登録が可能か、

(a) 可能 (b) 不可能→(b-1) 紙に落とす必要がある
(b-2) その他 ()

Q-1. CD 等の電子媒体での登録が可能な著作物を教えてください。

(a) 言語著作物 (b) 音楽著作物 (c) 演劇著作物 (d) 無言劇及び舞踊の著作物 (e) 絵画、図形及び彫刻の著作物 (f) 映画及びその他の視聴覚著作物 (g) 録音物 (h) 建築著作物 (i) プログラムの著作物

(3) 必要書類について

3-1) 著作権登録の申請フォーマットがあるものにチェックをしてください。また、申請フォーマットを添付してください。

(a) 著作権者の登録
(b) 実名の登録
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録
(d) 創作年月日の登録
(e) 著作権の譲渡の登録
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）
(g) 著作権の信託の登録
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録
(i) 出版権の設定等の登録
(j) 著作隣接権の移転等の登録
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録
(l) その他（創作者等の登録）

3-2) 著作権登録の申請に当たって必要な書類についてお答えください。

登録の種類	申請に必要な書類
-------	----------

(a) 著作権者の登録	
(b) 実名の登録	
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	
(d) 創作年月日の登録	
(e) 著作権の譲渡の登録	
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	
(g) 著作権の信託の登録	
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	
(i) 出版権の設定等の登録	
(j) 著作隣接権の移転等の登録	
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	
(l) その他（創作者等の登録）	

3-3) 著作権登録の申請に当たって複製物の提出の要否についてお答えください。

登録の種類	複製物の提出の必要性	「1)あり」の場合の具体的な提出方法
(a) 著作権者の登録	1)あり 2) なし	
(b) 実名の登録	1)あり 2) なし	
(c) 第一発行（公表）年月日等の登録	1)あり 2) なし	
(d) 創作年月日の登録	1)あり 2) なし	
(e) 著作権の譲渡の登録	1)あり 2) なし	
(f) 著作権の移転の登録（相続その他の一般承継）	1)あり 2) なし	
(g) 著作権の信託の登録	1)あり 2) なし	
(h) 著作権を目的とした質権設定等の登録	1)あり 2) なし	
(i) 出版権の設定等の登録	1)あり 2) なし	
(j) 著作隣接権の移転等の登録	1)あり 2) なし	
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	1)あり 2) なし	
(l) その他（創作者等の登録）	1)あり 2) なし	

3-4) ソフトウェア著作物にかかるソースコード提出の要否についてお答えください。

(a)必要 →具体的な提出方法（ ）
(b)不要

3-5) 譲渡契約書の提出要否も教えてください。

3-5-1) 著作権の譲渡の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

(a)必要 →具体的な提出方法 ()

(b)不要

3-5-2) 著作隣接権の移転等の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

(a)必要 →具体的な提出方法 ()

(b)不要

3-6) 著作権の信託の登録の際に、譲渡契約書の提出要否も教えてください。

3-6-1) 著作権の信託の登録の際に、譲渡契約書の提出は必要か

(a)必要 →具体的な提出方法 ()

(b)不要

3-6-2) 著作権の信託の登録の際に、信託契約書の提出は必要か

(a)必要 →具体的な提出方法 ()

(b)不要

(4) 法令上の登録の効果

4-1) 著作権登録をすることにより、法令上、権利推定等（行政上及び司法上）の効果はありますか。ある場合には、その内容と根拠となる条文を引用してください。

登録の種類	権利の推定（行政上及び司法上）	「1)あり」の場合 法律・規定名称、 条文番号、根拠条 文の具体的な記載 内容	「1)あり」の場 合何が推定され るのか等、その 法的効果の内容
(a) 著作権者の登録	1)あり 2) なし		
(b) 実名の登録	1)あり 2) なし		
(c) 第一発行（公表）年月日等 の登録	1)あり 2) なし		
(d) 創作年月日の登録	1)あり 2) なし		
(e) 著作権の譲渡の登録	1)あり 2) なし		
(f) 著作権の移転の登録（相 続その他の一般承継）	1)あり 2) なし		
(g) 著作権の信託の登録	1)あり 2) なし		
(h) 著作権を目的とした質権 設定等の登録	1)あり 2) なし		
(i) 出版権の設定等の登録	1)あり 2) なし		

(j) 著作隣接権の移転等の登録	1)あり 2) なし		
(k) 登録の変更、更正、抹消等の登録	1)あり 2) なし		
(l) その他（創作者等の登録）	1)あり 2) なし		

4-2) 法定賠償制度はありますか。法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用の可否に影響はありますか。ある場合、根拠となる条文を引用してください。

Q. 法定賠償制度の有無

(a)あり (b)なし

Q-1. 法定賠償制度がある場合、著作権登録の有無によって法定損害賠償制度の利用可否に影響はあるか。

(a)あり (b)なし

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容）

4-3) 著作権のエンフォースメントを行うに際して、弁護士費用、訴訟費用等の侵害者負担制度はありますか。また、著作権登録の有無によって当該制度の利用の可否に影響はありますか。それぞれ、根拠となる条文を引用して回答してください。

Q. 弁護士費用等の侵害者負担制度の有無

(a)あり (b)なし

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容)

Q-1. 侵害者負担制度がある場合、著作権登録の有無によって当該制度の利用可否に影響はあるか。

(a)あり (b)なし

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容)

4-4) 著作権の譲渡の登録をすることが第三者との関係で対抗要件となりますか。対抗要件となる場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a) 対抗要件となる (b)対抗要件とならない

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容)

4-5) その他、登録することによって得られる効果と考えられることで、法令に規定されている事項はありますか。ある場合には、根拠となる条文、内容を引用してください。

(a)あり (b)なし

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文の具体的な記載内容)

(得られる効果)

(5) 運用上の登録の効果

5-1) 刑事告訴又は行政取締りの申立ての際に、著作権登録が事実上必要ですか。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になりますか。

(a)必要 (b)不要

(c)必要ではないが、あると有利 (→具体的に)

(d)ケースバイケースで必要になる場合がある (→具体的に)

(e)その他 ()

5-2) 税関登録等に際して、著作権登録が事実上必要ですか。又は、必要ではない場合でも登録があれば有利になりますか。

- (a)必要 (b)不要
(c)必要ではないが、あると有利 (→具体的に)
(d)ケースバイケースで必要になる場合がある (→具体的に)
(e)その他 ()

5-3) 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用ですか。

- (a)有用 (b) 有用でない
(c)ケースバイケースで有用な場合がある (→具体的に)
(d)その他 ()

5-4) 著作権登録は、行政訴訟、民事侵害訴訟における著作権保有の初歩的な証明になりますか。

- (a) 初歩的な証明になる (b) 初歩的な証明にならない
(c)ケースバイケースで初歩的な証明になる場合がある (→具体的に)
(d)その他 ()

5-5) 権利侵害者に対する警告状送付の際に、著作権登録が活用されていますか。

- (a) 活用されている (b) 活用されていない
(c)ケースバイケースで活用されている (→具体的に)
(d)その他 ()

5-6) 他国での著作権登録が有用ですか。

- (a)有用 (→具体的に、どこの国の著作権登録がどのような場面で有用か)
(b) 有用でない
(c)ケースバイケースで有用な場合がある (→具体的に)
(d)その他 ()

5-7) その他、登録することによって得られる運用上の効果と考えられることがありましたら、具体的に教えてください。

--

(6)権利者の著作権登録の活用状況について

(6-1)貴国の著作権登録制度について、権利者は積極的に活用している状況と考えますか。

- (a) 活用されている (b) 活用されていない
(c) ケースバイケースで活用されている (→具体的に)
(d) その他 ()

(6-2)積極的に活用している権利者がいる場合、どのような権利者がどのような著作権をどのような目的で登録しているケースが多いですか。

(7)判例について

著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ事例がありましたらご教示ください。

判例番号

概要

原資料の URL

(8)その他、貴国の著作権等登録制度の著作権等のエンフォースメントへの活用について、権利者にアドバイスしている内容や事項、ご意見がありましたら、ご記入ください。

(9) 出資比率で著作権の持ち分を決めている場合、著作権登録をすると、第三者に持分比率を公表されるケースはありますか。

(10) 職務著作の著作権登録書に監督や脚本家など自然人の名前が記載されている場合、権利行使の際に著作権をそれらの人から譲渡してもらっているかの証明書を求められるケースはありますか。

(11) 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、権利者であることをどのように証明しているか。

--

(12) 著作物の権利者であることの著作権登録ができる場合、ライセンスや冒認出願対応など、権利者としての地位を活かした取引がどれくらいあるか。

--

(13) 著作権者でない第三者が著作権の冒認登録をした場合、取り消し手続きはあるか。

--

(14) 著作権登録をした場合に、著作者の本名や住所等の個人情報が公表されるか。

--

(15) 以下のような著作権登録制度を活用した事例や判例はあるか。ある場合は、具体的に教えてください、

- 著作権等のエンフォースメントに関連する裁判において、著作権登録があることを根拠として権利者に有利な判決が出るなど、裁判所の判断に影響が及んだ判例
- 刑事告訴や行政取り締まりの申立の際に、著作権登録なしに申立てできた事例
- 著作権登録以外の著作権を証明する資料で税関登録ができた事例
- 第三者の出願商標に対する異議又は審判申し立てにおける先行権利の証明に際して、著作権登録が有用であった判例

--

(16) (法律事務所として) 著作権者に対して、著作権等のエンフォースメントを行う際には、必ず著作権登録をするように勧めているか。

--

(17) 著作権登録を勧めない場合もあるとすると、どのような場合に著作権登録を勧めて、どのような場合に勧めていないか。

--

(18) 著作権が共有されている場合、うち1名のみの申請で著作権登録などが可能ですか。

--

(19)実態として、概ねどの程度の代理人費用（弁護士・弁理士等）が必要となりますか。

--

(20)登録により取得できる著作権証明書の見本を提供していただけますでしょうか。（※ファイルを添付してください）

--

(21)著作権登録を推進していく施策がありますか。 ない場合はその理由を教えてください。

--

(22)冒認出願された場合に、権利の推定を覆すために必要な証拠は具体的にはどのようなものがありますか。

--

(23)複製を提出できない著作物（建築の著作物）等については、どうやって登録しますか。

--

質問は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。